

平成22年度

地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の 実施における地域間の差異に関する調査 事業報告書



財団法人
全日本ろうあ連盟

あいさつ

全日本ろうあ連盟副理事長

「地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施における
地域間の差異に関する調査」事業委員会委員長

小 中 栄 一

このたび、ここに「地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施における地域間の差異に関する調査」事業の報告書が完成しましたので、お届けいたします。

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業が平成 18 年 10 月 1 日にスタートし、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて、障害者への支援サービスを実施する形になりました。それ以降、地域生活支援事業の必須事業として各地域にてコミュニケーション支援事業が実施されています。

しかし、平成 21 年 3 月 31 現在の厚生労働省の調査によると、コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数は 75.06%にとどまっており、さらに、県内の市町村の事業実施率が 100%の県から、45.7%と半数以上の市町村が未実施の県まで、地域間の差異が生じています。また、コミュニケーション支援事業には手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業・要約筆記者派遣事業の 3 事業がありますが、どれか 1 事業を実施していればコミュニケーション支援事業を実施しているとみなされている現状があるため、例えば手話通訳者派遣事業の市町村実施率 100%の県においても、手話通訳設置事業の市町村実施率はかなり低くなっているところが多いのです。

実施状況に加え、事業内容（要綱）は各市町村が定めることとなっているため、様々な要因（自治体の財源・社会資源の有無、他の地域生活支援事業との兼ね合い等）でその内容にバラツキがみられますが、地域間の差異が生じていることの実態と要因などに関する調査はこれまで実施されておらず、地域間の差異に関する資料やデータは厚生労働省でも把握していませんでした。今回の調査で、地域により、格差がどのように生じているのか、具体的に調査することができました。

聴覚障害者にとって、情報・コミュニケーションは、まさに生きるための基本的人権であり、社会生活、社会活動のどの場面においても保障されるべき権利です。手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業・要約筆記者派遣事業の 3 つの事業の全てが地域における聴覚障害者の状況に応じて適切に提供されるべきと考えます。

この地域間の差異に関する報告書は内閣府「障がい者制度改革推進会議」においても、障害者自立支援法に代わる新たな障がい者総合福祉法（仮称）の案を作成するうえで、聴覚障害者の社会参加や自立を促進する重要な指針になるとの期待もあります。

最後になりますが、この事業にご協力を賜りました厚生労働省をはじめとする関係者に厚くお礼を申し上げて、報告書発刊のごあいさつといたします。

1. あいさつ	
2. 調査概要	3
地域生活支援事業 概要	7
コミュニケーション支援に関する事業の概要	9
3. 調査結果	11
(1) 都道府県を対象とする調査	12
1) 聴覚障害者の人数	12
2) 地域生活支援事業の実施状況	12
①手話通訳者派遣事業の実施状況と課題	13
②手話通訳設置事業の実施状況と課題	20
③手話通訳者養成事業の実施状況と課題	24
④手話通訳指導者養成事業の実施状況と課題	27
⑤要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況と課題	29
⑥要約筆記奉仕員（者）養成事業の実施状況と課題	36
(2) 市町村を対象とする調査	41
1) 聴覚障害者の人数	41
2) コミュニケーション支援事業の実施状況	42
①手話通訳者派遣事業の実施状況と課題	46
②手話通訳設置事業の実施状況と課題	55
③手話通訳者養成事業の実施状況と課題	59
④要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況と課題	62
⑤要約筆記奉仕員（者）養成事業の実施状況と課題	69
(3) コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査	72
4. まとめ（小中・松本）	92
5. 巻末資料	
調査票1：都道府県対象用調査紙	96
調査票2：市町村対象用調査紙	108
調査票3：コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査 ろうあ者用調査紙	120
調査票4：コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査 難聴者・中途失聴者用調査紙	123
参考資料1：要約筆記者養成カリキュラム	127
参考資料2：県・市町村回答率一覧表	132

調査概要

財団法人全日本ろうあ連盟（以下、連盟）は、全国 47 都道府県に傘下団体を擁する全国唯一のろう者の当事者団体であり、その目的は全国の聴覚障害者の人権を尊重し文化水準の向上を図り、その福祉を増進することである。

平成 18（2006）年 4 月より障害者自立支援法が施行された。コミュニケーション支援事業を含む地域生活支援事業は、法 77 条、78 条により規定され、コミュニケーション支援事業は同年 10 月より、市町村の必須事業として実施され、今日に至っている。しかし、コミュニケーション支援事業およびそこで実施される各種事業については、市町村の必須事業とされているにもかかわらず、障害者自立支援法施行 5 年を経過する現在においても、以下にみるように、すべての市町村での実施になっていないし、事業の実施において、大きな格差が存在している。また、同一事業の実施においても自治体間の格差の存在が推測される。

○コミュニケーション支援事業の実施率	74.80%
●手話通訳者派遣事業の実施率	74.00%
●要約筆記奉仕員派遣事業の実施率	48.34%
●手話通訳設置事業の実施率	29.14%

□厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ。数値は平成 22（2010）年 3 月末現在

ここからは、都道府県・市町村による地域格差の存在がみてとれる。その実態を明らかにし、早急に解決のための手だてを施すことで、全国どこの地域に暮らし、働いていても必要なコミュニケーション支援が実施されていく必要がある。

本調査は、障害者自立支援法に基づき行われる①コミュニケーション支援事業について、都道府県・市町村の実施状況と事業に対する利用者の意見を把握すること、そこから②コミュニケーション支援事業の地域間格差の実態を明らかにし、課題を整理することを目的に、全国の自治体に対して悉皆調査を行うものである。

①調査については、

②都道府県を対象とする調査

③市町村を対象とする調査

コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査を行った。①②については、調査紙を作成し、郵送法により、回答を回収した。

③については、委員会の構成団体である、全日本ろうあ連盟、全国難聴者・中途失聴者団体連合会の加盟団体に対して、団体に所属する各 100 人・計 200 人を対象に、調査紙による郵送法を中心に一部対面によるヒアリングによって調査を行った。

①都道府県調査については、47 自治体中、39 自治体から回答があり、回収率は 83.0%であった。

②市町村調査については、1750 自治体中、971 自治体から回答があり、回収率は 55.5%であった。

③利用者調査について、ろうあ者 85 人、難聴者・中途失聴者 82 人より回答を得た。

なお、この調査結果は報告書にて作成し、行政機関を中心に関係機関・者に配布する。

以上の事業を実施するにあたり、以下の委員からなる委員会（調査事業・報告書作成）を設け、5回会議を開催した。

委員会構成

●財団法人全日本ろうあ連盟	副理事長	小中栄一
●財団法人全日本ろうあ連盟	手話通訳対策部長	松本正志
●社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	理事長	高岡 正
●特定非営利活動法法人全国要約筆記問題研究会	理事長	三宅初穂
●一般社団法人全国手話通訳問題研究会	理事	小山秀樹
●一般社団法人日本手話通訳士協会	理事	林智樹

会議開催

①第1回会議

日 時：2010年9月11日（土）午前10時～午後2時30分

場 所：大谷婦人会館 会議室3

議 題：挨拶・委員長選任

事業内容、スケジュールの確認

アンケート調査内容について

アンケート調査事項・実施内容

②第2回会議

日 時：2010年10月9日（土）午後3時30分～午後7時

場 所：大谷婦人会館 会議室「小」

議 題：ヒアリング調査について

ヒアリング調査事項・実施内容

③第3回会議

日 時：2011年2月11日（金）午前10時～午後12時

場 所：東京都障害者福社会館 児童室

議 題：アンケート結果について

ヒアリング調査について

④第4回会議

日 時：2011年3月5日（土）午後1時～午後5時

場 所：測量年金会館 中会議室

議 題：アンケート結果について

ヒアリング調査について

報告書（まとめ）作成について

⑤第5回会議

日 時：2011年3月26日（土）午前11時～午後5時

場 所：京都・コミュニティ嵯峨野

議 題：報告書（まとめ）作成について

地域生活支援事業 概要

平成 18 年（2006 年）4 月より施行された障害者自立支援法に基づき、10 月より市町村および都道府県において、各行政の判断により障害者の自立を支援する地域生活支援事業が始まりました。

【地域生活支援事業実施要綱】

（最終改正：平成 20 年 3 月 28 日付け障発第 081002 号 平成 20 年 4 月 1 日から適用）

1 目的

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

（1）市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

（2）都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

（1）市町村地域生活支援事業

障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- ア 相談支援事業
- イ コミュニケーション支援事業
- ウ 日常生活用具給付等事業
- エ 移動支援事業
- オ 地域活動支援センター機能強化事業
- カ その他の事業

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- ア 専門性の高い相談支援事業
- イ 広域的な支援事業
- ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業
- エ その他の事業

4 利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代読、音声訳、要約を行う等障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4) 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業については、補助対象とならない。

コミュニケーション支援に関する事業の概要

I. コミュニケーション支援に関する事業として、本調査では下記の事業について調査を行いました。

①手話通訳設置事業

手話を必要とする聴覚障害者に常時対応できるよう、役所や行政機関に職員として手話通訳者を設置します。

②手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者の円滑なコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、手話通訳者を派遣します。

③要約筆記者派遣事業

要約筆記を必要とする聴覚障害者の円滑なコミュニケーションを支援し社会参加を促進するため、要約筆記者を派遣します。

④手話通訳者養成研修事業

手話通訳に関する知識や技術を指導し、手話通訳者を養成します。

⑤手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

⑥要約筆記奉仕員養成事業

要約筆記に関する知識や技術を指導し、要約筆記奉仕員を養成します。

⑦手話通訳指導者養成事業

手話を指導するにあたって必要な知識や技術を指導し、手話通訳指導者を養成します。

II. 市町村地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の実施要綱

1 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

3 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

4 留意事項

(1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、調整者の設置等について配慮すること。

(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。

ア 「手話通訳者」

(ア) 「手話通訳士」・・・手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実

施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

(イ)「手話通訳者」・・・都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

(ウ)「手話奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者

イ 「要約筆記者」

「要約筆記奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者

Ⅲ. コミュニケーション支援事業に係わる事業として、地域生活支援事業には下記のものがあります。

A. 市町村地域生活支援事業

①手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成研修事業

「社会参加促進事業」の中の「奉仕員養成研修事業」に位置づけられ、聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成します。

B. 都道府県地域生活支援事業

①手話通訳者養成研修事業

「サービス・相談支援者、指導者育成事業」に位置づけられ、手話通訳に関する知識や技術を指導し、手話通訳者を養成します。

②手話通訳設置事業

「その他の事業」の「情報支援等事業」に位置づけられ、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を福祉事務所等公的機関に設置します。

③手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成研修事業

「社会参加促進事業」の中の「奉仕員養成研修事業」に位置づけられ、聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成します。

④特別研修事業

「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」として手話通訳士および手話通訳者、要約筆記奉仕員のステップアップ研修事業を行います。

尚、手話通訳指導者養成事業は地域生活支援事業には含まれません。厚生労働省が手話通訳指導者養成研修事業を毎年実施しており、全国の手話通訳指導者を対象に研修を施しております。本調査では都道府県および市町村が独自に行っている手話通訳指導者養成事業を指します。

調查結果

(1) 都道府県を対象とする調査

はじめに

都道府県調査については、47 自治体中、39 自治体から回答があり、回収率は 83.0%であった。

1) 聴覚障害者の人数

表 1-2 にみるように、人口規模別に見た場合、聴覚障害者数の平均は、人口 100 万人未満の自治体では 3805 人、100 万人から 200 万人未満では、6839 人、200 万人から 300 万人未満では 8936 人、300 万人以上は 24771 人となっている。人口規模による身体障害者全体に占める聴覚障害者の割合に大きな差はないといえる。

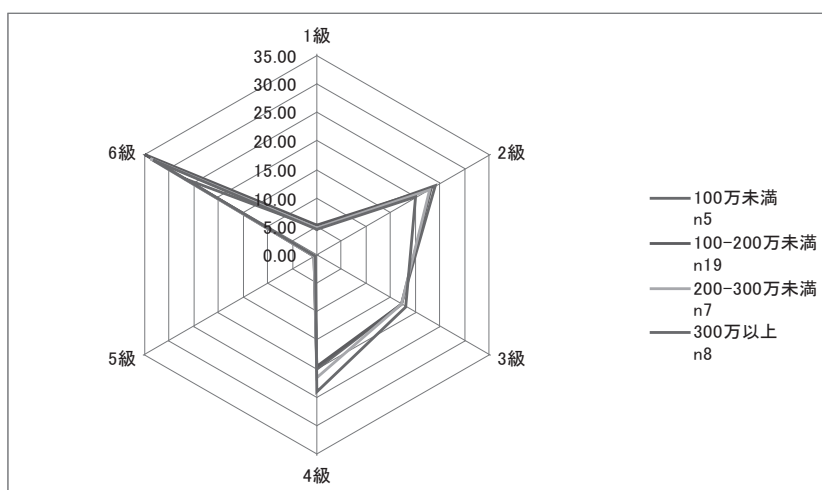
図 1-1 にみるように、聴覚障害者の等級（1 級から 6 級）の分では、人口規模による差はみられなかった。

以上により、都道府県により、人口あたりの聴覚障害者の数は、ほぼ等しく、障害等級にも差がないことから、後でみる「地域格差」は、聴覚障害者の数の偏りによる格差ではなく、自治体のコミュニケーション支援事業に対する姿勢（財源の確保・実施体制）に起因するものと推測できる。

表 1-2 都道府県人口・身体障害者数・聴覚障害者数平均

人口規模 (人)	人口平均 (人)	身体障害者数 平均 (人)	身障者 / 人口 (%)	聴覚障害者数 平均 (人)	聴障者 / 身障者 (%)
100 万未満 n5	777,843	39,881	5.13	3,805	9.54
100-200 万未満 n19	1,370,906	66,278	4.83	6,839	10.32
200-300 万未満 n7	2,222,552	89,443	4.02	8,936	9.99
300 万以上 n8	7,613,497	260,617	3.42	24,771	9.50

図 1-1 聴覚障害者の等級別割合



2) 地域生活支援事業の実施状況

表 1-1 にみるように、地域生活支援事業で実施しているものとして、広域的な支援事業の実施については、76.9%にとどまっている。(2) 市町村調査のところで記述するが、手話通訳者養

成事業や手話通訳設置事業、要約筆記奉仕員養成事業については、規模の小さい自治体は、自らの自治体では実施できないので、広域事業としての実施を希望している。その場合には、都道府県による調整が必要とされている。

表 1-2 は、平成 21（2009）年の地域生活支援事業の事業費の決算額である。同じ人口グループでも事業費に 2 倍以上の差が見られる。人口 1000 人あたりの事業費をみると、規模の小さい自治体＞規模の大きな自治体という傾向がみられる。

表 1-1 地域生活支援事業で実施している事業（複数回答可）

自治体数

人口規模（人）		専門性の高い相談支援		広域的な支援事業		支援者指導者養成		その他	
100 万未満	n5	5	100%	5	100.0%	5	100%	5	100.0 %
100-200 万未満	n19	19	100%	12	63.2 %	19	100%	18	94.7 %
200-300 万未満	n7	7	100%	7	100.0 %	7	100%	7	100.0 %
300 万以上	n8	8	100%	6	75.0 %	8	100%	8	100.0 %
全体	n39	39	100%	30	76.9%	39	100%	38	97.4 %

表 1-2 地域生活支援事業の平成 21（2009）年事業費決算

円

人口規模（人）		総額（平均）	最高額	最少額	人口 1000 人あたり予算（円）	最大額	最少額
100 万未満	n5	98,137,073	134,337,384	68,851,343	132,251	209,913	80,733
100-200 万未満	n19	90,111,902	151,449,296	60,797,118	67,078	108,014	44,511
200-300 万未満	n7	106,413,382	131,586,000	76,403,151	48,334	65,442	37,264
300 万以上	n8	333,869,777	805,640,975	147,678,062	44,425	71,748	20,596
平 均		145,488,197	805,640,975	60,797,118	67,431	106,780	20,596

なお、地域生活支援事業のなかのコミュニケーション支援事業については、回答のあった 39 都道府県すべてで実施されていた。

①手話通訳者派遣事業の実施状況と課題

(1) 手話通訳派遣事業の実施状況

障害者自立支援法第 77 条で、手話通訳等派遣の事業については、市町村の必須事業として明記された。他方、これを受けて、それまで都道府県で行っていた手話通訳者派遣事業が廃止される状況が各地で出てきた。

今回の調査でも、表 1-3 にみるように、県として手話通訳者派遣事業を行っているのは、過半数に満たない。特に 100 万人～200 万人の自治体での実施率が低くなっている。

中止時期をみると、やはり障害者自立支援法施行の平成 18（2006）年が多く、法の施行が廃止の契機となっているのは確かである。

派遣事業を実施しない理由として、ほとんど（15/19 自治体）は、市町村事業であることを理由に挙げている。

このことにより、後の市町村調査でみるが、市町村外あるいは県外の派遣（広域）派遣ができないあるいは制限される、県域あるいは広域で団体の行う事業に手話通訳者の派遣が利用できないなどの弊害が生じてきている。

表 1-3 手話通訳派遣事業の実施状況

自治体数

人口	実施	なし	H18 に中止	H19 に中止	H20 に中止	実施率%
100 万未満 n5	3	2	2	0	0	60.0
100-200 万未満 n19	3	16	10	3	1	15.8
200-300 万未満 n7	4	3	0	0	0	57.1
300 万以上 n8	7	1	0	1	0	87.5
全体 n39	17	22	12	4	1	43.6

(2) 手話通訳派遣事業の運営主体

手話通訳派遣事業を実施する自治体で、事業の実施について、大多数が外部委託となっており、派遣センターが一番多く、次いで社会福祉協議会となっている。

また、手話通訳派遣事業所において手話通訳派遣コーディネーターは、2ヶ所をのぞいて、手話通訳ができる職員が担当していた。

表 1-4 手話通訳派遣事業の運営主体 (重複回答あり)

自治体数

	直営	福祉部	社会福祉協議会	情報提供施設	派遣センター	聴障協	全通研支部	その他
自治体数 n17	1	1	4	0	8	0	0	6

(3) 手話通訳派遣事業の運営委員会の設置

手話通訳派遣事業を実施するための運営委員会の設置については、表 1-5 に見るように設置・未設置が半々となっている。

設置する場合の、委員会の構成団体は、多いものから聴覚障害者協会、全通研支部、聴覚障害者情報提供センター、難聴者・中途失聴者協会、手話サークルとなっている。表 1-6

表 1-5 手話通訳派遣事業の運営委員会の設置

自治体数

人口	設置	なし
100 万未満 n3	1	3
100-200 万未満 n3	1	3
200-300 万未満 n4	2	2
300 万以上 n7	5	0
実施全体 n17	9	8

表 1-6 手話通訳派遣事業の運営委員会を設置する場合の構成団体

自治体数

行政職員	聴覚障害者情報提供センター	手話通訳派遣センター	聴覚障害者協会	難聴者・中途失聴者協会	全国手話通訳問題研究会支部	手話サークル	障害者団体	その他	回答者数
2	4	0	7	4	6	3	0	3	8

(4) 手話通訳派遣事業費

表 1-7 にみるように、平成 21 (2009) 年度の手話通訳派遣事業の事業費は、人口規模別で見ると、総額平均では 100 - 200 万人未満が一番多くなっている。千人当たりで比較すると、人口規模の小さい自治体 > 人口規模の大きい自治体となっている。ただし、市町村において

も手話通訳派遣事業を実施しているので、単純な比較はできない。また、人口規模の小さい自治体では、市町村での手話通訳事業の実施率が少ないので、県が実施できていない市町村の代わりに派遣事業を実施していると考えられる。いずれにしても、人口規模の大きい自治体ほど、手話通訳派遣事業に費やす予算は少ないといえよう。

表 1-7 平成 21 年次手話通訳派遣事業費の平均：人口規模 円

人口規模（人）		平均決算額	決算額 / 人口 1000
100 万未満	n3	2546508.7	3273.8
100-200 万未満	n3	4450791.7	3246.6
200-300 万未満	n4	723765.0	325.6
300 万以上	n7	1973302.0	259.2

(5) 手話通訳派遣件数

平成 21（2009）年度 1 年間の手話通訳派遣件数の人口規模別平均は、表 1-8 にみるように、100－200 万人未満が一番多くなっている。手話通訳派遣依頼内容をみると、100－200 万人未満、200－300 万人未満では、個人の生活や社会参加に関わる派遣（市町村派遣で担う内容）が多く回答されている。ここからも、200 万人未満の自治体では、市町村事業で行うはずの手話通訳派遣を肩代わりしていることが推測できる。一方、100 万人未満と 300 万人以上では、団体・団体の活動や行事への派遣依頼が多くなっている。

ここからは、二つの傾向がみえてくる。一つは、上述したように、200－300 万人以下の自治体でみられるように、市町村自治体が手話通訳派遣事業を実施していないために、県が市町村に代わって個人派遣を含む事業を実施するものである。もう一つの傾向としては、300 万人以上および 100 万人以下の自治体にみられるように、個人派遣については、市町村事業として実施するが、広域あるいは団体が行う行事や会議については、県が派遣事業を行うというもの。市町村の手話通訳者派遣事業の課題として、市外・県外派遣、広域派遣が課題としてあげられているが、いずれにしても、半数の県自治体が県としての派遣事業を実施していない状況のなかで、個人派遣や広域派遣、団体派遣が行われていない自治体が存在し、この問題の解決が必要とされている。

表 1-8 平成 21 年度手話通訳派遣件数

人口規模（人）		派遣件数
100 万未満	n3	173.0
100-200 万未満	n3	578.7
200-300 万未満	n4	208.3
300 万以上	n7	324.9

【手話通訳派遣依頼内容の多いもの】

- 100 万未満 研修会、講演、シンポジウム、セミナー、式典
会議への派遣、大会への派遣
- 100-200 万未満 生命及び健康の維持増進に関すること、各種大会、会議、講演会に関すること、
職業及び仕事に関すること、福祉増進、講座、教育・保育、医療、文化・教養
福祉関係団体が主催する会議
- 200-300 万未満 医療機関、大会・会議・講演会、生活その他、教育・保育、公的機関、

300 万以上

会議、講演会、研修会、各種大会、その他
 医療、大会・講演会、スポーツ、教育、生活（結婚披露・祝賀会等）
 会議、研修会、役員会
 タウンミーティング、講座、特別支援学校会議、フォーラムなど
 集会・会合
 県域の聴覚障害者団体が実施する事業
 病院、学校、就労
 集会、講座、保健、医療

(6) 派遣する登録手話通訳者の範囲

どのような手話通訳者を派遣するかについて、回答のあった 17 自治体のうち、15 自治体では手話通訳者（または手話通訳士）試験に合格している者のみを派遣していると回答している。一方、人口 100 万未満の 2 自治体が、手話通訳者・奉仕員の派遣を行っている。

都道府県の手話通訳者派遣においては、有資格者が派遣されている。（一方、市町村においては、約 3 割（手話通訳者と手話奉仕員 29.1%、手話奉仕員のみ 5.3%）が、手話奉仕員も手話通訳者として派遣している状況がみられる。）

表 1-9 派遣する登録手話通訳者の範囲

自治体数

人口規模（人）	手話通訳者のみ （手話通訳士含む）	手話通訳者・手話 奉仕員	手話奉仕員	その他
100 万未満 n3	1	2	0	0
100-200 万未満 n3	2	0	0	1
200-300 万未満 n4	4	0	0	0
300 万以上 n7	7	0	0	0

* 手話通訳者と手話通訳士

(7) 手話通訳者・手話奉仕員の登録条件の設定

登録する手話通訳者については、都道府県の行う手話通訳者登録試験に合格した者という条件で登録を行っている自治体が 13 自治体、手話通訳士試験に合格した者を登録とするのが 4 自治体となっている。また、都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ手話通訳者登録試験に合格した者という条件を設定する自治体が 4 自治体となっている。（この場合、他府県での養成講習会修了者が含まれるのかは今回の調査では不明）。

一方、手話奉仕員養成講習会の修了だけで登録を行うという条件の自治体は、県が行う講習会が 4 自治体、市町村の行う講習会が 1 自治体となっている。

障害者自立支援法では、手話通訳者は「手話通訳士」、「手話通訳者」、「手話奉仕員」となっているが、80 時間の講習時間で養成・修了する手話奉仕員（簡単な日常会話ができる）を手話通訳者として登録し派遣を行うことは、利用者だけでなく手話奉仕員自身も不安や手話通訳の不十分さを感じずにはいられない。「コミュニケーションの権利」を実現する手話通訳（基本的人権や教育権、労働権、司法権、その他の自由権、社会権を支える手話通訳）を実行するためには、よくトレーニングされ、社会的に評価されている資格試験に合格したものでなければならない。

表 1-10 手話通訳者・手話奉仕員の登録条件の設定（複数回答）

自治体数

手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格したもの	都道府県が行う手話通訳者登録試験に合格したもの	都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県通訳者統一試験に合格したもの	市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県通訳者統一試験に合格したもの	その他	都道府県が実施する手話通訳者養成講習会を修了したもの	市区町村が実施する手話通訳者養成講習会を修了したもの	その他	回答者数
4 23.5	13 76.5	0 0.0	4 23.5	0 0.0	0 0.0	1 5.9	4 23.5	1 5.9	0 0.0	17 100.0

(8) 都道府県に登録する手話通訳者・手話奉仕員の数

都道府県に登録する手話通訳者・手話奉仕員数は、表 1-11 のとおりである。このうち日中稼働できる手話通訳者の数は、表 1-12 のように、100 万人未満では平均 18 人、100 万人以上の自治体でも平均 50 人前後と、非常に少ない状況にあるといえる。後にみる自由記述においても、手話通訳者の養成・登録は、急務の課題である。

表 1-11 都道府県に登録する手話通訳者・手話奉仕員の数の平均 人

人口規模（人）		手話通訳者人数	手話奉仕員人数
100 万未満	n3	30.0	76.0
100-200 万未満	n3	98.8	* 回答なし
200-300 万未満	n4	148.0	91.0
300 万以上	n7	198.8	415.0

表 1-12 都道府県に登録する手話通訳者・手話奉仕員で
日中稼働できる人数の平均

人口規模（人）		昼間稼働通訳者	昼間稼働奉仕員
100 万未満	n3	18.0	21.5
100-200 万未満	n3	62.8	* 回答なし
200-300 万未満	n4	48.3	23.0
300 万以上	n7	40.0	* 回答なし

(10) 手話通訳者の謝礼

表 1-13 にみるように、1 時間あたりの手話通訳者への謝礼金については、平均で 1732 円。人口規模別でみた場合は、規模の大きな自治体ほど謝礼金額が大きい傾向にある。

表 1-13 手話通訳者の謝礼：1 時間あたり平均額

円

人口規模（人）		通訳謝礼	最高額	最少額
100 万未満	n3	1466.7	2000.0	900.0
100-200 万未満	n3	1490.0	1970.0	1000.0
200-300 万未満	n4	1966.7	3000.0	1400.0
300 万以上	n7	1896.0	3180.0	1300.0
全体の平均	n17	1732.1	3180.0	900.0

表 1-14 は、手話通訳の謝礼金算出基準である。表にみるように全国的に統一されているわけではない。多いのは、手話通訳現場での実通訳時間のみ 6 自治体、会場に着いた時間から会場を離れる時間が 6 自治体となっている。自宅を出て手話通訳を行い自宅に帰るまでが 2 自治体となっている。報告書作成時間や報告・反省会を手話通訳時間に算入する自治体は 0 である。

登録して訪問介護を行う介護職員の場合、自宅から帰宅まで、あるいは連続して別の高齢者宅に移動する場合の移動時間が報酬に算入されている。それと同じような業務形態であるに関わらず、手話通訳者の場合、業務とみなされる時間範囲は狭い。

手話通訳業務は、①手話通訳の依頼を受ける→②準備する→③当日自宅から会場に移動する→④挨拶・打ち合わせを利用者とする→⑤手話通訳を行う→⑥終了し自宅に移動する→⑦報告書作成し報告書を提出する→⑧必要があれば派遣事業所と事後の報告・打ち合わせ・反省会を行う、といった連続した業務である。現在は、その一部だけ切り取った形（多くの自治体が⑤のみ、あるいは④～⑤のみ）で謝金（報酬）が設定されている。手話通訳者の業務について正当な評価をし、①～⑦ないし⑧を手話通訳時間として、謝金（報酬）算出基準とすべきである。

表 1-14 謝礼金算出基準

自治体数

人口規模（人）	実通訳時間のみ	会場着から会場発まで	家から会場・会場から家まで	報告書作成含む	報告・反省会含む	その他
100 万未満 n3	2	0	0	0	0	1
100-200 万未満 n3	1	1	0	0	0	2
200-300 万未満 n4	2	0	1	0	0	1
300 万以 n7	1	5	1	0	0	0
全体の平均 n17	6	6	2	0	0	4
%	35.3	29.4	23.5	0.0	0.0	29.4

(11) 手話通訳派遣の範囲

表 1-15 は、都道府県が行う手話通訳の派遣範囲であるが、今回の調査では、知事が必要と認めたものという条項を入れている自治体が 10 自治体と多くを占めた。次いで聴覚障害者団体の会議となっている。その他には、医療、学校、仕事、冠婚葬祭といった個人派遣となっている。

朝礼会議、スクリーニング・資格への派遣が少ないが、今回の調査では実態を明らかにすることはできなかった

〇〇ページで、都道府県が行う手話通訳派遣の二つの傾向（市町村の派遣事業の代行、広域派遣・団体派遣）を整理したが、都道府県には、どちらか、ではなく両方について手話通訳派遣を行っていく責務があると考ええる。

表 1-15 手話通訳派遣の範囲

自治体数

	医療関係	公的機関	学校	就職面接	朝礼会議	聴障団体会議	冠婚葬祭	家族親戚	自治会	教養文化	資格スクリーニング	裁判警察	知事が必要と認めたもの	その他
都道府県数	4	3	4	3	2	7	3	3	3	3	2	3	10	11

手話通訳（者）の県外派遣、県外からの手話通訳派遣依頼に応ずるか、の質問に対して表 1-16、表 1-17 の結果となった。県外派遣を認めないが 10 自治体・58.8%を占めた。県外からの派遣依頼を認めないが 8 自治体・47.1%となっている。「都道府県の行政区の壁」が存在している。他方で、県外派遣および県外からの派遣依頼を認めるが、それぞれ 5 自治体・

29.4%、これに「条件付きで認める」を含めると県外派遣を認めるは7自治体・41.2%、県外からの派遣依頼を認めるは9自治体・52.9%となる。当然だが、聴覚障害者の生活範囲や社会活動の範囲は、県を越えて行われることがある。「認める」があたり前の状況にならない。

表 1-16 県外への手話通訳派遣

自治体数

人口規模（人）		県外可	条件付き	県外不可
100 万未満	n3	1	0	2
100-200 万未満	n3	0	0	3
200-300 万未満	n4	2	0	2
300 万以上	n7	2	2	3
全体の平均	n17	5	2	10

表 1-17 県外からの派遣依頼

自治体数

人口規模（人）		可	条件付き	不可
100 万未満	n3	1	0	2
100-200 万未満	n3	1	0	2
200-300 万未満	n4	3	0	1
300 万以上	n7	0	4	3
全体の平均	n17	5	4	8

(12) 手話通訳者派遣事業の問題・課題

手話通訳者派遣事業の問題・課題について、自由記述で以下のような回答を得た。おもなものを整理すると以下のようになる

- ①手話通訳者（士）の不足（4自治体）
- ②予算の不足（3自治体）
- ③広域派遣（3自治体）
- ④団体派遣
- ⑤手話通訳者の技術向上

昭和 51（1976）年に都道府県・政令指定都市事業として身体障害者社会参加促進事業の一つとして「手話奉仕員派遣事業」が開始された。平成 7（1995）年には市町村障害者社会参加促進事業が始まり、市町村においても手話奉仕員派遣事業が取り組まれるようになったが、平成 8（2003）年度に市町村で手話通訳派遣事業を行っていたのは全市町村の 3.5%であった。平成 10（1998）年には、「手話通訳者養成カリキュラム」が作られ、派遣事業名を手話通訳者派遣事業に変更する自治体が増えてきた。障害者自立支援法施行以前は、市町村で手話通訳者派遣事業を行うところは少なく、都道府県が行う手話通訳者（奉仕員）派遣事業が中心となっていた。本調査でみたように、障害者自立支援法施行により、半数の県が手話通訳者（奉仕員）派遣事業を中止し、市町村が行う事業として位置づけている。

③④にあるように、市町村事業とした場合、広域派遣と団体派遣が困難となっている。また、個人派遣について手話通訳者派遣事業の実施率は 74.0%（厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ。数値は平成 22（2010）年 3 月末現在）であるので、実施していない市町村での手話通訳派遣事業は都道府県が担うことになるが、「代行」だけでなく、高度

な手話通訳、困難なケースの手話通訳については、市町村に設置・登録された手話通訳者では担えないものもあり、これについても都道府県が積極的に責任を果たしていくことが重要である。

表 1-18 自由記述：手話通訳者派遣事業の問題・課題

100 万未満	●平成 23 年度から広域派遣事業（市町）を実施予定だが、県外への派遣、県外からの派遣の取扱いについて。 ●派遣登録をしている手話通訳士の数が少ない。
100-200 万未満	●手話通訳派遣に関しては、社会福祉法人 A 県身体障害者連盟に委託（単価契約）し、予算は各事業課において支払っております。 ●特になし ●把握しておりません。 ●活動できる手話通訳者数が不足していること。 ●県外派遣・複数の市町をまたぐ広域派遣の費用負担・会議、イベント等の主催者側が派遣すべきケースにおいて、主体者側に予算がないケースの対応
200-300 万未満	●市町村から派遣する事例も含めて、派遣範囲のあり方については、予算上の制約もあり、難しい問題である。 ●団体の派遣依頼に対し、予算の範囲でしか対応できない。財政状況から予算の増も難しい。
300 万以上	●手話通訳者が不足しているため、派遣要望に対してどのように対応していくべきか課題となっている。 ●謝礼が低い ●コーディネーター人材が足りない ●県内、他府県を含め、広域的な派遣体制構築の検討。 ●手話通訳者の不足と通訳技術の向上。

②手話通訳設置事業の実施状況と課題

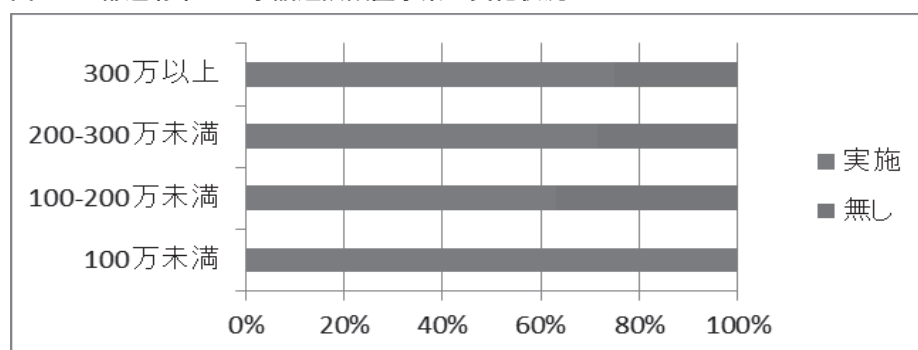
(1) 都道府県での手話通訳設置事業の実施状況

表 1-19、図 1-2 にみるように、都道府県における手話通訳設置事業の実施状況は、実施が 28 自治体・71.8%、実施なしが 28.2%となっている。人口規模別でみると、100-200 万人未満で実施率は 63.2%と低くなっている。100-200 万人未満の自治体では、手話通訳者派遣事業の実施率も 15.8%と低くなっている。（他方で、100-200 万人未満の自治体でも手話通訳者派遣事業を実施している自治体では、手話通訳者の年間派遣件数は他の人口規模自治体の 2 倍から 3 倍となっている。） 都道府県として手話通訳設置事業を行っていない自治体があることは課題であり、すべての都道府県に手話通訳者が設置される必要がある。

表 1-19 都道府県での手話通訳設置事業の実施状況 自治体数

人 口		実 施	実施なし
100 万未満	n5	5	0
100-200 万未満	n19	12	7
200-300 万未満	n7	5	2
300 万以上	n8	6	2
全 体	n39	28	11

図 1-2 都道府県での手話通訳設置事業の実施状況 %



【手話通訳設置事業を行わない理由】

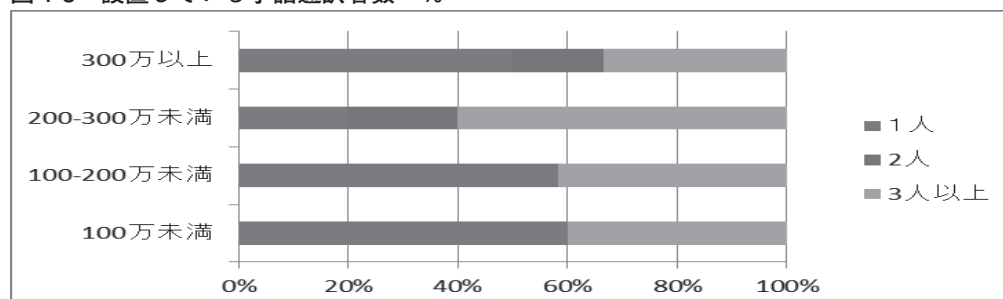
- ・県立聴覚障害者情報センターが県の機関として対応するため
- ・全ての市町村で手話通訳派遣事業が実施されたこと等
- ・聴覚障害者情報提供施設の職員に手話通訳者を配置しているため
- ・市町において実施
- ・事業としては実施していないが、必要な際にその都度派遣依頼をしている。
- ・本設置事業とは別に嘱託職員を障害福祉担当課に配置している
- ・病院・図書館等窓口業務について必要に応じて設置しているため

(2) 設置している手話通訳者数・設置場所・身分

都道府県が設置している手話通訳者の数は、50.0%が一人だけの設置となっている。一方、3人以上の設置が42.9%となっている。人口規模でみると200-300万人未満の自治体の複数配置の割合が高くなっている。表 1-20 図 1-3

人口規模 (人)		自治体数		
		1 人	2 人	3 人以上
100 万未満	n5	3	0	2
100-200 万未満	n12	7	0	5
200-300 万未満	n5	1	1	3
300 万以上	n6	3	1	2
全体	n28	14	2	12

図 1-3 設置している手話通訳者数 %



手話通訳者の設置場所では、役所の福祉局（部）に多くおかれているが、事業委託によって聴覚障害者情報提供施設や聴覚障害者協会にも設置されている。表 1-21

手話通訳者の身分は、回答のあった22人のうち、正規職員は4人・18.2%、非正規職員は18人・81.8%となっている。表 1 - 22

全国手話通訳問題研究会が2010年9月に行った調査（福祉・医療機関に雇用される手話通訳者対象）では、正規職員は19.6%、非正規職員は79.5%となっており、同様の数値が示されている。

表 1-21 手話通訳者の設置場所（複数回答） 人

人口規模（人）	役所福祉局（部）	役所受付	社会福祉協議会	聴覚障害者協会	聴覚障害者情報提供施設	その他
100 万未満 n5	3	0	0	0	1	2
100-200 万未満 n12	6	0	0	2	5	2
200-300 万未満 n5	2	1	0	2	1	2
300 万以上 n6	5	0	0	0	1	0
全体 n28	16	1	0	4	8	6

表 1-22 手話通訳者の身分 人

人口規模（人）	正規職員	嘱託・契約職員	パート職員
100 万未満	1	3	0
100-200 万未満	2	8	0
200-300 万未満	1	2	0
300 万以上	0	4	1
全体	4	17	1

(3) 手話通訳設置事業の年度決算額

平成 21（2009）年度の手話通訳設置事業の平均決算額をみると、200-300 万人未満の自治体が一番多く年間約 1900 万円となっている。他方、100-200 万未満の自治体が一番少ない。人口 1000 人あたりの平均をみると、100 万人未満の自治体が一番多くなっており、300 万人以上の自治体が一番少ない。表 1-23

表 1-23 手話通訳設置事業の平成 21 年度決算額 円

人口規模（人）	総額（平均）	人口 1000 人あたり	最高額	最少額
100 万未満 n3	9,562,397	12,956	23,753,810	2,169,601
100-200 万未満 n14	4,690,230	3,984	16,584,000	825,000
200-300 万未満 n4	18,642,356	8,785	51,838,000	2,123,000
300 万以上 n5	8,285,479	1,375	26,509,082	2,034,355

(4) 設置する手話通訳者の勤務場所以外での派遣の可否

設置された手話通訳者が設置場所以外（勤務先以外）のところで手話通訳ができるかどうかの問いに対して、表 1-24 に見るように、「可」と「条件付きで可」がほとんどで、1 自治体のみが不可であった。後でみる市町村調査での同一質問では、市町村の 14.4%が他所での手話通訳業務を認めないと回答している。市町村と比べると都道府県に設置された手話通訳者の業務実施場所の範囲・自由度は広いといえよう。しかし、「条件付きで可」とあった場合の条件をみると県の出先機関、県の主催行事といった限定的な条件となっている。一方、「登録通訳者への指導」「高度・専門的な分野に関する手話通訳」については、都道府県の役割として評価できるであろう。

表 1-24 設置する手話通訳者の勤務場所以外での派遣の可否

自治体数

人口規模（人）		可	条件付きで可	不可
100 万未満	n5	2	3	0
100-200 万未満	n12	9	2	1
200-300 万未満	n5	3	1	0
300 万以上	n6	5	1	0
全体	n28	19	7	1

【条件付きで可の場合の条件】

- ・県出先機関
- ・県が主催する大会等
- ・登録通訳者への指導
- ・旅費が生じない徒歩圏内
- ・高度・専門的な分野に関する手話通訳
- ・県が主催する行事のみ
- ・旅費が生じない徒歩圏内

表 1-20 ～表 1-24 は、手話通訳設置事業を行っている自治体の回答であるが、人口規模別の格差、人口規模が同じであってもそのなかでの格差が存在することがわかる。障害者自立支援法および第 78 条におけるコミュニケーション支援事業の位置づけがあいまいなために、このような自治体間格差が生じているといえよう。

(5) 手話通訳設置事業の問題・課題

手話通訳設置事業の問題・課題について自由記述で以下の回答を得た。概括すると以下のよう整理できる。

- ①市町村の手話通訳者のレベルアップ支援
- ②市町村の手話通訳者の確保
- ③手話通訳者の待遇改善・正規職員化
- ④利用者にニーズに応じた配置

障害者自立支援法第 78 条では、市町村の行う地域生活支援事業のうち「特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業」について行うとある。そうであるならば都道府県の手話通訳設置事業および設置手話通訳者の役割としては、庁内での手話通訳や県の主催行事に加え、「登録通訳者への指導」、「高度・専門的な分野に関する手話通訳」の他、市町村のコミュニケーション支援事業が円滑に行えるような支援、広域（県内・県外）派遣の調整、手話通訳者養成・研修事業の企画・運営、他機関との連携・ネットワーク等、重要な役割がある。このような役割を認め、半数の未実施の自治体は早急に事業を実施することが重要である。また、事業が実施されていても、手話通訳者の大半が非正規身分であること、業務範囲が限定されていることなどについては、早急な見直し・改善が必要である。

自由記述：手話通訳設置事業の問題・課題

100 万人未満	●各市町が実施する手話通訳者等派遣について、県内での円滑な運営を支援しているが、市町の手話通訳者（設置者）の支援レベルに差があるため、レベルアップが必要である。
100-200 万人未満	●一部地域では、手話通訳者の後継者が不足。 ●通訳者の待遇改善及び資質向上の必要性等についての検討。
200-300 万人未満	●相談に来所する聴覚障害者が、特定の人になりがちであるという問題がある。 ●団体から設置通訳者の正職員化の要望がある ●頸肩腕検診等の健康診断のあり方が課題となっている。 ●県内において、当事業の存在を知らないろうあ者が多くいる。 ●県内6機関にそれぞれ1人ずつしかろうあ者専門相談員がいないため、相談をしたり、情報を共有することが困難な状況にある。
300 万人以上	●県内市町村を含め、利用者のニーズに即した配置について検討。

③手話通訳者養成事業の実施状況と課題

(1) 手話通訳者養成事業の実施状況

手話通訳者養成については、すべての自治体で実施されていた。

表 1-25 手話通訳者養成事業の実施状況 自治体数／％

実施している	実施していない	合 計
39 100.0	0 0.0	39 100.0

(2) 手話通訳者養成事業の実施主体・運営方式

手話通訳養成事業については、すべての自治体で外部への委託がなされており、委託先として一番多いのは聴覚障害者協会、次いで情報提供施設となっている。

表 1-26 手話通訳者養成事業の実施主体

自治体数

人口規模（人）	福祉部	社会福祉協議会	情報提供施設	派遣センター	聴障協	全通研支部	その他
100 万未満 n5	0	0	1	0	3	0	1
100-200 万未満 n19	0	0	7	0	11	0	1
200-300 万未満 n7	0	1	1	0	5	0	2
300 万以上 n8	0	0	2	0	6	0	0
全体 n39	0	1	11	0	25	0	4

*聴障協とその他との重複回答 2 件あり

*その他：身障協会、社会福祉事業団、NPO 法人、政令市など、

手話通訳者養成事業の運営については、31 自治体・79.5%が、実施団体のみで運営が行われている。実行委員会方式で行われる場合は、たとえば三重県の例をみると、県、聴覚障害者協会、手話サークル連絡会、難聴者協会、全国手話通訳問題研究会支部、聴覚障害者情報提供センターのように、多数の団体が参加しているところがある。

表 1-27 手話通訳者養成事業の運営方式 自治体数／％

実施団体のみ	実行委員会	講師は別の団体に依頼している	回答者数合計
31 79.5	4 10.3	5 12.8	39 100.0

(3) 手話通訳者養成事業の年度決算額

平成 21（2009）年度の手話通訳者養成事業の決算額をみると、300 万人以上の自治体では、700 万円、その他の自治体では 200 万円前後となっている。一方、人口 1000 人あたりの事業費でみると、小規模自治体＞大規模自治体という傾向がみられる。人口規模の小さな自治体ほど、手話通訳者養成に経費がかけられていることがわかる。後でみる、市町村調査では、大規模自治体ほど手話通訳者の確保が困難・人材不足であるという実態から考えると、大規模自治体は、スケールメリットが機能する部分はあるが、2 倍～3 倍の事業費の確保があるべきと言えるであろう。

表 1-28 手話通訳者養成事業の平成 21（2009）年度決算額 円

人口規模（人）		平均決算額	決算額 / 人口 1000
100 万未満	n5	2664201.8	3425.1
100-200 万未満	n19	1923625.6	1403.2
200-300 万未満	n7	2107224.3	948.1
300 万以上	n8	7118584.3	935.0

(4) 手話通訳者養成事業で行われている養成コース・受講状況

手話通訳者養成事業で行われている養成コースをみると、300 万人以上の 1 自治体をのぞいて、手話通訳者養成事業が行われている。一方、手話通訳士養成が行われているのは 4 自治体にとどまる。また、手話通訳者現任研修が行われている自治体は、全体の 3 分の 1 にとどまる。手話通訳士養成・手話通訳者現任研修が行われない状況では、手話通訳士の確保が困難となる。特に人口規模の小さい自治体では顕著となっている。また、専門性の高い、あるいは専門性を維持した手話通訳サービスの提供も困難である。手話通訳者養成事業は都道府県として不可欠の事業であるが、加えて、現任研修・手話通訳士養成事業の実施が求められる。

表 1-29 手話通訳者養成事業で行われている養成コース 自治体数

人口規模（人）		手話通訳士養成	手話通訳者養成	手話奉仕員養成	手話通訳者現任研修	その他
100 万未満	n5	0	5	3	2	1
100-200 万未満	n19	3	19	7	8	1
200-300 万未満	n7	1	7	0	1	1
300 万以上	n8	0	7	1	2	1

自治体が、どの養成事業・養成コースに力を入れているか見てみると 100 万人以下では、奉仕員養成にも重点が置かれている。ここでは、市町村での講師確保の困難や、市町村では受講者が十分確保できないことを、広域で補っていることがうかがわれる。一方、市町村調査では、県レベルの広域で行われる手話通訳者養成講座へは、移動の時間・手段が十分でないため、「遠隔地だと参加できない」と回答がなされている。身近なところでの適正規模の手話通訳者養成講座の実施が求められている。

図 1-4 手話通訳者養成事業で行われている養成コース：自治体規模別 %

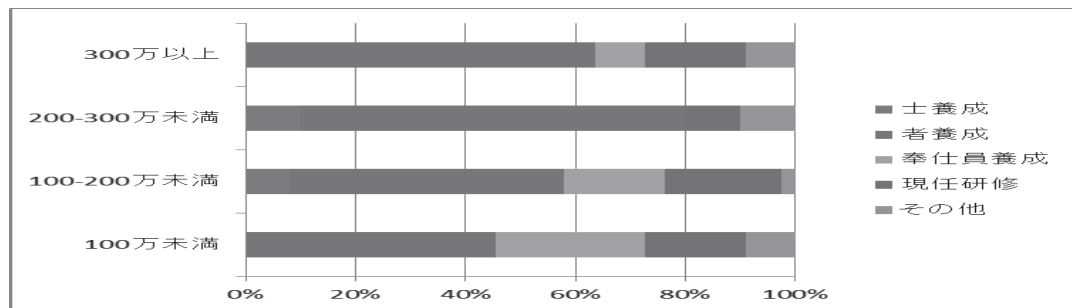


表 1-30 は、平成 21（2009）年度の手話通訳者養成事業・手話通訳者養成コースの講座の受講状況である。平均値でみると 300 万人以上では、平均 113 人であるが、最大値 392 人を除外すると平均値は 57 人である。他の人口区分は平均 20-30 人の受講者となっている。同規模人口でも、最小値と最大値をみると大きな差が存在している。

どの都道府県においても、人口比に応じた適正な規模の手話通訳者養成事業の実施が必要とされる。厚生労働省の示す、手話通訳者養成事業の実施要項に基づけば、受講定員は一クラス 20 人とされている。市町村における手話通訳者数が不足している現状をみれば（表 1-31 参照）、人口 100 万人あたり 2 クラス～3 クラス程度の開講が必要である。そのためには、地域状況を配慮した会場設置、講師・指導者の養成・確保、手話奉仕員養成事業の充実実施が行われなければならない。

表 1-30 手話通訳者養成事業・手話通訳者養成コースの受講者 人数

人口規模（人）	平均値	最大値	最小値
100 万未満 n5	23	68	8
100-200 万未満 n19	29	117	4
200-300 万未満 n7	33	48	10
300 万以上 n8	113	392	11

表 1-31 参考：市町村の登録手話通訳者で日中活動できる人数：平成 22（2010）年現在

人口平均	活動できる人数
5 万人未満	20.7
5 万人～10 万人未満	14.7
10 万人～20 万人未満	21.6
20 万人～30 万人未満	22.1
30 万人以上	45.4

(5) 手話通訳者養成事業の問題・課題

手話通訳者養成事業の問題・課題について、自由記述で以下のような回答を得た。おもなものを整理すると以下ようになる

- ①受講者・修了者が少ない
- ②そのために登録手話通訳者が増えていかない
- ③講師・指導者の確保
- ④手話通訳者試験合格者が少ない

⑤手話通訳者のスキルアップの必要性

⑥予算の確保

専門知識・技術を持つ職員の養成は、障害者自立支援法では、都道府県の責任とされる。

しかし、現状は、手話通訳者派遣事業が行われる市町村での手話通訳者の数は、きわめて少ない状況にある。現状のままでは、手話通訳者の減少にもつながりかねない。都道府県が必要な財源を確保し、市町村地域の状況を捉えながら計画的な手話通訳者養成が行われなければならない。そのためには、①～⑥の課題の解決に取り組む必要がある。

自由記述：手話通訳者養成事業の問題・課題

100 万人未満	●最も低いレベルである「基本コース」まで実力が達しない受講希望者が多い。 ●毎年の登録者数が養成事業修了者数と比例していない。なかなか登録者数が増えていかない。 ●受講申し込み者の数に対して、修了者の数が少ない。 ●講習会の講師が不足・講師養成が課題
100-200 万人未満	●講師の育成、受講生の偏り（地域、年齢が限られてくる） ●予算の確保 ●研修カリキュラムの見直し ●講師の確保→講師には、日本語及び手話の言語としての分析力等の専門知識が求められ、現状は、講師個人がそれぞれ勉強し、指導にあたっているが、それだけの労力に見合う報酬ではなく、講師を引き受けてくれる人材が減少している。受講生の確保→手話通訳者になっても、生活できるだけの保障がなく、若手の担い手が少ない。手話通訳者の現状を知れば知るほど、学習意欲が低下し、登録につながらない。 ●修了者のスキルアップ ●受講申込者数の減少、手話通訳者試験の合格者数の伸び悩み ●離島、郡部地域在住の聴覚障害者へのコミュニケーションを支援する手話通訳者、要約筆記者不足が課題。地域格差をなくすためには、適宜人材が必要。 ●地方におけるニーズの把握と対応の必要性の検討。 ●手話通訳者登録試験の合格率が低い。・手話通訳者等の登録者が増えない。
200-300 万人未満	●受講者の確保・実習先の確保 ●手話通訳者、手話通訳者指導者の高齢化が進み、今後の人材の確保をどのようにすべきかが課題となっている。 ●受講者の減少 ●通訳者が都市部に偏在しており、中山間・島しょ部での通訳者養成が課題となっている。
300 万人以上	●受講者数の減少・修了者の統一試験合格率が低い ●登録手話通訳者の増加につながるよう、登録試験に合格できるだけの一定の技術を有した受講者の確保。 ●受講対象者（地域の奉仕員養成研修修了者等）が受講レベルに到達していないなど ●受講者の多様なニーズに対応できるよう多くのクラスを設けているため、講師への謝礼や会場借り上げに係る費用が多くを占めている状況にある。

④手話通訳指導者養成事業の実施状況と課題

(1) 手話通訳指導者養成事業の実施状況

前項の手話通訳者養成事業の課題のなかに、講師・指導者の確保があった。ここでは、手話通訳指導者養成事業の実施状況について回答を得た。

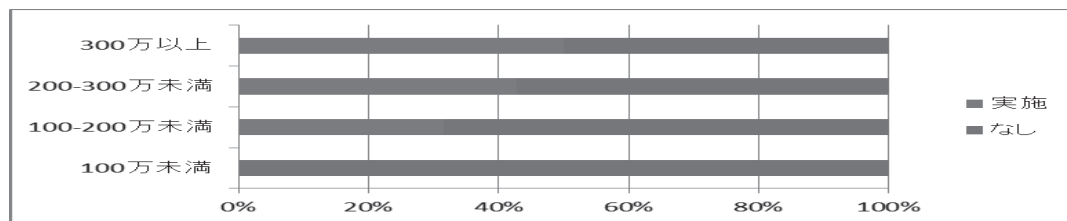
手話通訳者指導者養成事業を行っているのは、13 自治体にとどまる。人口 100 万人以下の県では、指導者養成講座が行われていない。

今後の、手話通訳者を確保するためにも全都道府県での実施が必要である。また、指導技術の向上のための指導者研修の実施も必要である。

表 1-32 手話通訳指導者養成事業の実施状況 自治体数

人口規模（人）		実施	実施なし
100 万未満	n5	0	5
100-200 万未満	n19	6	13
200-300 万未満	n7	3	4
300 万以上	n8	4	4
全体	n39	13	26

図 1-5 手話通訳指導者養成事業の実施：人口規模 %



手話通訳指導者養成事業を実施しない理由としては、他事業を優先するが一番多く 22 自治体あった。次いで講師が少ない、経費が割高となっている。講師・指導者がいなければ、手話通訳者は育たないことを考えれば、繰り返しになるが、すべての都道府県で事業が実施されなければならない。現状を放置すれば、人口規模の少ない自治体は、講師が確保できないままとなり、これは手話通訳者が育たないことに直結する。表 1-33

表 1-33 手話通訳指導者養成事業を実施しない理由 自治体数

人口規模（人）		他を優先	講師が少ない	経費割高	その他
100 万未満	n5	4	0	0	1
100-200 万未満	n19	12	2	1	1
200-300 万未満	n7	4	0	0	0
300 万以上	n8	2	0	0	0

(2) 手話通訳指導者養成事業の実施団体

手話通訳指導者養成事業の実施団体は、聴覚障害者協会が過半数の 53.8%、次いで聴覚障害者情報提供施設となっている。表 1-34

表 1-34 手話通訳指導者養成事業の実施団体 自治体数

役所福祉局（部）	社会福祉協議会	聴覚障害者情報提供センター	手話通訳派遣センター	聴覚障害者協会	全国手話通訳問題研究会支部	その他	回答者数合計
0 0.0	0 0.0	4 30.8	0 0.0	7 53.8	0 0.0	3 23.1	13 100.0

(3) 手話通訳指導者養成事業の年決算額

手話通訳指導者養成事業の決算額（平成 21 年度）の平均をみると、約 100 万円から 200 万円となっている。人口 1000 人あたりでみると、300 万人以上の自治体は、他の人口規模のグループの半額にとどまっている。表 1-35

表 1-35 手話通訳指導者養成事業の平成 21（2009）年決算額：平均 円

人口規模（人）	平均決算額	決算額 / 人口 1000
100 万未満 n5	未実施	未実施
100-200 万未満 n19	874134.8	637.6
200-300 万未満 n7	1408000.0	633.5
300 万以上 n8	2414007.3	317.1

(4) 手話通訳指導者養成事業の問題・課題

手話通訳指導者養成事業の問題・課題について、自由記述で以下のような回答を得た。おもなものを整理すると以下ようになる

- ①講師・指導者の確保
- ②事業予算の確保
- ③指導者研修会の実施

手話通訳指導者養成と指導者の研修、そのための予算の確保が課題となっている。

自由記述：手話通訳指導者養成事業の問題・課題

100 万人未満	●地域で実施はしていないが、手話研修センター主催の養成担当者講師連続講座への派遣はしている。 ●指導者養成のための予算化がされていない。
100-200 万人未満	●指導者が学ぶ場が少ない。 ●研修会の会場が、東京・京都開催が多い。 ●県では、すべての養成講座に関わる講師全員が、仕事を持っている。仕事の休みをやりくりしても、遠方での研修に参加するのは容易ではない。また、仕事を休んでまで研修会に参加したり指導を担うだけの報酬が得られない。 ●受講者数の減少。長期の研修のため、費用等の本人負担が大きい
200-300 万人未満	●講師の高齢化が問題である。
300 万人以上	●更に質の高い指導者養成研修が実施できるよう研修内容の検討。 ●高度な手話技術を習得し、質の高い手話通訳指導者を養成するためには、カリキュラム以上に学習を深める必要があるが、時間と予算が制約された中での運営は難しい状況にある。

⑤要約筆記奉仕員派遣事業の実施状況と課題

(1) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況

表 1-36 にみるように都道府県における要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況は、実施が 19 自治体・48.7%、実施していないが 20 自治体・51.3%である。人口規模別でみると、実施率は 100 万人以下の自治体が一番多く、200-300 万人未満が一番少ない。

同じコミュニケーション支援事業である手話通訳者派遣事業では、図 1-6 にみたように、100 万人以下の自治体で実施率は高いが、一番少ない実施率は 100-200 万人未満であり、事業によって傾向が違ふ。市町村における手話通訳派遣事業が 89.5%あるのに対して、市町村の要約筆記奉仕員事業の実施率 64.7%であり、特に人口規模の小さい市町村を抱える自治体は、市町村が実施していないので県が代行しているものと推測する。全体としては過半数が実施していないことになる。

以前は実施していたが平成 18 年・19 年に中止したと回答のあった自治体は 13 自治体・33.3%ある。その理由として、「市区町村事業として確立しているため」という回答が 75.0%となっている。表 1-37

手話通訳者派遣事業のところでも記述したが、中止した自治体が3割を占めるという状況は、障害者自立支援法により手話通訳等派遣事業が市町村の必須事業とされたことに起因する傾向だといえる。しかし現状としては、市町村の要約筆記奉仕員（者）派遣事業の本調査では64.7%、厚生労働省の調査（平成22年3月現在）でも48.34%であり、県でも行われないう、市町村でも行われないうという市町村の存在が推測される。

手話通訳者派遣事業の課題としても記述したが、要約筆記奉仕員（者）派遣事業においては、全市町村で行うことが重要であるとともに、県内外の広域派遣・団体派遣、市町村では対応できない高度な専門的な対応が必要な個別派遣については都道府県で事業を担う必要があり、都道府県すべてでの事業の実施が求められる。

表 1-36 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況 自治体数

人口規模（人）	実施	なし	H18 に中止	H19 に中止	H20 に中止	都道府県数	実施率 %
100 万未満 n5	3	2	1	1	0	5	60.0
100-200 万未満 n19	9	10	6	1	0	19	47.4
200-300 万未満 n7	3	4	0	1	0	7	42.9
300 万以上 n8	4	4	2	1	0	8	50.0
全体 n39	19	20	9	4	0	39	48.7

図 1-6 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況 人口規模別 %

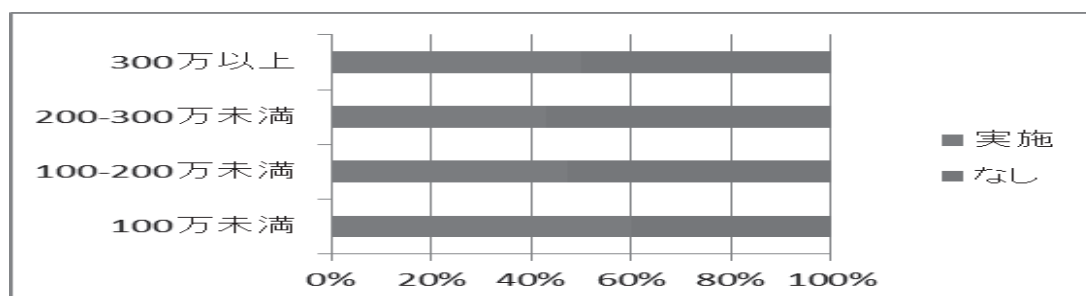


表 1-37 約筆記奉仕員（者）派遣事業を実施していない理由（複数回答可） 自治体数 / %

他の支援事業を優先しているため	利用者が少ないため	利用したいという要望が少ないため	設備・人材がないため	要約筆記奉仕員（者）派遣事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため	市区町村事業として確立しているため	その他	回答なし	回答者数
1 5.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	15 75.0	0 0.0	5 25.0	20 100.0

(2) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の運営状況と委託先・運営委員会

要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施において、直接運営を行っている都道府県はなく、無回答をのぞけば、すべてが外部団体に委託する形となっている。

事業の外部委託先としては、聴覚障害者協会が7自治体、情報提供施設が4自治体、その他は身体障害者団体3自治体、NPO法人1自治体、社会福祉事業団等非営利団体3自治体であった。

表 1-38 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の運営状況 自治体数 / %

直轄して運営	外部団体に委託	回答なし	合 計
0 0.0	18 94.7	1 5.3	19 100.0

表 1-39 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の委託先

自治体数

人口規模（人）	社会福祉協議会	情報提供施設	派遣センター	聴障者協会	難聴者協	全要研支部	その他
100 万未満 n3	0	2	0	1	0	0	0
100-200 万未満 n9	1	1	0	3	1	0	4
200-300 万未満 n3	0	1	0	2	0	0	0
300 万以上 n4	0	0	0	1	0	0	3
全体 n19	1	4	0	7	1	0	7

今回の調査では、事業の委託先の調査にとどまらず、派遣のコーディネイトの担当をたどった。外部の委託先から、さらに外部に任せるケースとして要約筆記サークルを仮定したが、調査票に手話サークルと記載したため、その他の回答中に吸収されたものと思われ、実態は確認できなかった。

要約筆記奉仕員（者）派遣事業を円滑に推進するための運営委員会の設置状況は、設置しているが 26.3%、設置していないが 68.4% となっている。都道府県で行う事業であることから（広域・団体派遣や専門性の高い個人・団体派遣等への派遣の場合の判断が難しいこと、市町村の事業支援を行うという役割、利用者および地域住民、地域諸機関・団体に事業内容が十分理解されていない状況にあることから）関係機関・団体により構成される運営委員会が必要である。

表 1-40 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を円滑に推進するための運営委員会の設置状況

設置している	設置していない	回答なし	合 計
5 26.3	13 68.4	1 5.3	19 100.0

(3) 要約筆記奉仕員（者）の資格の設定

表 1-41 にみるように、要約筆記奉仕員（者）の資格の設定状況は、県の行う養成講座修了により認定する自治体が 17 自治体・89.5% となっている。登録試験を実施している県は 1 自治体だけとなっている。手話通訳者の試験については、全国手話研修センターが作成し都道府県で採用している統一試験、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）があるが、このような試験制度は要約筆記事業にはまだない。また、登録した要約筆記奉仕員（者）のレベルアップが必要であるが、研修事業ができていないという状況もある。資格試験導入以前に、大きな課題がある。

今後は、要約筆記者養成カリキュラムの通知により、都道府県として事業の周知を行うとともに計画的に養成・研修事業をすすめ、しかるべき時期に資格試験制度を導入することが求められる。資格試験制度自体は、社会的評価や一定の知識技術レベルを保障することになり、利用者も安心して派遣事業を利用することができるようになる。

市町村調査では、要約筆記事業の利用者が少ない・周知が不十分であることにより、要約

筆記奉仕員(者)養成講座を開催しても受講者が集まらないという課題がみられる。したがって、登録者の数は増えず、高齢化の進行もあり、「要約筆記奉仕員(者)がいない/少ないので事業実施を見送っている」という現状は、市町村において過半数の自治体で派遣事業が実施されていない状況を生み出している。

表 1-4 1 要約筆記奉仕員(者)の資格の設定状況(重複回答)

自治体数

人口規模(人)	県養成講座修了	市町村養成修了	県登録試験合格	団体認定	その他
100 万未満 n3	2	0	0	0	0
100-200 万未満 n9	9	2	0	0	0
200-300 万未満 n3	4	3	0	0	0
300 万以上 n4	2	0	1	1	0
全体 n19	17	5	1	1	0

(4) 要約筆記派遣事業の年次決算額

平成 21 年度の要約筆記派遣事業の決算額をみると、最大・最小ではそれぞれの人口規模層内で 3 倍の格差がある。1000 人あたりの事業費でみると、どの階層も 200 円程度となっている。手話通訳者派遣事業の 1000 人あたりの事業費と比較すると人口規模 100-200 万未満層で手話通訳者派遣事業費の 5.8%、200-300 万人未満層、300 万人以上層は手話通訳派遣事業費自体が少ないのだが(100-200 万未満層の約 10 分の 1)、65.3%、88.0%となっている。

表 1-42 平成 21 年度要約筆記派遣事業の決算額

円

人口規模(人)	事業費平均	最大	最小	決算額/人口 1000	手話通訳派遣 事業の決算額 / 人口 1000
100 万未満 n1	1173689	—	—	—	3273.8
100-200 万未満 n5	207333	2550385	81000	189.5	3246.6
200-300 万人未満 n4	470714	723822	180000	212.5	325.6
300 万人以上 n6	1733147	2736000	806000	228.0	259.2

* 100 万人未満の回答は 1 自治体だけであったので、最大・最小・1000 人あたりの値は計算せず

(5) 要約筆記奉仕員(者)派遣件数・内容

平成 21(2009)年度の要約筆記奉仕員(者)派遣件数は、平均値では規模の小さい自治体が少なく、規模が大きくなると増える傾向にある。一方、最小値でみると、100 万未満の層から 300 万人未満の層まで、10 件台であり、同一人口規模でも数倍(3 倍から 10 倍)の格差がみられる。都道府県に在住する聴覚障害者の比率は人口規模に関わらずほぼ同じである。派遣事業を実施していない半数の県、派遣件数の少ない県については、その事業姿勢に大きな格差を有しているといえる。

表 1-45 平成 21 年度要約筆記奉仕員（者）派遣件数平均・最大・最小 件数

人口規模（人）	派遣数平均	最大	最小
100 万未満 n2	26.5	43	10
100-200 万未満 n5	52.0	189	16
200-300 万人未満 n4	41.5	112	14
300 万人以上 n6	106.0	156	53

要約筆記奉仕員（者）派遣の内容は、①難聴者協会の団体行事・会議・活動等、②都道府県の行う行事・研修会等、および③個人派遣（職業、教育、資格）が回答されている。

今回の調査では明確ではないが、個人派遣については主として市町村の要約筆記奉仕員（者）派遣事業で行われるものであるが、県として対応しているところがみられる。①、②については市町村事業では対応できない、しにくいものであるので、都道府県としての事業実施責任が存在している。

【要約筆記奉仕員（者）派遣の主な内容】14 自治体が回答

- 理事会、学習会、女性部理事会、高年部理事会、総会
- 会合
- 会議、講習会、研修
- 団体会議（研修会）
- 難聴協会の会議や相談会が全体の 6 割程度、ろうあ協会の会議や相談会が 3 割程度、残り 1 割は個人のノートテイク
- 大会参加、会議、職業、教育、資格
- 会議、講習会、講演会、研修会、その他
- 会議、講演、大会
- 研修会、講演、シンポジウム、セミナー、式典
- 地域の聴覚障害者団体が実施する事業
- 難聴者協会 ●団体主催集会、講演会、会議等、県主催講演会等
- 会議への派遣、大会への派遣
- 県事業として実施しているのは全県単位で開催する団体行事のみ。
- 大会 ●会議 ●講演会、団体活動、職業 ●資格、教育 ●保育、公的機関、

(6) 要約筆記奉仕員（者）の数

要約筆記奉仕員（者）の数は、総数の平均値をみると人口規模が大きくなると増えるが、同一人口規模層で比較すると最小値と最大値では、2 倍から 7 倍の格差が存在する。1000 人あたりの要約筆記奉仕員（者）の数をみると、300 万人以上の人口規模層が一番少ない状況にあるのがわかる。表 1-46

平日の日中稼働できる要約筆記奉仕員（者）の数をみると、どの人口規模層でも非常に少ない状況が示されている。表 1-47

表 1-46 要約筆記奉仕員（者）の数：平均・最大・最小・1000 人あたりの値

人口規模（人）	登録者数	最大	最小	1000 人あたりの登録者数
100 万未満 n2	41.5	58	25	0.053
100-200 万未満 n6	96.8	226	31	0.071
200-300 万人未満 n4	195.8	468	66	0.088
300 万人以上 n6	172.5	286	75	0.023

表 1-47 日中稼働できる要約筆記奉仕員（者）の数：平均・最大・最小・1000人あたりの値

人口規模（人）	日中活動できる登録者数平均	最大	最小	1000人あたりの登録者数
100万未満 n3	27.5	58	10	0.032
100-200万未満 n4	32.0	151	15	0.029
200-300万人未満 n4	67.5	120	34	0.030
300万人以上 n3	50.0	80	30	0.007

(7) 要約筆記奉仕員（者）への謝金

1時間あたりの要約筆記奉仕員（者）への謝金は、人口規模が大きくなると少なくなる傾向がある。300万人以上の層では、500円、600円という自治体が各1自治体となっている。手話通訳者派遣の謝金は平均1400円から2000円、最大値では2000円から3000円となっており、同種のコミュニケーション支援事業でありながら、事業種間に格差が存在している。

表 1-48 1時間あたりの要約筆記奉仕員（者）への謝金 円

人口規模（人）	1時間あたり謝金	最大	最小
100万未満 n2	1200.0	1500	900
100-200万未満 n5	1294.0	1970	1000
200-300万人未満 n3	1166.7	1500	1000
300万人以上 n4	907.5	1530	500

要約筆記奉仕員（者）の謝礼算出基準は、回答のあった全体でみると、要約筆記にかかった時間のみが31.6%、現場に着いて去るまでの時間が26.3%、家からの往復の移動時間を含めるが21.1%となっている。表 1-49

手話通訳者派遣の謝礼算出基準（表 1-14）と同様の傾向がみられる。課題も同様、要約筆記の依頼から報告提出までが一連の要約筆記業務としてとらえる視点、あるいは困難事例や事例等派遣事業所との協議や反省会の時間を含むという視点の算出基準が必要である。

表 1-49 要約筆記奉仕員（者）の謝礼算出基準 自治体数

人口規模（人）	要約筆記にかかった時間数のみ	現場に着いてから去るまでの時間数のみ	家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める	報告書作成にかかる時間数も含める	報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める	その他
100万未満 n3	2	0	0	0	0	1
100-200万未満 n6	1	2	1	0	0	2
200-300万人未満 n5	1	0	2	0	0	1
300万人以上 n7	2	3	1	0	0	1
全体 n21	6	5	4	0	0	5
%	31.6	26.3	21.1	0	0	26.3

(8) 要約筆記奉仕員（者）の派遣の範囲

要約筆記奉仕員（者）の派遣範囲は、多いものからあげると、聴覚障害者の会議、都道府県知事が必要と認めるもの、学校での相談または事業に参加する場合、官公庁の公的機関に

赴いて行う手続き、医療関係、冠婚葬祭となっている。個人派遣と団体派遣、行政の事業への派遣が行われている。表 1-50

表 1-50 要約筆記奉仕員（者）の派遣の範囲（複数回答可）

医療関係	官公庁の 公的機関 に赴いて 行う手続 き	学校へ相 談または 授業に参 加する場 合	就職面接	職場での 朝礼や会 議等	聴覚障害 者の会議	冠婚葬祭	家族会議 や親戚の 集まり	自治会活 動など地 域活動	教養・文 化クラス	スクリー ニング・ 資格取得 のための 研修
2 10.5	2 10.5	3 15.8	2 10.5	1 5.3	7 36.8	2 10.5	1 5.3	1 5.3	1 5.3	1 5.3

裁判や警 察関係	都道府県 知事が必要と認めるもの	その他	回答なし	回答者数
2 10.5	6 31.6	11 57.9	3 15.8	19 100.0

要約筆記奉仕員（者）の県外派遣の可否については、不可とする自治体が一番多くなっている。表 1-51

県外からの派遣の依頼を受けるかについては、同様に不可とする自治体が一番多くなっている。表 1-52

これらは手話通訳者派遣の県外派遣の可否、県外からの依頼受付可否と同様の傾向である。（表 1-16 表 1-17 参照）

表 1-51 県外への要約筆記奉仕員（者）派遣状況 自治体数

人口規模（人）	県外可	条件付き	県外不可
100 万未満 n3	1	1	1
100-200 万未満 n5	2	0	6
200-300 万未満 n4	1	0	2
300 万以上 n6	2	0	2
全体 n18	6	1	11

表 1-52 県外からの要約筆記奉仕員（者）の派遣依頼の受付 自治体数

人口規模（人）	可	条件付き	不可
100 万未満 n3	0	1	2
100-200 万未満 n5	2	0	6
200-300 万未満 n4	1	1	1
300 万以上 n6	1	0	3
全体 n18	4	2	12

(9) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の問題・課題

要約筆記奉仕員（者）派遣事業の問題・課題について、自由記述で以下のような回答を得た。おもなものを整理すると以下のようになる。

①要約筆記奉仕員（者）の不足

②予算の不足

- ③県内の地域格差
- ④団体派遣
- ⑤専門職員の不在
- ⑥事業の認知不足
- ⑦手話通訳派遣事業の課題に同じ

「手話通訳者派遣事業の課題に同じ」との回答があるが、手話通訳者派遣事業では、手話通訳者（士）の不足、予算不足、広域派遣、団体派遣、手話通訳者の技術向上であった。

③の地域格差については、派遣事業を実施していない市町があることによる地域格差があげられている。事業の認知不足については、都道府県としての啓発・利用促進が必要であるし、同時に要約筆記奉仕員（者）養成・研修を充実させていく必要がある。

自由記述：要約筆記奉仕員（者）派遣事業の問題・課題

100 万人未満	* 自由記述回答無し
100-200 万人未満	●手話通訳者派遣同様、社会福祉法人 A 県身体障害者連盟に委託（単価契約）し、各事業課において支払い等を行っている。 ●派遣登録をしている要約筆記奉仕員の数が少ない。 ●把握しておりません。 ●特になし ●手話通訳者派遣と同じ
200-300 万人未満	●要約筆記に対する認知度が依然として低いという問題がある。 ●団体の派遣依頼に対し、予算の範囲でしか対応できない。財政状況から予算の増も難しい ●予算が不足しているため、今後どのように予算を確保していくかが課題となっている。 ●派遣事業を実施していない市町があり、県内で地域格差が生じている。
300 万人以上	●専門職員がいないこと ●平日の日中活動できる要約筆記奉仕員の確保。

⑥要約筆記奉仕員（者）養成事業の実施状況と課題

(1) 要約筆記奉仕員（者）養成事業の実施状況

要約筆記奉仕員（者）養成事業については、表 1-53 にみるように、39 自治体中 38 自治体・97.4%で実施されている。実施していなかったのは、200-300 万人未満の層の 1 自治体であった

表 1-53 要約筆記奉仕員（者）養成事業の実施状況 自治体数

実施している	実施していない	合 計
38 97.4	1 2.6	39 100.0

(2) 要約筆記奉仕員（者）養成事業実施団体・運営

要約筆記奉仕員（者）養成事業の実施団体は、都道府県福祉部は 0 であり、すべての自治体が外部に事業委託している。外部機関・団体としては、聴覚障害者協会が一番多く、次いで情報提供施設となっている。その他の中には、身体障害者団体 5 団体、要約筆記サークル 2 団体が含まれている。表 1-54

要約筆記奉仕員（者）養成事業の運営方式は、全体の 61.5%が事業実施団体と回答している。実行委員会を構成して実施しているところは 15.4%にとどまる。表 1-55

実行委員会を構成する場合の構成団体は、難聴者協会、要約筆記団体の組み合わせが多く、

聴覚障害者協会が加わる自治体もある。

講師については他団体に依頼している場合の内訳は、難聴者協会 5 自治体、要約筆記団体 3 自治体、複数の団体に依頼が 1 自治体であった。その実施しない理由は、「他の事業を優先している」と「奉仕員養成は市町村事業であるから」であった。

表 1-54 要約筆記奉仕員（者）養成事業実施団体

自治体数

人口規模（人）	情堤	派遣 センター	聴障協	難聴者協会	全通研支部	全要研	その他
100 万未満 n5	1	0	0	1	0	0	3
100-200 万未 n19	7	0	9	0	0	0	4
200-300 万未満 n7	1	0	3	0	0	0	3
300 万以上 n8	2	0	3	1	0	0	2
全体 n39	11	0	15	2	0	0	12

表 1-55 養成事業の運営方式

自治体数

人口規模（人）	実施団体	実行委員会	講師を別団体に依頼
100 万未満 n5	3	1	2
100-200 万未 n19	16	1	2
200-300 万未満 n7	2	1	3
300 万以上 n8	3	3	2
全体 n39	24	6	9
%	61.5%	15.4%	23.1%

【実行委員会の構成団体】

聴覚障害者協会、難聴者協会、要約筆記連絡
中途失聴・難聴者協会、登録要約筆記奉仕員
難聴者・中途失聴者協会と要約筆記者連絡会
A 県聴覚障害者協会、A 県中途失聴者・難聴者協会ほか
県ろう協②県難聴中途失聴者協会③県要約筆記サークル連絡協議会④全国要約筆記問題研究会
中部ブロック B 県支部
運営委員会（手話通訳者養成事業と同じ）

【講師を別団体に依頼】

中途失聴・難聴者協会
中途失聴・難聴者協会、登録要約筆記奉仕員
要約筆記ボランティアの会はまなす
C 県要約筆記サークル連絡協議会・C 県中途失聴・難聴者協会・全国要約筆記問題研究会 C 支部
D 県中途失聴・難聴者協会
全国要約筆記問題研究会 E 県支部
難聴者・中途失聴者協会、要約筆記者団体等から推せん
F 県難聴者中途失聴者協会 他
G 要約筆記サークル「虹の会」

(3) 要約筆記奉仕員（者）養成事業の年次決算額

平成 21（2009）年度の要約筆記奉仕員（者）養成事業の決算額は、表 1-56 のようになっている。人口規模でみると 300 万人以上の自治体の平均が約 240 万円で、他の人口規模層は

70万円～80万円程度となっている。手話通訳者養成事業と比較すると3分の1程度の事業費にとどまっている。

表 1-56 平成 21 年度要約筆記奉仕員（者）養成事業の決算額

円

人口規模（人）		要約筆記者養成事業		比較 手話通訳者養成事業	
		平均決算額総額 平均	決算額 / 人口 1000	平均決算額総額 平均	決算額 / 人口 1000
100 万未満	n5	866,613.3	1,114.1	2,664,201.8	3,425.1
100-200 万未	n19	666,041.4	485.8	1,923,625.6	1,403.2
200-300 万未満	n7	706,847.3	318.0	2,107,224.3	948.1
300 万以上	n8	2,425,532.4	318.6	7,118,584.3	935.0

(4) 要約筆記奉仕員（者）養成事業実施状況・養成コース

要約筆記奉仕員（者）養成事業の実施コースについては、表 1-57 のようになっているが、要約筆記者養成コースを実施している自治体は 5 自治体にとどまる。

表 1-57 要約筆記奉仕員（者）養成事業実施状況

人口規模（人）		奉仕員養成基礎 課程	奉仕員養成応用 課程	筆記者養成コース	その他
100 万未満	n5	4	4	0	1
100-200 万未	n19	14	14	1	2
200-300 万未満	n7	3	5	1	0
300 万以上	n8	4	5	3	1
全体	n39	25	28	5	4

要約筆記奉仕員（者）養成事業の各コースの定員は、奉仕員基礎課程・応用課程が約 30 人、要約筆記者養成コースが約 50 人となっている。これに対して受講者は基礎課程・応用課程が定員の約 60%、要約筆記者養成コースが 78.3%となっている。

定員に対する修了者の割合は、要約筆記者養成コースでは 67.1%、他のコースは約 50%にとどまっている。要約筆記奉仕員（者）養成事業の課題の自由記述に回答があるが、「受講者が集まらない」という課題が示されている。また、自由記述には「登録者のスキルアップ」という課題が示されているが、現任研修や要約筆記者養成コースの実施・充実が求められる。

表 1-58 要約筆記奉仕員（者）養成事業の受講状況

	定員 人	受講者 人	修了者 人	受講者に対する 修了者率 修了者 / 受講者 * 100 %	定員に対する修了者率 修了者 / 定員 * 100 %
n39					
奉仕員基礎課程	29.5	18.7	14.9	80.1	50.7
奉仕員応用課程	29.0	15.7	13.2	84.2	45.7
要約筆記者養成コース	46.7	36.3	31.3	86.2	67.1

(5) 要約筆記奉仕員（者）養成事業の問題・課題

要約筆記奉仕員（者）養成事業の問題・課題について、自由記述で以下のような回答を得た。おもなものを整理すると以下のようになる。

- ①受講者が少ない。
- ②要約筆記奉仕員（者）が増えていかない。
- ③講師・指導者の養成・育成と確保
- ④要約筆記の知名度が低い
- ⑤修了者のスキルアップ
- ⑥予算の確保
- ⑦養成事業についての地域格差
- ④以外については、手話通訳者養成事業に共通する課題である。

障害者者自立支援法により、要約筆記者の養成の主体は都道府県となっているが、要約筆記者養成カリキュラムが示されないまま、市町村での要約筆記奉仕員養成事業が実施されるというねじれが続いたことは大きい。市町村での養成、県での養成、県での講師養成、現任研修という養成課題の整理と、要約筆記奉仕員（者）派遣事業・養成事業の啓発が重要となっている。

表 1-59 要約筆記奉仕員（者）養成事業の問題・課題：自由記述

100 万人未満	●受講者の数が少ない。 ●指導者が少ない・県内の指導者養成が課題
100-200 万人未満	●講師不足、受講生が少ない、平均年齢が高い、利用者の意識が低い ●受講者が少ない。 ●問 13 と同じ（予算の確保） ●特になし ●養成した指導者の活動の機会が少ない。（市町村事業である要約筆記奉仕員養成・研修を実施している市町村が少ないため） ●指導者の確保と育成、十分な知識、技術を指導するには、現行のカリキュラムでは時間数が不足している ●修了者のスキルアップ ●受講申込者数の減少 ●予算の関係で現在、基礎課程（32H）のみ実施していますが養成を充実させるための応用課程（20H）の予算化。・離島及び未実施地区（特に県北）が課題です。 ●資質向上及び地方におけるニーズの把握と対応の必要性の検討。 ●パソコン要約筆記者の養成が行われていない。
200-300 万人未満	●要約筆記に対する認知度が依然として低いという問題がある。 ●受講者の確保 ●予算が不足しているので、今後どのように確保していくかが課題となっている。 ●講師不足、受講生が少ない ●団体からは、奉仕員ではなく者の養成事業実施要望がある ●養成事業を実施していない市町村があり、県内で地域格差が生じている。
300 万人以上	●要約筆記（パソコンコース）の受講者が少ない。 ●専門職員がいないこと。講師不足と講師養成をする専門機関がないこと ●養成講座を実施できる講師・指導者の確保。厚生労働省カリキュラム改正に伴う講座内容の検討及び予算の確保 ●限られた予算の中で、OHP の使用頻度を上げるなど講習をより充実させることが難しい。

まとめ

各事業の問題・課題については、各項目で記述した。重複は避けるが、自由記述に示された各事業の問題・課題を下表にまとめる。

手話通訳者派遣事業	①手話通訳者（士）の不足 ②予算の不足 ③広域派遣 ④団体派遣 ⑤手話通訳者の技術向上
手話通訳者養成事業	①受講者・修了者が少ない ②登録手話通訳者が増えていかない ③講師・指導者の確保 ④手話通訳者試験合格者が少ない ⑤手話通訳者のスキルアップの必要性 ⑥予算の確保
手話通訳指導者養成事業	①講師・指導者の確保 ②事業予算の確保 ③指導者研修会の実施
手話通訳者設置事業	①市町村の手話通訳者のレベルアップ支援 ②市町村の手話通訳者の確保 ③手話通訳者の待遇改善・正規職員化 ⑥利用者にニーズに応じた配置
要約筆記奉仕員（者）派遣事業	①要約筆記奉仕員（者）の不足 ②予算の不足 ③県内の地域格差 ④団体派遣 ⑤専門職員の不在 ⑥事業の認知不足
要約筆記奉仕員（者）養成事業	①受講者が少ない ②要約筆記奉仕員（者）が増えていかない ③講師・指導者の養成・育成と確保 ④要約筆記の知名度が低い ⑤修了者のスキルアップ ⑥予算の確保 ⑦養成事業についての地域格差

(2) 市町村を対象とする調査

はじめに

市町村調査は、1750 自治体（平成 22（2010）年 10 月現在）を対象とし、971 自治体から回答を得、回収率は 55.5%であった。

調査では、障害者自立支援法の地域生活支援事業・コミュニケーション支援事業として行われている①手話通訳者派遣事業、②手話通訳者設置事業、手話通訳者養成事業、要約筆記奉仕員（者）養成事業、⑤要約筆記奉仕員（者）養成事業の 5 つの事業の実施状況について質問紙を郵送法により送付、回収した。

調査の分析作業としては、回答を得た自治体を表 2-1 のように、5 段階の人口規模階層に分け、項目に応じて数値の比較検討を行った。

表 2-1 回答のあった自治体の人口規模

人口規模（人）	回答自治体数
5 万人未満	587
5 万人～ 10 万人未満	184
10 万人～ 20 万人未満	111
20 万人～ 30 万人未満	29
30 万人以上	60
合 計	971

1) 聴覚障害者の人数

人口規模階層ごとに人口の平均、身体障害者数の平均、聴覚障害者数の平均を集計すると、表 2-1 のようになった。

表 2-1 市町村人口・身体障害者数・聴覚障害者数平均

人口規模	人口平均	身体障害者数平均	聴覚障害者数平均
5 万人未満 n586	19906	1099	98
5 万人～ 10 万人未満 n185	69154	2713	257
10 万人～ 20 万人未満 n111	139426	5107	404
20 万人～ 30 万人未満 n29	249140	8647	816
30 万人以上 n60	566341	20179	1858

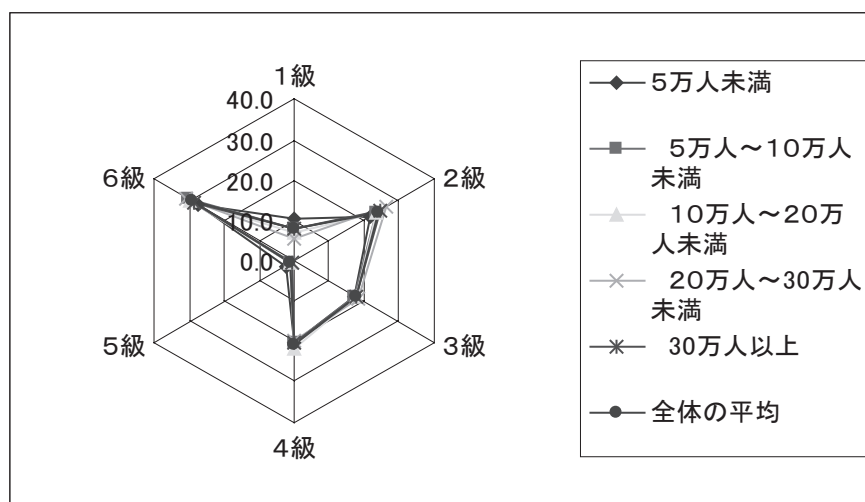
人口規模階層ごとの聴覚障害者の身体障害等級の割合をみってみる。表 2-26 にみるように、全体で 1 級は 8.1%、2 級は 23.6%、3 級は 17.7%、4 級は 20.5%、6 級は 29.1%であった。（聴覚障害のみの場合 1 級、5 級はない。数値が 1 級、5 級で出ているのは他の障害との重複であると考えられる。特に 1 級の場合は言語障害 3 級と聴覚障害 2 級の重複障害が多いと考えられる。）それぞれの等級について、人口規模別でみても、大きな差はない。

表 2-2 聴覚障害者の数の平均数

%

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
5 万人未満	10.3	21.7	17.2	20.5	2.3	27.8
5 万人 -10 万人未満	8.0	23.1	17.3	20.1	1.1	30.2
10 万人 -20 万人未満	6.9	23.1	17.6	21.7	1.0	29.7
20 万人 -30 万人未満	5.2	26.0	18.1	19.8	0.4	30.5
30 万人以上	7.9	24.8	17.8	20.4	0.6	28.5
全体の平均	8.1	23.6	17.7	20.5	1.2	29.1

図 2-1 聴覚障害者の等級別割合



2) コミュニケーション支援事業の実施状況

地域生活支援の実施状況について表 2-3 にまとめた。回答のあった 971 自治体のうち、コミュニケーション支援事業を実施している自治体は 90.8%であった。厚生労働省の調査により発表されている平成 22 (2010) 年 3 月現在のコミュニケーション支援事業の実施率は 74.80%であるので、今回の回答は、コミュニケーション支援事業を実施している自治体が多く回答していると考えられる。（このことは、コミュニケーション支援事業の未実施自治体の回収率が今回低いということでもある。）

人口規模別でみると、10 万人以上の自治体では、100%の実施率となっているが、5 万人未満の自治体は 85.7%、5 万 -10 万人未満の自治体は 97.3%となっている。表 2-3

コミュニケーション支援事業のなかの手話通訳派遣事業・要約筆記派遣事業・手話通訳設置事業についてみると、全体の実施率は、91.1%、65.3%、36.2%となっている。これを人口規模別にみると、手話通訳派遣事業では 13.2 ポイント、要約筆記派遣事業では 47.3 ポイント、手話通訳設置事業では 68.9 ポイント、人口 5 万人未満の自治体と 300 万人以上の自治体とで差がある。人口 5 万人未満の自治体で人口 1 万人未満の自治体は、さらに低い実施率となっている。後に手話通訳事業・要約筆記事業各事業について記述するが、コミュニケーション支援事業自体、規模の小さい自治体では実施しにくい状況がみられる。表 2-4

表 2-3 人口規模・コミュニケーション支援事業実施状況：平均

人口規模（人）		コミュニケーション事業実施自治体	割合%
5 万未満	n586	502	85.7
5 万 -10 万未満	n185	180	97.3
10 万 -20 万未満	n111	111	100.0
20 万 -30 万未満	n29	29	100.0
30 万以上	n60	60	100.0
全体	n971	882	90.8

表 2-4 手話通訳派遣事業・要約筆記派遣事業・手話通訳設置事業の実施状況：人口規模別

人口規模（人）		手話通訳派遣	%	要約筆記派遣	%	手話通訳設置	%
5 万未満	n586	498	86.2	295	51.0	83	14.4
5 万 -10 万未満	n185	180	97.8	146	79.3	112	60.9
10 万 -20 万未満	n111	109	98.2	101	91.0	78	70.3
20 万 -30 万未満	n29	29	100.0	27	93.1	25	86.2
30 万以上	n60	60	100.0	59	98.3	50	83.3
全体	n971	876	91.1	628	65.3	348	36.2

人口 1 万人未満の町村の各事業の実施状況	手話通訳派遣	%	要約筆記派遣	%	手話通訳設置	%
n185	112	60.5	56	30.3	9	4.9

各事業の詳細は、後の項でみるが、表 2-5 にみるように、人口規模別に平成 21（2010）年度の事業費決算額を人口千人あたりの数値に換算して平均値、最大値、最小値をみると、同一の人口規模階層内でも格差が存在しているし、千人あたりだと 30 万人以上の自治体の決算額が他の人口階層よりも小さくなっていることがみてとれる。自治体規模により事業費のスケールメリットがみられると考えられるが、小規模自治体では事業の広域化が有効の場合がある一方、大規模自治体は、人口 10 万人から 20 万人規模で地域を分けて必要な事業を行っていく必要があるだろう。

表 2-5 各事業費 21 年度決算額：人口千人あたり最大値・最小値・平均値

人口規模		手話通訳派遣	要約筆記派遣	手話通訳設置
5 万人未満	最大値	454365	21639	177333
	最小値	66	122	109
	平均値	8624	1633	25831
人口規模		手話通訳派遣	要約筆記派遣	手話通訳設置
5 万人～10 万人未満	最大値	165284	18593	158355
	最小値	62	22	624
	平均値	11090	1898	27930
人口規模		手話通訳派遣	要約筆記派遣	手話通訳設置
10 万人～20 万人未満	最大値	77828	24046	65643
	最小値	185	23	326
	平均値	11395	2919	15501
人口規模		手話通訳派遣	要約筆記派遣	手話通訳設置
20 万人～30 万人未満	最大値	81081	6447	38521
	最小値	516	62	1037
	平均値	13119	1523	15665
人口規模		手話通訳派遣	要約筆記派遣	手話通訳設置
30 万人以上	最大値	34025	5868	52424
	最小値	858	9	736
	平均値	10827	1612	10416

表 2-6 は、コミュニケーション支援事業を実施しない理由である。5 万人未満自治体の回答をみると、「利用者が少ない」5.5%、「利用希望がない」7.7%となっている。人口 1 万人未満をみると、これらの数値は 3 倍となっている。

表 2-6 コミュニケーション支援事業を実施していない理由

人口規模（人）		利用者が少ない		利用希望がない	
		数	%	数	%
5 万未満	n586	32	5.5	45	7.7
5 万 -10 万未満	n185	1	0.5	1	0.5
10 万 -20 万未満	n111	0	0	0	0
20 万 -30 万未満	n29	0	0	0	0
30 万以上	n60	0	0	0	0

人口 1 万人未満の町村のコミ支援事業未実施理由		利用者が少ない		利用希望がない	
		数	%	数	%
n185		28	15.1	37	20.0

表 2-7 は、平成 21（2009）年度の地域生活支援事業とコミュニケーション支援事業の事業費用である。自治体の規模が大きくなれば、事業費は増大していくが、コミュニケーション支援事業費用の割合をみると、2.7%から 4.2%の差がみられる。今回の調査では、5 万人未満と 30 万人

以上の人口規模自治体が低い値となっている。

表 2-7 平成 21 年度コミュニケーション支援事業費用 平均

人口規模（人）		地域生活支援費	コミュニケーション費	地域生活支援費に占める コミ支援費の割合 %
5 万未満	n502	14019905	423735	3.0
5 万 -10 万未満	n180	56211427	2383253	4.2
10 万 -20 万未満	n111	118545547	3889699	3.3
20 万 -30 万未満	n29	169116422	6612470	3.9
30 万以上	n60	505553471	13558052	2.7

コミュニケーション支援事業について現在抱えている問題・課題について自由記述による回答を得た。表 2-8 のように、「手話通訳者が少ない・数の確保」、「利用者が少ない。利用者の拡大」という記述が多く、次いで「夜間・緊急時の対応」、「周知・啓発・ニーズの掘り起こし」、「要約筆記者が少ない・数の確保」と続く。

手話奉仕員養成事業は 1970 年、手話通訳設置事業は 1973 年、手話奉仕員派遣事業は 1976 年、要約筆記奉仕員養成事業は昭和 56（1981）年、要約筆記奉仕員派遣事業は昭和 60（1985）年に開始された。1995 年からは市町村障害者社会参加促進事業が加えられた。しかし、これらの事業はメニュー事業（選択事業）であったために、平成 17（2005）年度においても、手話通訳設置事業は 18.3%、手話奉仕員（手話通訳者）派遣事業は 27.2%、要約筆記奉仕員派遣事業は 9.8% の実施率にとどまっていた。（障害者自立支援法施行によりコミュニケーション支援事業が必須化され、平成 22（2010）年 3 月末にはそれぞれ 29.1%、74.0%、48.4%となっている。厚生労働省調査）

「手話通訳者が少ない」「要約筆記者が少ない」ことについては、都道府県において計画的に手話通訳者養成事業・要約筆記者養成事業およびこれらの認定・登録事業が行われてこなかったという課題（都道府県調査の課題参照）がある。また、手話通訳者・要約筆記者への入り口として市町村自治体で手話奉仕員養成事業・要約筆記奉仕員養成事業が実施されていない市町村の存在（後の項でふれるが、手話奉仕員（手話通訳者）養成事業・要約筆記奉仕員養成事業の市町村での未実施率は 50.3%、70.5%となっている。）「養成は都道府県の責任」「小さな自治体では予算や講師・指導者の確保が困難」という理由をあげる自治体もあるが、広域での開催の場合は、会場までの移動時間や移動手段の確保に困難が発生する。（養成事業については、項を改めて記述する。）

「利用者が少ない・利用実績が少ない」したがって「利用者を拡大しなければならない」という課題があるが、表 2-1 にみるように、人口 5 万人未満の自治体においても、平均 100 人は聴覚障害者が存在し、半数は 1 級から 3 級の重度の聴覚障害および言語障害を有する人々がいる。4 級から 6 級の人々についても要約筆記による情報提供が効果的な人々である。事業の啓発と、実績を作るような取り組みが必要である。人口 1 万人未満の自治体の場合、聴覚障害者の平均数は 34 人となる。島嶼部や自治体の面積が広大な場合については改めて検討を要するが、手話通訳者派遣事業・要約筆記派遣事業の広域事業としての実施や手話通訳者の広域設置が行われる必要がある。

表 2-8 コミュニケーション支援事業の課題：自由記述分類集計 237 自治体回答

	自治体数	%
手話通訳者少ない・確保の必要性	87	36.7
利用者が少ない・利用実績が少ない・利用者を拡大する	45	19.0
夜間・緊急時の対応	16	6.8
周知・啓発・ニーズの掘り起こし	16	6.8
要約筆記者少ない・確保の必要性	16	6.8
養成・研修	15	6.3
予算・財源	11	4.6
派遣範囲の限定の問題・派遣範囲の拡大	7	3.0
広域派遣化	7	3.0
要約筆記者派遣事業を実施していない	3	1.3
その他	35	14.8
特になし	61	25.7

①手話通訳者派遣事業の実施状況と課題

(1) 手話通訳者派遣事業の実施状況

手話通訳派遣事業は、厚生労働省の調査では、平成 22（2010）年 3 月現在で 74.0%であったが、今回の事業（回収率 55.5%）では、89.5%となった。人口 10 万人以上の自治体では 100%の実施率であるが、それ 10 万人未満の自治体は、実施率は現象する傾向にある。

表 2-9 手話通訳者派遣事業の実施状況

人口規模（人）		実施あり		実施なし	
		数	%	数	%
5 万未満	n586	489	83.4	49	8.4
5 万 -10 万未満	n185	180	97.3	3	1.6
10 万 -20 万未満	n111	111	100.0	0	0
20 万 -30 万未満	n29	29	100.0	0	0
30 万以上	n60	60	100.0	0	0
全体	n971	869	89.5	52	5.4

手話通訳派遣事業を実施しない理由については、「利用したい要望が少ないため」が一番多く、次いで「利用者が少ない」となっている。「設備や人材がない」ことをあげている自治体もある。コミュニケーション支援事業の問題・課題の項でも記述したが、本当に「利用したい要望が少ない」のかどうかを吟味する必要がある。また「利用者が少ない」場合、なぜ利用に至らないのかの吟味が必要であり、単独で実施が困難ならば広域での実施の検討が真剣になされなければならない。表 2-10

手話通訳派遣事業の過去の実施状況についての質問に対して、3 自治体が以前は実施していたが現在は実施していないと回答している。今回の調査ではその理由は把握できていない。

表 2-10 手話通訳者派遣事業を実施していない理由（複数回答可）

他の支援事業を優先しているため	利用者が少ないため	利用したい要望が少ないため	設備・人材がないため	経費が他の事業と比べても割高なため	市区町村事業として確立しているため	その他	回答なし	回答者数
1 2.0	11 21.6	12 23.5	3 5.9	1 2.0	0 0.0	1 2.0	34 66.7	51 100.0

表 2-11 手話通訳者派遣事業の過去の実施状況

以前は実施していた	実施したことはない	回答なし	合 計
3 5.9	33 64.7	15 29.4	51 100.0

(2) 手話通訳派遣事業の委託の状況・委託状況・運営委員会

手話通訳派遣事業の実施のうち、自治体が直営で実施しているか、または外部機関・団体に委託しているかについては、表 2-12 のように、全体では 3 割が直営、7 割が外部委託となっている。人口規模別でみると 5 万～30 万人未満で直営率が 50% 前後、5 万人未満で 24.1%、30 万人人以上で 30.0% と直営率は低い。

表 2-12 手話通訳派遣事業の委託の状況

人口規模（人）		直 営		外部委託	
		数	%	数	%
5 万未満	n489	118	24.1	371	75.9
5 万 -10 万未満	n180	74	41.1	106	58.9
10 万 -20 万未満	n111	54	48.6	58	52.3
20 万 -30 万未満	n29	16	55.2	13	44.8
30 万以上	n60	18	30.0	42	70.0
全体	n869	280	32.2	590	67.9

参考までに、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業について直営率をみると、手話通訳設置事業が一番高く、次いで手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業となっている。

表 2-12 比較：3 事業の直営率

	手話通訳者派遣事業	要約筆記者派遣事業	手話通訳設置事業
5 万未満	24.1	22.7	79.3
5 万 -10 万未満	41.1	6.2	90.5
10 万 -20 万未満	48.6	38.6	89.6
20 万 -30 万未満	55.2	48.1	92.0
30 万以上	30.0	18.6	83.3
全体	32.2	22.1	86.7

外部委託の場合の委託先は、表 2-13 のようになっている。全体としては聴覚障害者協会

が多い傾向にあるが、社会福祉協議会は、10-30 万人台で多く、聴覚障害者協会委託は 5 万人未満・5～10 万人の自治体が多い。

表 2-13 外部委託の場合の委託先

人口規模（人）		委 託 先							
		社協		情提施設		派遣センター		聴障協	
		数	%	数	%	数	%	数	%
5 万未満	n371	42	11.3	60	16.2	37	10.0	188	50.7
5 万 -10 万未満	n106	21	19.8	23	21.7	11	10.4	47	44.3
10 万 -20 万未満	n58	25	43.1	5	8.6	10	17.2	19	32.8
20 万 -30 万未満	n13	7	53.8	0	0.0	1	7.7	3	23.1
30 万以上	n42	12	28.6	2	4.8	7	16.7	16	38.1
全体	n869	107	18.1	90	15.3	66	11.2	273	46.3

手話通訳者派遣事業の円滑推進するための運営委員会の設置の有無については、88.4%が設置していないと回答している。表 2-14

運営委員会の構成団体は、行政職員 77.8%、聴覚障害者協会 67.8%、手話サークル 40.4%、障害者団体 24.4%と続く。その他としては、登録手話通訳者やその団体、社会福祉協議会等が含まれている。

表 2-14 手話通訳者派遣事業の円滑推進するための運営委員会の設置状況

設置している	設置していない	回答なし	合 計
90 10.4	769 88.4	10 1.2	869 100.0

表 2-15 運営委員会の構成団体

市区町村行政職員	聴覚障害者情報提供センター	手話通訳派遣センター	聴覚障害者協会	難聴者・中途失聴者協会	全国手話通訳問題研究会支部	手話サークル	障害者団体	その他	回答なし	回答者数
70 77.8	2 2.2	6 6.7	61 67.8	10 11.1	6 6.7	36 40.0	22 24.4	58 64.4	2 2.2	90 100.0

(3) 手話通訳派遣事業の利用状況

平成 21（2010）年度の手話通訳派遣事業の実施状況は、表 2-16 のとおりとなっている。人口 1000 人あたりの利用状況（派遣件数）をみると、5－10 万人未満の自治体の派遣件数が 2.05 件と一番多い数値となっている。

表 2-16 手話通訳派遣事業の利用状況：平均：年間

人口規模（人）	依頼件数平均 件	派遣件数平均 件	平派遣人数 人	派遣時間数 平均 時間	人口千人あたりの手話 通訳事業の利用状況・ 派遣件数 件
5 万未満 n489	26.1	27.1	26.7	96.0	1.36
5 万 -10 万未満 n180	142.4	141.5	151.3	289.5	2.05
10 万 -20 万未満 n111	238.4	240.0	251.1	2198.5	1.72
20 万 -30 万未満 n29	437.7	441.7	512.9	977.9	1.77
30 万以上 n60	1096.8	1049.6	966.8	11264.9	1.85

(4) 手話通訳派遣事業で派遣する通訳者

障害者自立支援法・コミュニケーション支援事業でいう手話通訳者とは、①手話通訳士、②手話通訳者、③手話奉仕員である。

①手話通訳士は厚生労働大臣公認の手話通訳技能認定試験に合格した者である。②手話通訳者は都道府県の行う手話通訳者試験に合格した者である。手話奉仕員は厚生労働省の定める 80 時間の手話奉仕員養成講座（手話教室入門課程・基礎課程）を修了した者である。①②は資格試験が科せられているのに対して、③は講座修了により登録がなされる。①②の資格を取得するには、5 年から 10 年程度の手話学習期間・手話通訳学習期間を要するが、③は 80 時間の講座受講となるので、①②と③の手話通訳技術の差は大きい。

さて、手話通訳派遣事業で、派遣する手話通訳者はどのように定めているか、という質問への回答をみると、手話通訳者のみと回答する自治体が一番多く、全体では 60.4%であった。人口規模別では、10 万 -20 万未満が低い値となっている。一方、手話奉仕員のみと回答した自治体は、全体で 5.3%であるが、人口 30 万人以上では、10.0%を占めている。表 2-17

次に手話通訳者・手話奉仕員の登録条件をみてみる。

1998 年に厚生省（現厚生労働省）が「手話奉仕員および手話通訳者養成カリキュラム」を作成し、手話奉仕員養成事業と手話通訳者養成事業が取り組まれて、今日に至るが、現在も手話奉仕員という名称のみで事業を行っている自治体が残っている。先にも記述したが、資格試験を経て登録される手話通訳者（士）と手話奉仕員との技術の差・知識の差は明確である。

今回の調査では、厚生労働省が示す「手話奉仕員および手話通訳者」以外に、市町村独自の認定・登録のルールが存在していることが示されている。都道府県の行う手話通訳者試験合格者 39.4%、手話通訳士試験合格者 32.8%の他、表 2-18 のように多様な条件で手話通訳者が登録されている。その他としては、聴覚障害者協会に登録したもの、聴覚障害者協会が推薦した者、市独自の試験に合格したもの、手話サークルに委託、町長が認めた者、定めはない、等の回答があった。

社会福祉法人全国手話研修センターは平成 13（2001）年から厚生労働省が示す「手話通訳者養成カリキュラム」修了者相当への到達度試験である「手話通訳全国統一試験」を実施し、平成 22（2010）年度には 45 都道府県 4 制令指定都市がこの試験を利用し、合格者を手話通訳者として認定している。市町村においても、客観的な技能・知識の状況を評価する試験制度を経た者、すなわち都道府県に認定される手話通訳者を登録し、派遣することが求め

られている。

表 2-17 手話通訳派遣事業で派遣する通訳者

人口規模（人）		手話通訳者のみ		手話通訳者と手話奉仕員		手話奉仕員のみ	
		数	%	数	%	数	%
5 万未満	n489	312	63.8	122	24.9	25	5.1
5 万 -10 万未満	n180	104	57.8	63	35.0	8	4.4
10 万 -20 万未満	n111	56	50.5	45	40.5	5	4.5
20 万 -30 万未満	n29	18	62.1	8	27.6	2	6.9
30 万以上	n60	35	58.3	15	25.0	6	10.0
全体	n869	525	60.4	253	29.1	46	5.3

表 2-18 手話通訳者・手話奉仕員の登録条件

重複回答あり

手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格したもの	都道府県が行う手話通訳者登録試験に合格したもの	都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格	市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格し	その他	都道府県が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの	市区町村が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの
285 32.8	342 39.4	113 13.0	139 16.0	42 4.8	31 3.6	230 26.5	109 12.5	141 16.2

(5) 手話通訳派遣事業に登録している手話通訳者数

手話通訳派遣事業に登録している手話通訳者数を人口規模別に比較してみる。登録された手話通訳者・手話奉仕員の合計数の平均は、30 万人未満の自治体では、約 40 人程度である。30 万人以上では、91.6 人となっている。そのなかで、日中稼働できる手話通訳者・手話奉仕員の合計数は半数となっている。表 2-19

日中稼働できる手話通訳者・手話奉仕員を千人あたり何人となるか計算した。表 2-20 をみるように、人口 5 万人未満の自治体 1.04 人に対して、人口規模が大きくなるほど手話通訳者数の値は少なくなり、30 万人以上の自治体では 0.09 人となっている。大きな都市ほど少人数で手話通訳業務を担っている状況がわかる。「手話通訳者が少ない」「手話通訳者の確保が困難」という問題・課題が本項最後の自由記述の集計で一番多くなっているが、これは中核市や政令指定都市の抱える深刻な課題であるといえる。

表 2-19 手話通訳派遣事業に登録している手話通訳者数：平均 人

人口規模（人）		登録手話通訳者数	登録手話奉仕員数	合計	日中稼働できる手話通訳者	日中稼働できる手話奉仕員	合計
5 万未満	n489	24.3	10.8	35.0	13.6	7.1	20.7
5 万 -10 万未満	n180	23.4	21.1	44.5	8.0	6.7	14.7
10 万 -20 万未満	n111	16.9	22.6	39.4	11.8	9.8	21.6
20 万 -30 万未満	n29	17.4	25.1	42.5	9.1	13.0	22.1
30 万以上	n60	39.6	52.0	91.6	23.7	21.7	45.4

表 2-20 人口千人あたりで日中稼働できる手話通訳者・手話奉仕員合計数：平均 人

人口規模（人）	千人あたり日中稼働できる通訳者・奉仕員
5 万未満 n489	1.04
5 万 -10 万未満 n180	0.21
10 万 -20 万未満 n111	0.16
20 万 -30 万未満 n29	0.09
30 万以上 n60	0.08

(6) 手話通訳者の謝礼金

手話通訳者の 1 時間あたりの謝礼金は、表 2-21 をみるように、同一の人口規模であっても、かなりばらつきがみられる。表 2-22 にみるように、人口規模別に平均値をみた場合だと、人口規模の少ない階層ほど、1 時間あたりの謝礼金は高くなっている。謝礼金の最大値と最小値についても、大きな開きがみられる。表 2-22

自治体ごとに謝礼金にばらつきがある。手話通訳という専門的な仕事・働きに見合う適正な金額の設定が必要である。

表 2-21 手話通訳者の 1 時間あたりの謝礼金

人口規模（人）	700 円以下	700 ～ 1000 円	1000 ～ 1500 円	1500 ～ 2000 円	2000 ～ 3000 円	3000 円以上
5 万未満 n289	5	5	66	127	49	37
5 万 -10 万未満 n105	0	4	30	37	17	17
10 万 -20 万未満 n59	0	4	14	26	11	4
20 万 -30 万未満 n16	0	2	4	4	1	5
30 万以上 n11	0	0	2	4	4	1

表 2-22 手話通訳者の 1 時間あたりの謝礼金：平均 円

人口規模	1 時間あたりの謝礼金	最大値	最小値
5 万未満 n289	1862.3	6000	* 500
5 万 -10 万未満 n105	1760.5	5000	750
10 万 -20 万未満 n59	1643.9	4800	700
20 万 -30 万未満 n16	1616.8	4500	900
30 万以上 n11	1637.3	4810	1000

*この場合、「8 時間で 4000 円」と回答があったので、1 時間あたり 500 とした。

手話通訳者の謝礼金算出の基準について、表 2-23 のように、手話通訳現場着から退出までの時間とする自治体が一番多く、次いで「通訳時間のみ」、自宅・会場往復移動時間含むとなっている。少数であるが報告書作成時間、報告会・反省会を含める自治体もある。

〇〇ページの都道府県の手話通訳者の謝礼金算出の基準でも整理したが、手話通訳者の業務・仕事は、派遣依頼を受けてから報告書を提出する、必要に応じて会議で報告するまでが一連の手話通訳業務である。移動時間、報告書作成時間、会議時間を加えた謝礼金算出時間の設定が妥当である。

表 2-23 手話通訳者への謝礼算出時間

人口規模（人）		通訳時間のみ		現場着～退出まで		自宅・会場往復含	
		数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n489	132	27.0	160	32.7	106	21.7
5 万 -10 万人未満	n180	56	31.1	74	41.1	37	20.6
10 万～ 20 万人未満	n111	32	28.8	41	36.9	30	27.0
20 万～ 30 万人未満	n29	6	20.7	13	44.8	8	27.6
30 万人以上	n60	21	35.0	24	40.0	9	15.0
全体	n869	247	28.4	312	35.9	190	21.9

人口規模（人）		報告書作成含		報告会・反省会含		その他	
		数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n489	3	0.6	12	2.5	37	7.6
5 万 -10 万人未満	n180	1	0.6	7	3.9	20	11.2
10 万～ 20 万人未満	n111	4	3.6	3	2.7	14	12.6
20 万～ 30 万人未満	n29	0	0.0	1	3.4	1	3.4
30 万人以上	n60	2	3.3	2	3.3	10	16.7
全体	n869	10	1.2	25	2.9	82	9.4

(7) 手話通訳者派遣の利用制限

手話通訳者派遣の利用制限の有無を尋ねた。表 2-24 にみるように、少数であるが「利用制限を設けている」との回答があった。

利用制限の状況については、1 カ月あたりの回数は、平均 8.7 回、最大 20 回、最小 1 回という制限がみられた。1 カ月あたりの時間数は、平均 26.4 時間、最大 80 時間、最小 3 時間であった。表 2-25

大多数が利用制限を設けないで事業を運用しているなかで、少数だが制限を設けている自治体は際だっているといえる。また、「依頼を断る」「越えた分の費用負担を求める」という対応についても問題がある。表 2-26

当然のことであるが、必要なときに必要な手話通訳派遣事業を利用できることが、聴覚障害者のコミュニケーションの権利、その他の諸人権を護るための原則である。

表 2-24 手話通訳者派遣の利用制限の有無

設けている	設けていない	回答なし	合 計
58 6.7	772 88.8	39 4.5	869 100.0

表 2-25 手話通訳派遣利用制限の状況

	最大値	最小値	平均値
1 カ月あたりの回数制限	20 回	1 回	8.7
1 カ月あたりの時間制限	80 時間	3 時間	26.4 時間

表 2-26 手話通訳者派遣の利用制限を超えた場合の派遣依頼

派遣依頼を断る	超えた分の通訳派遣費を自己負担してもらう	その他	回答なし	合 計
4 6.9	13 22.4	36 62.1	5 8.6	58 100.0

(8) 手話通訳者派遣の範囲

手話通訳派遣の範囲については、表 2-27 のとおりである。職場での朝礼や会議等、家族会議や親戚の集まり、スクーリング・資格取得のための研修など、数値が低い項目について、派遣範囲として認めていくことが求められる。

表 2-27 手話通訳者派遣の範囲（複数回答可）

医療関係	官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	学校へ相談または事業に参加する場合	就職面接	職場での朝礼や会議等	聴覚障害者の会議	冠婚葬祭	家族会議や親戚の集まり	自治会活動など地域活動	教養・文化
740 85.2	726 83.5	701 80.7	616 70.9	260 29.9	511 58.8	526 60.5	341 39.2	563 64.8	497 57.2

スクーリング・資格取得のための研修	裁判や警察関係	県知事が必要と認めるもの	その他	回答なし	回答者数
348 40.0	579 66.6	184 21.2	351 40.4	37 4.3	869 100.0

手話通訳派遣について県外派遣・県外依頼・市外派遣を認めているかについては、表 2-28 のような回答を得た。

「県外への派遣について認めない」は、全体としては平均 42.7%、人口規模別では、20 万～30 万人未満と 5 万人未満の階層が多くなっている。

「県外からの依頼を認めない」は、全体としては平均 69.2%、人口規模別では、20 万～30 万人未満と 5 万人未満の階層が多くなっている。

「市外への派遣を認めない」は、全体としては平均 8.1%、人口規模別では 30 万人以上の自治体が高い数値となっている。

都道府県では、同じ質問については、県外派遣、県外からの依頼については、認める・認めないは半々ぐらいとなっている。（〇〇ページ参照）都道府県のところでも県内外の広域派遣の課題を記述した。聴覚障害者の生活範囲（医療、教育、仕事、社会参加等）は、自らの居住地のみで完結するものではない。このような制限のもとに、コミュニケーション機会を奪われる聴覚障害者が存在している。

都道府県の派遣事業と連動した形で、市町村の派遣事業についても広域派遣のルールを確立すべきである。

表 2-28 県外派遣・県外依頼・市外派遣を認めているか

人口規模（人）		県外派遣認めない		県外から依頼認めない		市外派遣認めない	
		数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n489	231	47.2	358	73.2	40	8.2
5 万 -10 万人未満	n180	69	38.3	111	61.7	7	3.9
10 万～ 20 万人未満	n111	36	32.4	72	64.9	7	6.3
20 万～ 30 万人未満	n29	14	48.3	21	72.4	4	13.8
30 万人以上	n60	21	35.0	39	65.0	12	20.0
全体	n869	371	42.7	601	69.2	70	8.1

(9) 手話通訳者派遣の利用料徴収

手話通訳派遣の利用料徴収があると回答があった自治体は 37 自治体・3.7%であった。障害者自立支援法が施行されるおり、厚生労働省は「従来費用負担のなかったものについては従来どおり」にするよう市町村に伝え、その後同様の周知が毎年繰り返されているが「徴収する」自治体が現在も残っている。ここでは他のサービスのように「受益者負担」の原則が働き、「他のサービスでも費用徴収するので同様に手話通訳派遣費用についても徴収する」という発想になっていると思われる。コミュニケーションは聴覚障害者と聴覚に障害のない者の双方向で行われるもので、一方だけに費用徴収を求めるのは不合理である。また、そもそもコミュニケーションという行為に「受益」を設定することに問題がある。

表 2-29 手話通訳者派遣の利用料徴収

徴収している	徴収していない	回答なし	合 計
32 3.7	815 93.8	22 2.5	869 100.0

(10) 手話通訳派遣事業の問題・課題

手話通訳派遣事業の問題・課題について、自由記述で 290 自治体より回答を得た。回答された内容を分類すると表 2-30 のようになった。

手話通訳者の不足およびその確保については、回答のあった過半数が問題・課題として取り上げている。手話通訳者確保においては、都道府県での手話通訳者養成事業の実施・充実、市町村での手話奉仕員養成事業の実施・充実という養成の課題、手話通訳者養成にあたる指導者・講師の養成・確保という課題、手話通訳者の専門性を認めた謝礼金を含む手話通訳派遣事業予算の確保という課題を解決していく必要がある。また、手話通訳者が長く手話通訳業務に従事できるためには、謝礼金の十分な保障とあわせて健康の管理と研修の充実が必要である。

緊急時の派遣体制や派遣範囲の拡充についての整備や拡充も課題となっている。

市外・県外への派遣や市外・県外からの派遣依頼については、全国のおよび県内の派遣ネットワークシステムの構築が必要である。

利用者がいない・少ないという課題については、その地域に①聴覚障害者の絶対数が少ない、②聴覚障害者はいるが制度利用に結びつかない、という二つの要因があると考えられる。

①の場合は、市町村合同の広域事業として5万人程度の人口規模で手話通訳派遣事業を行うことで解決していく必要がある。②の場合は手話通訳派遣事業の啓発・周知と利用時のアクセス・利便性の向上を図ることが重要である。

表 2-30 手話通訳派遣事業の問題・課題：自由記述分類集計 290 自治体が回答

	数	%
手話通訳者の不足・確保	156	53.8
緊急時の派遣	30	10.3
手話通訳者の質・レベルの向上	28	9.7
手話通訳者の養成	21	7.2
利用者がいない・少ない	19	6.6
市外・県外派遣	16	5.5
手話通訳者の高齢化	13	4.5
派遣範囲・基準の設定	12	4.1
手話通訳者の研修	11	3.8
制度の周知・啓発	9	3.1
適切な予算確保	9	3.1
地域格差	6	2.1
広域派遣	4	1.4
手話通訳者の健康問題	3	1.0
特になし	19	6.6
その他	22	7.6

②手話通訳設置事業の実施状況と課題

(1) 手話通訳設置事業の実施状況

手話通訳設置事業の実施の有無について、表 2-31 のようになった。厚生労働省の調査（平成 22（2010）年 3 月時点）では手話通訳設置事業の実施率は 29.14%であるのに対し、今回の調査は、36.5%となっている。二つの数値の差は、今回の調査では、手話通訳設置事業を実施している自治体からの回答が、未実施自治体よりも多かったと考えられる。

いずれにしても、全体での実施率は 36.5%と低い数値となっている。その要因としては、5 万人以上の自治体では、60%から 90%の実施となっているが、5 万人未満の自治体の実施率は 14.0%にとどまっていることによる。

表 2 - 31 手話通訳設置事業の実施状況

人口規模（人）		実施有り		実施なし	
		数	%	数	%
5 万未満	n586	82	14.0	439	74.9
5 万 -10 万未満	n185	116	62.7	67	36.2
10 万 -20 万未満	n111	77	69.4	34	30.6
20 万 -30 万未満	n29	25	86.2	3	10.3
30 万以上	n60	54	90.0	6	10.0
全体	n971	354	36.5	549	56.5

手話通訳設置事業を実施しない理由としては、表 2-32 にみるように、利用者が少ないため 29.5%、設備・人材がないため 28.1%、利用したいという希望がすくないため 23.5%となっている。その他としては、財政的に厳しい、聴覚障害者協会に委託している、手話通訳派遣

事業で対応できている、振興局に委嘱している、という回答があった。

表 2-32 手話通訳設置事業を実施していない理由（複数回答可）

他の支援事業を優先しているため	利用者が少ないため	利用したいという要望が少ないため	設備・人材がないため	経費が他の事業と比べても割高なため	その他	回答なし	回答者数
105 19.1	162 29.5	129 23.5	154 28.1	46 8.4	41 7.5	181 33.0	549 100.0

手話通訳派遣事業の課題のところでも記述したが、「利用者が少ない・利用希望が少ない」ことにより手話通訳事業が単独でできないならば、広域事業として実施する、事業の啓発・周知を行うという対応が必要である。「人材がない」については、手話通訳者の養成や研修、待遇改善が課題となる。

(2) 手話通訳設置の設置場所・身分

手話通訳設置の場所・施設について表 2-33 のような回答を得た。役所福祉部門あるいは受付に設置している自治体は全体で 91.8% になる。人口規模別では 5 万人未満の自治体では役所設置は 80.5% と値が一番小さい。20 万人から 30 万人未満の自治体では、社会福祉協議会への設置が 16.0% となっている。規模の大きな自治体は、役所の他、複数ヶ所に設置していることが考えられる。

表 2-33 手話通訳設置の設置場所・施設（複数回答）

人口規模		役所福祉		役所受付		社会福祉協議会		聴覚障害者協会		情報提供施設	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
5 万未満	n82	65	79.3	1	1.2	6	7.3	3	3.7	4	4.9
5 万 -10 万未満	n116	105	90.5	4	3.4	8	6.9	0	0.0	1	0.9
10 万 -20 万未満	n77	69	89.6	4	5.2	6	7.8	0	0.0	1	1.3
20 万 -30 万未満	n25	23	92.0	2	8.0	4	16.0	0	0.0	0	0.0
30 万以上	n54	45	83.3	7	13.0	4	7.4	3	5.6	1	1.9
全体	n354	307	86.7	18	5.1	28	7.9	6	1.7	7	2.0

設置されている手話通訳者の身分は、全体で正規職員 13.6%、嘱託・契約職員 58.2%、パートタイマー 15.0% である。表 2-34

これを正規職員と非正規職員で区分してみると、全体で正規職員は 13.6%、非正規職員は 73.2% になる。参考までに、全国手話通訳問題研究会が行った 2010 年 9 月時点の調査では、自治体等に雇用される手話通訳者で正規職員は 19.6%、非正規職員は 79.5% となっている。

市町村における手話通訳設置事業は、大多数の非正規身分の職員で担われている。これは、手話通訳設置事業を含むコミュニケーション支援事業の財源が限られたものとなっていることによる。不安定身分の非正規職員が多数を占める状況においては、事業の実施やサービスの質において、不安定にならざるを得ない。正規職員としての雇用・設置が望まれる。あわせて、前述したように、小規模自治体においては単独でこの事業を行うことが効率的でない場合があるので、その場合は広域事業として位置づける必要がある。

表 2-34 設置されている手話通訳者の身分の数・比率

(ただし 1 つの自治体で複数の雇用形態あり)

人口規模（人）		正規職員		嘱託・契約職員		パート	
		数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n82	13	15.9	40	48.8	10	12.2
5 万 -10 万人未満	n116	14	12.1	69	59.5	22	19.0
10 万 -20 万人未満	n77	8	10.4	49	63.6	14	18.2
20 万 -30 万人未満	n25	4	16.0	19	76.0	0	0.0
30 万人以上	n54	9	16.7	29	53.7	7	13.0
全数	n354	48	13.6	206	58.2	53	15.0

表 2-35 設置されている手話通訳者の身分・正規職員と非正規職員の比率 %

人口規模（人）		正規職員	非正規職員
5 万人未満	n82	15.9	61.0
5 万 -10 万人未満	n116	12.1	78.4
10 万 -20 万人未満	n77	10.4	81.8
20 万 -30 万人未満	n25	16.0	76.0
30 万人以上	n54	16.7	66.7
全数	n354	13.6	73.2

(3) 設置手話通訳者の勤務職場以外への派遣

設置された手話通訳者を手話通訳者として勤務場所以外に派遣することについての可否については、全体では認める・条件付きで認めるは 83.3%、認めないは 14.4%であった。人口規模別にみても、このような傾向は大きな差はみられないが、10 万人未満の自治体で若干、認める・条件付きで認める値が多くなっている。

都道府県の同趣旨の質問の部分で課題整理したのと同じく（〇〇ページ参照）、手話通訳においては、専門的な知識・技術を要する通訳内容や、困難なケースの場合継続的に設置された手話通訳者が関わる必要がある場合がある。

現実的には、非正規身分であることや旅費・交通費が予算化されていないために外勤が認められないというケースがある。また「設置された手話通訳だから庁舎に必ずいなければならない」といった原則を頑なに主張する場合がある。前述したように、手話通訳の内容や場面の必要に応じた外勤が認められるべきである。

表 2-36 設置手話通訳者の勤務職場以外への派遣

人口規模		認める		条件付き認める		認めていない	
		数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n82	52	63.4	15	18.3	11	13.4
5 万 -10 万人未満	n116	79	68.1	21	18.1	14	12.1
10 万 -20 万人未満	n77	44	57.1	19	24.7	13	16.9
20 万 -30 万人未満	n25	19	76.0	3	12.0	4	16.0
30 万人以上	n54	32	59.3	11	20.4	9	16.7
全数	n354	226	63.8	69	19.5	51	14.4

(4) 手話通訳設置事業費

表 2-37 にみるように、平成 21（2009）年度の手話通訳設置事業費の比較を行うと人口規模別にみれば、人口規模が大きくなるほど、平均の手話通訳設置事業費は大きくなるが、人口千人あたりの事業費をみると、人口規模の小さい自治体・人口 5 万人未満が一番多く、自治体規模の格差がみられる。また、同じ人口規模階層でみても、最小値と最大値を比較すると大きな格差の存在がみられる。最大値と最小値は、30 万人以上では 130 倍、20 万人から 30 万人未満では 40 倍の格差がみられる。

表 2-37 平成 21 年度手話通訳設置事業費

人口規模（人）		手話通訳者派遣事業費	手話通訳設置事業費
5 万人未満	n62	55.1	44.9
5 万 -10 万人未満	n99	59.1	40.9
10 万 -20 万人未	n58	62.0	38.0
20 万 -30 万人未満	n25	63.1	36.9
30 万人以上	n44	62.9	30.8

手話通訳派遣事業と手話通訳設置事業の両事業を実施している市町村で、平成 21（2009）年度の事業費を比較すると、表 2-38 にみるように、手話通訳者派遣事業費の比率が手話通訳設置事業費より上まわる。これを人口規模別にみると、人口規模が大きい階層ほど手話通訳者派遣事業費の比率が高くなっている。

表 2-38 平成 21 年度手話通訳派遣事業費・手話通訳設置事業費の比率 %

人口規模（人）		平均値	最大値	最小値	人口千人あたり 平均値
5 万人未満	n64	2000084	1677200	60000	10048
5 万 -10 万人未満	n100	2509058	10740247	36000	3628
10 万 -20 万人未満	n59	3038591	14712000	306000	2179
20 万 -30 万人未満	n24	4016343	10279108	270000	1612
30 万人以上	n42	7078876	32945000	250000	1250

(5) 手話通訳設置事業の問題・課題

手話通訳設置事業の問題・課題についての自由記述は、140 自治体からの回答があった。記述内容を整理し、集計したものが表 2-39 である。

勤務体制・労働環境の改善、人材不足の解消、設置手話通訳者の増員、身分保障が課題となっている。

設置された手話通訳者は、手話通訳派遣のコーディネートをを行うだけでなく、年間、あるいは経年で集積された手話通訳依頼のなかから利用者である聴覚障害者や聴覚障害のない市民、学校・病院、障害者団体等の機関や団体の手話通訳要求や手話通訳事業に関する課題を整理し、事業を発展させていく役割がある。日々の業務においても個別のあるいは集団からの手話通訳依頼に適切に対応していくとして高度のコーディネート力が要求される。登録手話通訳者が少ない状況のなかで、登録手話通訳者の養成や研修といった課題にも取り組んで行かなければならない。また手話通訳業務だけではなく、聴覚障害者からの相談に対応したり、

要約筆記者の養成や派遣、関係団体との連絡・調整といった業務も担っている。ゆえに、すべての自治体で手話通訳設置事業を行う（小規模の自治体の場合は複数の合同広域事業として）必要がある。

表 2-39 手話通訳設置事業の課題：自由記述分類集計 140 ヶ所回答

	数	%
勤務体制・労働環境の改善	19	13.6
人材の確保・後継者の確保	18	12.9
設置手話通訳者の複数化・増員	17	12.1
身分保障・雇用の安定化	13	9.3
業務量が増大している	9	6.4
利用者が少ない・利用者の拡大	8	5.7
設置手話通訳者の健康管理	5	3.6
緊急時の対応	5	3.6
専門的な聴覚支援体制・事業の実施	4	2.9
登録手話通訳者が少ない	4	2.9
継続的な手話通訳者の配置	3	2.1
手話通訳者の資質・技術の向上	3	2.1
特になし	12	8.6
その他	34	24.3

③手話通訳者養成事業の実施状況と課題

(1) 手話通訳者養成事業の実施状況

手話通訳者養成事業（手話通訳者養成カリキュラム基礎課程・応用課程・実践課程相当）の実施状況は、表 2-40 にみるように、全体としては 40.6%が実施していると回答があった。人口規模別でみると、人口 10 万人以上の自治体で 8 割から 9 割の実施であるのに対して、人口規模の小さい自治体では、5 万人未満で 20.1%、5 万から 10 万人未満で 58.9%となっている。表 2-40

表 2-40 手話通訳者養成事業の実施状況

人口規模		実施有り		実施なし	
		数	%	数	%
5 万未満	n586	118	20.1	385	65.7
5 万 -10 万未満	n185	109	58.9	72	38.9
10 万 -20 万未満	n111	92	82.9	17	15.3
20 万 -30 万未満	n29	26	89.7	3	10.3
30 万以上	n60	49	81.7	11	18.3
全体	n971	394	40.6	488	50.3

手話通訳者養成事業を実施しない理由として、全体では、利用者が少ないが一番多く 29.8%、次いで受講者が少ないが 20.5%であった。人口規模別をみると、人口 5 万人未満の自治体では、利用者が少ないが 35.8%が一番多く、5 万人から 10 万人未満では他事業優先が一番多い。10 万から 20 万人未満の自治体では、自治体数は 5 と少ないが、経費が割高で

あることを理由としてあげている。20 万人以上の自治体では未実施の自治体が少ないので、この項目に回答している数も 1 から 2 自治体にとどまる。表 2-41

実施していないその他の理由としては、県が行っている、聴覚障害者協会が行っている、情報提供施設が行っているという回答があった。なかには「手話サークルが自主的に行っている」という回答もあった。手話通訳者の養成は、厚生労働省が定めたカリキュラムがあり、カリキュラムに沿った教材および指導要領がある。指導にあたっては十分な指導能力、教授能力のある講師が必要である。ボランティア団体の自主性に任せられるものではない。

表 2-41 手話通訳者養成事業を実施しない理由

人口規模（人）		他事業優先		利用者少ない		受講者少ない		講師が少ない		経費が割高	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n385	60	15.8	136	35.8	88	23.2	46	12.1	18	4.7
5 万 -10 万人未満	n72	16	22.2	7	9.7	6	8.3	3	4.2	6	8.3
10 万 -20 万人未満	n17	2	11.8	1	5.9	2	11.8	3	17.6	5	29.4
20 万～ 30 万人未満	n3	1	33.3	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0
30 万人以上	n11	1	9.1	0	0.0	2	18.2	1	9.1	1	9.1
全数	n488	80	16.6	144	29.8	99	20.5	53	11.0	30	6.2

(2) 手話通訳者養成事業の実施団体

手話通訳養成事業の実施団体は、全体では自治体が行うというところが 42.4%を占め、次いで社会福祉協議会 33.8%、聴覚障害者協会 16.5%となっている。人口規模別にみると、5 万人未満の自治体は社会福祉協議会が一番多くなっている。都道府県調査の場合は、聴覚障害者協会 64.1%、情報提供施設 28.2%となっているが、市町村自治体の場合は、情報提供施設が行う自治体は少ない。表 2-42

表 2-42 手話通訳者養成事業の実施団体

人口規模（人）		委託先							
		役所福祉		社会福祉協議会		情報提供施		聴覚障害者協会	
		数	%	数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n118	43	36.4	49	41.5	5	4.2	15	12.7
5 万 -10 万人未満	n109	53	48.6	36	33.0	3	2.8	11	10.1
10 万 -20 万人未満	n92	44	47.8	27	29.3	1	1.1	19	20.7
20 万 -30 万人未満	n26	10	38.5	8	30.8	0	0.0	6	23.1
30 万人以上	n49	17	34.7	13	26.5	1	2.0	14	28.6
全体	n394	167	42.4	133	33.8	10	2.5	65	16.5

(3) 手話通訳者養成事業費

平成 21（2009）年度の手話通訳者養成事業費をみると、人口規模が大きくなるほど事業費の額は大きくなっている。しかし、人口千人規模あたりで事業費をみると、人口規模の小さい自治体の方が事業費は大きくなっている。表 2-43

表 2-43 平成 21 年度の手話通訳者養成事業の事業費用 円

人口規模（人）		事業費	千人当たり
5 万人未満	n110	354775	17822.8
5 万 -10 万人未満	n100	476655	6892.7
10 万 -20 万人未満	n80	941536	6752.9
20 万 -30 万人未満	n25	905175	3633.2
30 万人以上	n43	2446207	4319.3

(4) 手話通訳者養成講座等のコース

実施している手話通訳者養成講座のコースは、全体では手話通訳者養成講座が 19.0%、手話奉仕員養成講座が 82.7%、手話通訳士または手話通訳者の現任研修は 4.6%となっている。

手話通訳者養成講座の実施率を人口規模別でみると、人口規模が 30 万人未満のところでは 10%から 20%程度と実施率は低く、手話奉仕員養成事業の実施にとどまっている自治体が大半である。また人口 30 万人以上の自治体でも 44.9%にとどまっている。表 2-44

一方、都道府県では今回回答のあった 39 自治体のうち 38 自治体で手話通訳者養成事業が実施されているが、平均受講者数は、300 万人未満の自治体で 30 人程度であり、300 万人以上の自治体で 100 人程度となっている。手話通訳者養成については、障害者自立支援法第 78 条に基づけば、本来都道府県で実施すべきものであるが、不十分な状況にある。（都道府県の手話通訳者養成事業の課題については〇〇ページ参照）

いずれにしても、都道府県の手話通訳養成事業の充実を図りつつ、それだけでは十分な数・質の手話通訳者が確保できない状況にあるので、市町村での手話通訳者養成事業の実施についても、個々の市町村自治体任せにするのではなく、計画的な手話通訳者養成事業の実施が求められる。

表 2-44 実施している手話通訳者養成講座等のコース

人口規模（人）		手話通訳者養成講座		手話奉仕員養成講座		手話通訳士・手話通訳者現任研修	
		数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n118	11	9.3	105	89.0	3	2.5
5 万 -10 万人未満	n109	15	13.8	88	80.7	6	5.5
10 万 -20 万人未満	n92	22	23.9	73	79.3	5	5.4
20 万 -30 万人未満	n26	5	19.2	23	88.5	1	3.8
30 万人以上	n49	22	44.9	37	75.5	3	6.1
全体	n394	75	19.0	326	82.7	18	4.6

(5) 手話通訳者養成事業の抱える問題・課題

手話通訳者養成事業の抱える問題・課題について、172 自治体から自由記述で回答を得た。これらを項目に分類し集計したものが表 2-45 である。

一番多い問題・課題は受講者の減少・受講者の確保で 32.0%である。次いで講師が少ない・講師の確保が困難 20.3%、講座終了後の継続の困難 18.0%、講座修了後手話通訳者登録につながらない 12.2%となっている。

手話通訳者養成講座修了後、手話通訳者試験や手話通訳士試験に合格するまでにさらに5年から10年の学習期間・機会が必要とされている。表2-41でみるように、講座修了者を対象とする研修機会は市町村においてきわめて少ない。都道府県においても手話通訳士養成コースを持つところは4自治体、手話通訳者現任研修を行っているところは13自治体という状況である。継続的な学習機会がない場合、学習継続が困難になることが回答からもみられた。手話通訳者養成講座修了後の研修事業や手話通訳士養成事業の実施・充実が求められている。

表 2-45 手話通訳者養成事業の問題・課題：自由記述分類集計 172 自治体回答

	数	%
受講者の減少・受講者の確保が困難	55	32.0
講師が少ない・講師の確保が困難	35	20.3
講座終了後の継続学習機会が必要	31	18.0
講座終了後、手話通訳登録につながらない	21	12.2
手話通訳者登録試験の合格者を増やすこと	9	5.2
手話通訳者を目指す人が少ない	6	3.5
養成カリキュラムの充実	5	2.9
小規模自治体ではできないので広域で養成事業を行う	4	2.3
広域で行うと会場が遠くなり参加しにくくなる	3	1.7
特になし	15	8.7
その他	22	12.8

④要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況と課題

(1) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況

表2-46にみるように、要約筆記奉仕員（者）派遣事業について、全体としての実施は64.7%、未実施は28.5%となっている。なお、厚生労働省の調査では48.34%（平成22年3月）の実施率であった。人口規模別では、人口規模の小さい自治体の実施率が低い。10万人以上の自治体では90%の実施となっている。

表 2-46 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況

人口規模（人）		実施している		実施していない	
		数	%	数	%
5万人未満	n586	295	50.3	229	39.1
5万-10万人未満	n185	146	78.9	36	19.5
10万-20万人未満	n111	101	91.0	9	8.1
20万～30万人未満	n29	27	93.1	2	6.9
30万人以上	n60	59	98.3	1	1.7
全体	n971	628	64.7	277	28.5

実施していない理由については、表2-43のとおりとなっている。全体でみると「利用者が少ない」が一番多く29.3%、次いで「設備・人材がない」が27.9%、「利用希望者が少ない」23.3%、「他事業優先」が19.7%となっている。表2-47

未実施の自治体に対して、過去に要約筆記奉仕員の派遣事業を実施していたかどうかにつ

いて尋ねたところ、236 自治体より回答があったが、84.8%の自治体は、事業を実施した経験がないと回答した。1 自治体のみ実施していたことがあると回答したが、中止した理由についての記述はなかった。表 2-48

表 2-47 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を実施しない理由

人口規模（人）		他事業優先		利用者少ない		利用希望少ない		設備・人材ない	
		数	%	数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n439	77	17.5	142	32.3	108	24.6	125	28.5
5 万 -10 万人未満	n67	17	25.4	16	23.9	14	20.9	19	28.4
10 万 -20 万人未満	n34	12	35.3	2	5.9	5	14.7	8	23.5
20 万 -30 万人未満	n3	1	33.3	0	0.0	0	0.0	1	33.3
30 万人以上	n6	1	16.7	1	16.7	1	16.7	0	0.0
全数	n549	108	19.7	161	29.3	128	23.3	153	27.9

表 2-48 要約筆記奉仕員派遣事業の過去の実施状況

以前は実施していた	実施したことはない	回答なし	合 計
1 0.4	235 84.8	41 14.8	277 100.0

(2) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の委託・運営委員会

要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施に際して事業を委託しているかどうかの問いに対しては、表 2-49 にみるように、市町村で直接実施している自治体は全体では 22.1%で、72.3%が外部の団体に委託して事業が行われている。人口規模別では、5 万人未満と 30 万人以上の自治体で外部委託率が高い。

事業の外部委託先は、全体としては多いものから聴覚障害者協会、情報提供施設、社会福祉協議会となっている。表 2-50

表 2-49 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の委託状況

人口規模（人）		役所直営		外部委託	
		数	%	数	%
5 万人未満	n295	67	22.7	233	79.0
5 万 -10 万人未満	n146	9	6.2	96	65.8
10 万 -20 万人未満	n101	39	38.6	63	62.4
20 万 -30 万人未満	n27	13	48.1	14	51.9
30 万人以上	n59	11	18.6	48	81.4
全体	n628	139	22.1	454	72.3

表 2-50 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の委託先

人口規模		委託先									
		社会福祉協議会		情報提供施設		派遣センター		聴覚障害者協会		難聴者協会	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n233	21	9.0	49	21.0	5	2.1	86	36.9	12	5.2
5 万 -10 万人未満	n96	13	13.5	22	22.9	9	9.4	30	31.3	2	2.1
10 万 -20 万人未満	n63	13	20.6	11	17.5	9	14.3	14	22.2	2	3.2
20 万 -30 万人未満	n14	2	14.3	4	28.6	0	0.0	5	35.7	0	0.0
30 万人以上	n48	9	18.8	6	12.5	8	16.7	9	18.8	4	8.3
全体	n454	58	12.8	92	20.3	31	6.8	144	31.7	18	4.0

要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施に際して運営委員会を設置しているか、の問いに対しては、設置はわずか 29 自治体・4.6%で、大多数が設置していないと回答している。（手話通訳派遣事業の場合運営委員会設置は 10.4%）表 2-51

より円滑に、利用者のニーズに基づいた事業を行うためには、事業所だけで判断していくのではなく、関係者・団体の代表者からなる運営委員会の設置が求められる。

表 2-51 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を円滑に推進するための運営委員会

設置している	設置していない	回答なし	合 計
29 4.6	581 92.5	18 2.9	628 100.0

(3) 要約筆記奉仕員（者）派遣数

要約筆記奉仕員（者）派遣事業を実施している自治体の平成 21（2009）年度の派遣件数について、人口規模別に表 2-52 にまとめた。派遣件数は人口規模が小さくなれば、派遣件数は小さくなっている。これを人口千人あたりに換算すると、人口階層別で大きな差はみられない。人口千人あたりの数値を手話通訳者派遣事業と比較すると 10 分の 1 程度の派遣件数となっている。

年間の派遣件数の最大値、最小値をみると、同一人口規模の自治体であっても、非常に大きな差があることが示されている。要約筆記事業（派遣事業・養成事業）においては「利用者が少ない」ことが大きな課題となっているが、これをみると事業実施の姿勢や事業運営のあり方の問題であると考えられる。すなわち、難聴者・中途失聴者のコミュニケーション要求に積極的に応えていく姿勢、これに基づく事業運営が必要とされている。

表 2-52 平成 21 年度の要約筆記奉仕員（者）派遣数

件

人口規模（人）		派遣平均	最大値	最小値	千人あたりの派遣件数	比較：千人あたりの手話通訳派遣件数
5 万人未満	n295	3.2	69	0	0.17	1.36
5 万 -10 万人未満	n146	16.8	415	0	0.24	2.05
10 万 -20 万人未満	n101	31.8	291	0	0.23	1.72
20 万 -30 万人未満	n27	41.4	270	1	0.17	1.77
30 万人以上	n59	100.1	467	1	0.18	1.85

(4) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の要約筆記奉仕員（者）登録資格

市町村において、要約筆記奉仕員（者）の登録資格について尋ねた。都道府県において「実施される登録試験に合格したもの」、「派遣事業体が行う認定（登録）試験に合格したもの」と回答があったところは、それぞれ 108 自治体 17.2%、53 自治体・8.4%にとどまる。（都道府県調査では、都道府県登録試験・派遣事業体認定試験を実施しているがそれぞれ 1 自治体の回答があった。）今回の調査では、派遣事業を実施している自治体の 71.3%が「都道府県または市町村の行う養成講習会」の修了をもって市町村登録すると回答している。表 2-53

一方、手話通訳者の登録については、養成講座修了をもって市町村に登録する実数は 33.5%となっている。現在、要約筆記事業においては、手話通訳者試験（全国手話研修センターが行う統一試験）のような認定試験はない。要約筆記に関しては、コミュニケーション支援事業実施要綱に、派遣するものとして要約筆記者（要約筆記奉仕員を含む）となっているものの、奉仕員の養成しか行われていないための矛盾でもある。要約筆記者派遣事業において均質的サービス提供を行うためには、一定の知識・技術レベルを評価する資格試験は必要である。早急に要約筆記者養成が実施され、資格試験の導入が検討される必要がある。

表 2-53 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の要約筆記奉仕員（者）登録資格

都道府県が行う要約筆記奉仕員（者）養成講習会を修了したもの	市区町村が行う要約筆記奉仕員（者）養成講習会を修了したもの	都道府県登録試験に合格したもの	派遣事業体が行う要約筆記者認定（登録）試験に合格したもの	その他	回答なし	回答者数
272 43.3	176 28.0	108 17.2	53 8.4	99 15.8	103 16.4	628 100.0

(5) 要約筆記奉仕員（者）の登録者数

市町村において、登録されている要約筆記奉仕員（者）の数と依頼があった場合、日中稼働できる人数の平均を求めた。表 2-54 のように、人口規模階層に大きな差はみられないぐらい、登録者数、日中稼働できる人数は少ない状況がみられる。千人あたりの日中稼働者数をみると、人口規模の大きな自治体ほど、稼働できる人数が少ないことがわかる。

表 2-54 要約筆記奉仕員（者）の登録者数と日中稼働できる人数平均 人

人口規模（人）	登録要約筆記奉仕員（者）数	日中稼働できるもの	千人あたりの日中稼働者数
5 万人未満 n295	28.7	16.2	
5 万 -10 万人未満 n146	35.0	11.4	0.17
10 万 -20 万人未満 n101	20.5	12.7	0.09
20 万 -30 万人未満 n27	32.2	14.8	0.06
30 万人以上 n59	45.9	21.1	0.04

(6) 要約筆記奉仕員（者）の謝礼金

要約筆記奉仕員（者）へ支払われる 1 時間あたりの謝礼金の分布をみる。表 2-55

700 円以下から 3000 円以上と、市町村によって大きな格差があることが示されている。平均額をみると人口規模 30 万人以上の自治体の金額が他の人口規模の自治体よりも少ない状況がみられる。一方、手話通訳者の派遣単価と比べると、20 万から 30 万人未満の自治体を除くと 1～2 割低く設定されている。

市町村間の格差、同種の事業である手話通訳者派遣事業との格差の解消が求められる。

表 2-55 要約筆記奉仕員（者）の 1 時間あたりの謝礼金 自治体数

人口規模	700 円以下	700 ～ 1000 円	1000 ～ 1500 円	1500 ～ 2000 円	2000 ～ 3000 円	3000 円以上	要約筆記平均額 円	参考：手話通訳平均額 円
5 万人未満 n190	6	13	65	36	15	16	1548.7	1862.3
5 万 -10 万人未満 n104	0	39	19	8	1	3	1379.8	1760.5
10 万 -20 万人未満 n74	0	5	18	18	8	2	1503.5	1643.9
20 万 -30 万人未満 n22	6	9	3	2	6	1	1733.1	1616.8
30 万人以上 n36	0	3	16	9	4	1	1287.6	1637.3

要約筆記奉仕員（者）への謝礼算出の時間数基準については、表 2-56 にみるように、要約筆記にかかった時間数のみが 26.0%、現場についてから去るまでの時間数のみ 30.6%、家から会場までの移動往復時間を含むが 22.5%となっている。この課題は、都道府県の手話通訳者派遣事業・要約筆記奉仕員（者）派遣事業、市町村手話通訳者派遣事業のところでも記述しているが、移動往復時間を含め、さらに報告書作成時間、必要に応じて実施される報告会・反省会の時間数を含むものとすべきである。

表 2-56 要約筆記奉仕員（者）への謝礼算出の時間数基準（複数回答可）

要約筆記にかかった時間数のみ	現場に着いてから去るまでの時間数のみ	家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める	報告書作成にかかる時間数も含める	報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める	その他	回答なし	回答者数
163 26.0	192 30.6	141 22.5	6 1.0	15 2.4	66 10.5	89 14.2	628 100.0

(7) 要約筆記奉仕員（者）派遣の利用制限

要約筆記奉仕員（者）派遣についての利用制限は、表 2-57 にみるように、大半は設けていないと回答があったが、38 自治体・6.1%は設けているとの回答があった。

利用制限を超えた場合の対応としては、派遣依頼を断るが5自治体、超えた分を自己負担として徴収が7自治体であった。利用者が少ないから実施しないという自治体が多いが、制限を設け、依頼を断ったり自己負担を求めるようなことが、実施自治体にも見られるということは認知度の低い要約筆記事業の全体的な底上げを図る視点の不足である。表 2-58

表 2-57 要約筆記奉仕員（者）派遣の利用制限

設けている	設けていない	回答なし	合 計
38 6.1	549 87.4	41 6.5	628 100.0

表 2-58 要約筆記奉仕員派遣の利用制限を超えた場合の派遣依頼

派遣依頼を断る	超えた分の通訳派遣費を自己負担してもらう	その他	回答なし	合 計
5 13.2	7 18.4	22 57.9	4 10.5	38 100.0

(8) 要約筆記奉仕員（者）派遣の範囲

要約筆記奉仕員（者）派遣の範囲は、個別派遣（個人派遣）としての医療関係 85.4% < 85.2% >、教育関係 82.0% < 80.7% >、公官庁での手続き 82.0% < 83.5% >、就職面接 68.6% < 70.9% >、冠婚葬祭 61.6% < 60.5% >等は手話通訳者派遣の範囲と同様の数値となっている。* < >は手話通訳者派遣の範囲の割合

団体派遣としての聴覚障害者の会議 62.6% < 58.8% >、地域活動 65.3% < 64.8% >も手話通訳派遣事業と同様になっている。手話をおもなコミュニケーション手段に持たない中途失聴者や難聴者にとって仲間との集まりにおける要約筆記の役割は大きい。その意味で団体派遣は要約筆記派遣事業の要でもある。課題としては、職場での朝礼・会議、家族会議、スクーリングなどの実施率が低くなっている。実施している自治体はそれぞれあるので、他の自治体においてもこれらの実施率をあげていく必要がある。表 2-59

表 2-59 要約筆記奉仕員（者）派遣の範囲

医療関係	官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	学校へ相談または事業に参加する場合	就職面接	職場での朝礼や会議等	聴覚障害者の会議	冠婚葬祭	家族会議や親戚の集まり	自治会活動など地域活動	教養・文化クラス	スクリーニング・資格取得のための研修
536 85.4	515 82.0	497 79.1	431 68.6	209 33.3	393 62.6	387 61.6	255 40.6	410 65.3	343 54.6	249 39.6
裁判や警察関係	都道府県知事が必要と認めるもの	その他	回答なし	回答者数						
411 65.4	128 20.4	232 36.9	44 7.0	628 100.0						

要約筆記奉仕員（者）の県外・県内（市外）派遣についてみると、県外派遣を認めていないのは40.6%と半数近い自治体で制限がある。一方、県内の他市への派遣を認めていないのは9.6%となっている。表 2-60 表 2-61

県外からの依頼については67.4%が認めていない。表 2-62

この課題は、都道府県調査の手話通訳者派遣事業・要約筆記奉仕員（者）派遣事業、市町村調査の手話通訳者派遣事業でも記述しているが、聴覚障害者の生活範囲、社会参加の地域は居住する都道府県・市町村に限らないので、県外への派遣・県外からの派遣依頼に応じられる広域派遣ネットワーク、都道府県内での広域派遣ネットワークを、都道府県・市町村で構築していく必要がある。

表 2-60 要約筆記奉仕員（者）の県外への派遣

認めている	条件付きで認めている	認めていない	回答なし	合 計
140 22.3	182 29.0	255 40.6	51 8.1	628 100.0

表 2-61 要約筆記奉仕員（者）の市外への派遣

認めている	条件付きで認めている	認めていない	回答なし	合 計
397 63.2	122 19.4	60 9.6	49 7.8	628 100.0

表 2-62 要約筆記奉仕員（者）の県外からの派遣依頼

認めている	条件付きで認めている	認めていない	回答なし	合 計
62 9.9	58 9.2	423 67.4	85 13.5	628 100.0

(9) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の問題・課題

要約筆記奉仕員（者）派遣事業の問題・課題について、自由記述で201自治体から回答を得た。前項までも課題としてみてきたが、数の多いものからみると、要約筆記奉仕員（者）の不足・確保、利用者がいない・少ない、制度の周知・啓発、要約筆記奉仕員（者）の質・レベルの向上、要約筆記奉仕員（者）の養成、派遣範囲・基準の設定等となっている。表 2-63

手話通訳者派遣事業の問題・課題と共通する点として、人材の養成・登録そして質・レベルの向上のための研修があげられる。要約筆記奉仕員（者）派遣事業に特徴的な課題としては制度の周知・啓発があげられる。周知・啓発は、要約筆記奉仕員（者）養成事業の受講者の確保にも関わる課題でもある。なにより、難聴者・中途失聴者にとって、自らのコミュニケーションの主体者となる事業として要約筆記の利用拡大が重要である。

表 2-63 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の問題・課題：自由記述分類集計

201 自治体回答	数	%	比較手話通訳派遣の場合%
要約筆記奉仕員（者）の不足・確保	73	36.3	53.8
利用者がいない・少ない	47	23.4	6.6
制度の周知・啓発	25	12.4	3.1
要約筆記奉仕員（者）の質・レベルの向上	22	10.9	9.7
要約筆記奉仕員（者）の養成	15	7.5	7.2
派遣範囲・基準の設定	13	6.5	4.1
要約筆記奉仕員（者）の高齢化	6	3.0	4.5
緊急時の派遣	5	2.5	10.3
要約筆記奉仕員（者）の研修	4	2.0	3.8
機材の維持・管理・搬出入	4	2.0	—
市外・県外派遣	3	1.5	5.5
適切な予算確保	2	1.0	3.1
地域格差	1	0.5	2.1
その他	8	4.0	7.6
特になし	27	13.4	6.6

⑤要約筆記奉仕員養成事業（者）の実施状況と課題

(1) 要約筆記奉仕員養成事業の実施状況

表 2-64 にみるように、要約筆記奉仕員養成事業の実施状況は、全体では実施が 19.1 %にとどまっている。人口規模別では、人口 5 万人以下の自治体で 4.9%というきわめて低い実施率となっている。他の人口規模階層では、人口規模が大きくなるにしたがって、実施率は増加しているが、人口 30 万人以上の自治体でも 68.3%であり、手話通訳者養成事業と比べても、低い状況にある。

表 2-64 要約筆記奉仕員養成事業の実施状況

人口規模（人）		実施有り		実施なし	
		数	%	数	%
5 万人未満	n586	29	4.9	467	79.7
5 万 -10 万人未満	n185	48	25.9	131	70.8
10 万 -20 万人未満	n111	52	46.8	55	49.5
20 万－ 30 万人未満	n29	15	51.7	14	48.3
30 万人以上	n60	41	68.3	18	30.0
全体	n971	185	19.1	685	70.5

要約筆記奉仕員養成事業を実施しない理由は、表 2-65 のように、全体としては利用者が少ない 31.7%、他事業優先 20.8%、受講者が少ない 19.7%となっている。その他、県において実施されている、社会福祉協議会事業として実施、財政的に厳しいといった回答があった。

表 2-65 要約筆記奉仕員養成事業を実施しない理由

人口規模（人）		他事業優先		利用者少ない		受講者少ない		講師が少ない		経費が割高	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
5万人未満	n467	93	19.9	172	36.8	100	21.4	63	13.5	16	3.4
5万-10万人未満	n131	32	24.4	37	28.2	24	18.3	20	15.3	8	6.1
10万-20万人未満	n55	11	20.0	6	10.9	11	20.0	8	14.5	6	10.9
20万-30万人未満	n14	3	21.4	3	21.4	0	0.0	2	14.3	0	0.0
30万人以上	n18	5	27.8	1	5.6	1	5.6	2	11.1	1	5.6
全体	n685	144	20.8	219	31.7	136	19.7	95	13.7	31	4.5

(2) 要約筆記奉仕員養成事業の実施団体

表 2-66 にみるように、要約筆記奉仕員養成事業の実施団体は、全体としては市町村が自ら行う場合が一番多く 39.5%、次いで社会福祉協議会 34.1%、難聴者・中途失聴者協会が 9.7% となっている。

表 2-66 要約筆記奉仕員養成事業の実施団体

人口規模（人）		委託先							
		役所福祉		社会福祉協議会		情報提供施設		難聴者協会	
		数	%	数	%	数	%	数	%
5万人未満	n29	10	34.5	14	48.3	4	13.8	2	6.9
5万-10万人未満	n48	23	47.9	18	37.5	5	10.4	5	10.4
10万-20万人未満	n52	21	40.4	18	34.6	2	3.8	5	9.6
20万-30万人未満	15	6	40.0	4	26.7	2	13.3	2	13.3
30万人以上	n41	13	31.7	9	22.0	1	2.4	4	9.8
全体	n185	73	39.5	63	34.1	14	7.6	18	9.7

(3) 要約筆記奉仕員養成事業費

平成 21（2009）年度の要約筆記奉仕員養成事業の事業費額は、表 2-67 のようになっている。人口規模別にみると人口規模が多くなると事業費額は大きくなる。一方、最大値、最小値をみると同一人口規模の自治体間でも、非常に大きな事業費額の差がみられる。

人口千人あたりの事業費をみると、5万人未満の自治体は 9139.1 円となるが、一方 30 万人以上の自治体の場合は 1386.7 円と、人口比では少ない額となっている。

表 2-67 平成 21 年度要約筆記奉仕員養成事業の事業費

		事業費平均額	最大値	最小値	人口千人あたりの事業費
5万人未満	n27	181920	608000	30000	9139.1
5万-10万人未満	n42	229578	776000	3564	3319.8
10万-20万人未満	n47	279346	1350000	22660	2003.5
20万-30万人未満	n15	357763	2145000	20000	1436.0
30万人以上	n34	785342	6388000	90000	1386.7

(4) 要約筆記奉仕員養成講座で実施されるコース

要約筆記奉仕員養成講座の養成コース・講座の実施状況は、表 2-68 のようになった。

全体では、要約筆記奉仕員基礎課程は 72.4%、要約筆記奉仕員応用課程は 24.9%となっている。要約筆記者養成講座は 13.5%の実施にとどまっている。都道府県調査においても要約筆記者養成講座は 5 自治体にとどまっている。

要約筆記奉仕員の養成カリキュラム（基礎課程 32 時間・応用課程 20 時間）は平成 11 (1999) 年、全国 3300 の市町村（当時）通達されている。これは、52 時間の履修で要約筆記奉仕員の養成とされていたが、それから 10 年以上過ぎた現在まで 52 時間の養成を行っているところは 24.9%に過ぎない。加えて、平成 16 (2004) 年から要約筆記者養成カリキュラムの検討が実施されてきた。障害者自立支援法により、養成の主体は都道府県となり、かつ、要約筆記奉仕員カリキュラムは暫時廃止という方向が出されていることから、過渡期としてとらえざるを得ない。平成 23 (2011) 年度に予定される要約筆記者養成カリキュラムの通知により、要約筆記者養成が本格的に進められることと、現任奉仕員の技術のアップを伴う移行が当面の大きな課題となっている。

表 2-68 要約筆記奉仕員養成講座で実施されるコース

人口規模		奉仕員基礎課程		奉仕員応用課程		要約筆記者講座	
		数	%	数	%	数	%
5 万人未満	n29	21	72.4	5	17.2	2	6.9
5 万 -10 万人未満	n48	32	66.7	11	22.9	3	6.3
10 万 -20 万人未満	n52	41	78.8	15	28.8	8	15.4
20 万 -30 万人未満	n15	9	60.0	1	6.7	5	33.3
30 万人以上	n41	31	75.6	14	34.1	7	17.1
全体	n185	134	72.4	46	24.9	25	13.5

(5) 要約筆記奉仕員（者）養成事業の受講者数

要約筆記奉仕員養成事業で行われる各講座の定員と修了者を人口規模別にみると、基礎課程・応用課程については、30 万人未満の自治体では定員は 20 名程度に設定されており、30 万人以上の自治体は 30 人程度となっている。一方、修了者は定員の 30%から 40%となっている。要約筆記者養成カリキュラムの正式通知前であるが、先駆的に実施している要約筆記者講座については、定員は 10 万人未満の自治体で 10 人程度、10 万人から 30 万人未満の自治体は 20 人程度、30 万人以上の自治体は 30 人程度となっている。一方、修了者は 20%から 70%とばらつきがみられるが、平均すると 30%程度となる。表 2-69

次項の自由記述による要約筆記奉仕員養成事業の問題・課題でも記されているが、定員に対して受講者が集まらない・修了者が少ない状況が示されている。これまでも同種の調査で同様な答えが出ている。このことを踏まえて市町村による要約筆記奉仕員の養成が見直されてきたといえる。要約筆記者養成講座に移行したのちは、受講者・修了者を拡大するためには、要約筆記事業の啓発・周知、利用者の増大への取り組み、養成事業・派遣事業の財源確保、指導者・講師の養成と確保などが緊急の課題であり、さらに市町村による養成実施の希望に応えるためには小規模自治体の合同・広域事業化も検討する必要がある。また、要約

筆記者として登録した後の、謝礼金・報酬のアップといった総合的な視点からの改善も必要である。

表 2-69 平成 21 年度要約筆記奉仕員（者）養成事業の受講者数：定員・修了者の平均

人口規模（人）	要約筆記奉仕員基礎講座		要約筆記奉仕員応用講座		要約筆記記者講座	
	定員	修了者	定員	修了者	定員	修了者
5 万人未満	19	6	15	6	10	2
5 万 -10 万人未満	15	6	13	6	8	6
10 万 -20 万人未満	21	6	16	5	18	7
20 万 -30 万人未満	18	8	回答なし	—	20	5
30 万人以上	31	10	30	10	32	11

(6) 要約筆記奉仕員養成事業の問題・課題

自由記述での要約筆記奉仕員養成事業の問題・課題について 127 自治体から回答を得た。回答の多いものから、受講者の減少・受講者の確保が困難、要約筆記事業の周知、講師が少ない・講師の確保が困難、講座、講座修了後要約筆記奉仕員（者）登録につながらない、講座修了後の学習機会、広域事業としての実施（メリットとデメリット）、予算・財源の不足等となっている。表 2-70

表 2-70 要約筆記奉仕員養成事業の問題・課題

受講者の減少・受講者の確保が困難	69	54.3
要約筆記事業の周知	12	9.4
講師が少ない・講師の確保が困難	8	6.3
講座終了後要約筆記奉仕員（者）登録につながらない	7	5.5
講座終了後の継続学習機会が必要	6	4.7
小規模自治体ではできないので広域で養成事業を行う	3	2.4
広域で行うと会場が遠くなり参加しにくくなる	3	2.4
予算・財源の不足	2	1.6
特になし	19	15.0
その他	27	21.3

まとめ

各事業の問題・課題については、各項目で記述したので重複は避けるが、自由記述に示された各事業の問題・課題を下表にまとめる。

表 2-71 市町村が行う各事業の問題・課題

コミュニケーション支援事業	①手話通訳者が少ない・確保の必要性 ②利用者が少ない・利用実績が少ない・利用者を拡大する ③夜間・緊急時の対応 ④周知・啓発・ニーズの掘り起こし ⑤要約筆記者が少ない・確保の必要性 ⑦養成・研修 ⑧予算・財源
手話通訳者派遣事業	①手話通訳者の不足・確保 ②緊急時の派遣 ③手話通訳者の質・レベルの向上 ④手話通訳者の養成 ⑤利用者がいない・少ない
手話通訳設置事業	①勤務体制・労働環境の改善 ②人材の確保・後継の確保 ③設置手話通訳者の複数化・増員 ④身分保障・雇用の安定化 ⑤業務量の増大
手話通訳者養成事業	①受講者の減少・受講者の確保 ②講師が少ない・講師の確保が困難 ③講座終了後の継続学習機会 ④講座終了後手話通訳登録につながらない ⑤手話通訳者登録試験合格者を増やすこと
要約筆記奉仕員（者）派遣事業	①要約筆記奉仕員（者）の不足・確保 ②利用者がいない少ない ③制度の主鬱・啓発 ④要約筆記奉仕員（者）の質・レベルの向上 ⑤要約筆記奉仕員（者）の養成
要約筆記奉仕員（者）養成事業	①受講者の減少・受講者の確保が困難 ②要約筆記事業の周知 ③講師が少ない・講師の確保が困難 ④講座終了後要約筆記奉仕員（者）登録につながらない ⑤講座終了後の継続学習機会

(3) コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査

コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査として、手話通訳事業を利用する聴覚障害者（ろうあ者）については、全日本ろうあ連盟青年部 22 人、大阪府在住者 18 人、埼玉県在住者 15 人、富山県在住者 15 人、大分県在住者 12 人、合計 85 人の回答を得た。回答方法は、あらかじめ作成した調査用紙の項目に従って面接による聞き取りを行い、記録員が記録した。

要約筆記事業利用者については、全国難聴者・中途失聴者連合会に所属する会員より 82 人から回答を得た。回答方法は調査用紙を郵送し、記入された用紙を返送してもらい回収した。

- * なお調査対象者の居住自治体については十分把握できなかった。手話通訳事業については、全日本ろうあ連盟青年部と大阪府の在住者の居住自治体規模は不明、埼玉県はすべて市自治体居住者、富山県は町自治体は 2 人で市自治体は 13 人、大分県はすべて市自治体居住者であった。要約筆記事業については、市・区自治体居住者 79 人、町村自治体居住者 2 人であった。このため、人口規模別の分類・比較等の作業は行わず、以下単純集計で集計・分類作業を行った。

①手話通訳事業等利用者の回答と今後の事業課題

(1) 手話通訳派遣制度の有無

調査対象者の居住する地域に手話通訳者派遣制度があるかを尋ねた。78.8%が「ある」と回答したが、これは厚生労働省の発表（平成 22（2010）年 3 月現在）74.0%、本調査・市町村調査の 89.5%と比べると厚生労働省調査に近い数値となっている。「わからない」と回答している人が 15.3%ある。制度・事業の周知や制度が適切に運営・実施されているかどうかという課題がある。表 3-1

制度をどのように知ったのかについては、「ろうあ協会活動」を通じてという回答が一番多い。次いで数値は少なくなるが、「役所や社会福祉協議会」、「友達」、「家族」となっている。「ろうあ協会活動」の果たしている役割が大きいがわかるが、事業の実施主体である役所の役割が大きくなること（周知について十分行われること）が課題である。表 3-2

表 3-1 在住している市町村に手話通訳者派遣制度があるか

	人	%
ある	67	78.8
ない	4	4.7
分からない	1	1.2
無回答	13	15.3
合計	85	100.0

表 3-2 どうやって派遣制度を知ったか (人)

ろうあ協会活動（役員機関紙行事ろうあ会館）	16
役所・社協	5
友達	4
家族	3
通訳者	2
手話サークル	1
その他	1

講演会 アビリンピック参加申請 ろう学校

(2) 手話通訳者派遣を依頼した経験

手話通訳派遣依頼をしたことがあるかどうかについて尋ねた。65 人・76.5%が「依頼したことがある」と回答している。一方 15 人・17.6%は「依頼したことがない」と回答している。

表 3-3

「依頼したことがない」と回答した者のうち、7 人が「個人で対応」、3 人が「家族」と回答している。「個人で対応」の理由としては、「派遣依頼の手続きが面倒」、「緊急時に依頼できない」という記述があった。表 3-4 これらの問題は、次項でみるが派遣範囲が厳格に要綱に定められていたり、「○日前までに所定の手続きに基づき依頼すること」と要綱に書かれていることが多い。利用者側の手続きについての不理解・誤解・不慣れもあるが、必要なときはいつでも、簡便な方法で依頼できるという方法の確立、また的確なコーディネートの実施が必要である。

表 3-3 手話通訳者派遣依頼したことがあるか (人)

ある	65
ない	15
無回答	5

表 3-4 手話通訳を頼んだことのない理由 (人)

個人で対応	7
家族	3
職場の理解がない	1
頼む手段がない	1
その他	1

個人で対応する理由：面倒、緊急時に依頼できないなど

(3) 手話通訳者派遣依頼した内容・依頼を認めて欲しい内容

手話通訳派遣依頼の内容については、多いものから「医療関係」、「教養・文化」、「官公庁関係」、「冠婚葬祭」、「教育」と続く。表 3-4

手話通訳者派遣依頼を認めて欲しい内容としては、「趣味・スポーツ、旅行」という余暇活動についての希望が一番多く、次いで「資格取得」、「市外、県外派遣」とつづいている。

表 3-4

本調査の都道府県・市町村調査でも、手話通訳者派遣の範囲については、自治体によってばらつきがみられ、余暇活動や教養活動、地域住民の活動、市外・県外派遣を認めるところ、認めないところがある。コミュニケーションや情報保障については「必要とされるときに必要なだけ」提供される必要がある。

表 3-4 手話通訳者派遣依頼した内容（重複回答）（人）

医療関係	33
教養・文化	17
官公庁関係	14
冠婚葬祭	12
教育	11
資格取得	10
就職・労働	7
司法	6
地域活動（自治会）	4
その他	4
親族	3
会議（団体）	2
買い物	0

表 3-5 手話通訳派遣を認めてほしい事項（人）

趣味、スポーツ、旅行	9
資格取得	2
市外、県外派遣	1
保険説明	1
通訳者不足	1
教育	1
労働場面	1

（4）手話通訳者派遣依頼を断られたこと・そのときの対応

手話通訳派遣依頼をして断られたことがあるかの問いに、18.8%が「ある」と回答した。

表 3-6

そのときの対応としては、「筆談した」、「我慢した」、「あきらめた」という対応をしたとの回答があった。表 3-8

今回の調査では、なぜ依頼が断られたのかは尋ねていない。後述するように表 3-15 の手話通訳制度への満足度で「やや不満」「大いに不満」36.4%という数値が示されていることを考えると、断られた時のフォロー（適切な説明・改善のための検討）が必要である。

表 3-6 手話通訳者派遣依頼を断られたことがあるか

	人数	%
ある	16	18.8
ない	45	52.9
無回答	24	28.2
合計	85	100.0

表 3-7 手話通訳者派遣依頼を断られた時の対応（人）

筆談	3
我慢	2
あきらめた	2
健聴者に助けてもらう	1
協会の派遣	1
サークルに頼んだ	1

(5) 手話通訳派遣を利用したときの満足度と手話通訳者への不満・今後の対応

手話通訳派遣を利用したときの満足度は、表 3-8 にみるように、「満足・やや満足」が 25.9%にとどまる。「普通」は 22.3%、「やや不満・大いに不満」は 24.7%となっている。

派遣された手話通訳者への不満について尋ねたところ、表 3-9 にみるように、手話通訳技術に対する不満が 22 人、手話通訳者の態度に対する不満が 13 人回答されていた。

手話通訳者養成のあり方としては、「高いレベルの手話通訳者養成」、「手話通訳者を増やす」、「場面に合った通訳者が欲しい」、「ろう者の気持ちが分かる通訳者」という回答があった。表 3-10

ここで「不満足」として指摘された事項(表 3-9)については、改善が求められるが、都道府県・市町村調査でも「手話通訳者の資質」・「手話通訳技術の向上」が課題としてあげられていた。手話通訳者養成の過程、手話通訳者登録された後の継続的な研修の充実のなかで、資質向上・技術向上が図られる必要がある。

表 3-8 手話通訳派遣を利用した満足度

	人数	%
満足	13	15.3
やや満足	9	10.6
普通	19	22.3
やや不満	6	7.1
大いに不満	15	17.6
無回答	23	27.1
合計	85	100.0

表 3-9 手話通訳派遣で派遣された手話通訳者に対する不満

手話通訳者の対応（態度）		
13	2 他言、プライバシーの侵害 2 ろう者との交流が減っている 1 お節介 1 服装 1 個人の都合で派遣を断る 1 要望を通訳者に伝えにくい（言いにくい）	2 公私の区別がついていない 1 見下した態度、尊重していない 1 通訳者が自分の判断で通訳をやめた 1 私語が多い
手話通訳技術		
22	7 通訳者に読み取りやすいように話さなければならない 3 地名方言、専門用語、表情が無い 3 技術の向上が必要 3 専門性が必要 2 ろう者に合わせた手話をしてほしい 1 複数の通訳者が通訳をおこなうとき表現が統一されていない 1 医療の手話を覚えてほしい 1 間違える	
周囲の態度		
1	1 通訳者が先に診察室に呼ばれる	
制度		
3	2 通訳者が足りない	1 同じ通訳者がよい

表 3-10 手話通訳者養成をどうしていくべきか （人）

高いレベルの通訳者の確保	4
通訳者を増やす	3
場面にあった通訳者が欲しい	2
ろう者の気持ちの分かる通訳	1

(6) 手話通訳利用でのトラブルとその原因

手話通訳利用でトラブルを経験した者は、全体の 27.6% となっている。実に 3 人に 1 人トラブルを経験している。表 3-11

トラブルの要因としては、表 3-12 のように「周囲の理解」、「通訳者の対応・態度」、「行政の理解」と区分されるが、表 3-12 下の自由記述にみるように、手話通訳制度・事業、手話通訳という行為、手話通訳者についての理解不足が大きな要因となっているし、前項でみたように手話通訳者の資質が課題となっている。

表 3-11 手話通訳利用でトラブルがあったか

	人数	%
はい	23	27.6
いいえ	42	49.4

表 3-12 トラブルの要因 （人）

周囲の理解	6
通訳者の対応（態度）	4
行政の理解	5

【手話通訳利用で発生したトラブル：自由記述】

- 講師の理解がないため、見づらい通訳位置
- 主催者との打ち合わせがない
- ろう者席がない
- 他の参加者が通訳者を珍しがった
- 通訳者が居るからと、派遣で同行した通訳者を追い返した
- 医者から通訳不要といわれた
- ろう者と通訳者の手話表現の打ち合わせがない
- 通訳者が遅刻
- X 線写真で通訳者が撮影室の中に入ってくれない
- 雑談の通訳を断られた
- 派遣料を請求された
- 有料だと言われた
- 苦情窓口がない
- 待ち合わせ時の連絡方法
- 夜間の連絡方法

(7) 手話通訳設置事業に関する要望

表 3-13 にみるように、手話通訳設置事業が実施されているかどうかについては、62.4%が「実施あり」と回答している。厚生労働省の発表(平成 22(2010)年 3 月現在)は 29.14%であったので、今回の調査対象者については、手話通訳者が設置されている自治体居住者が多かったことが示されている。

どんなところに手話通訳者が設置されていればよいかの問いには、多い順に「病院」、「役所」、「警察」となっている。表 3-14

現在、障害者自立支援法での設置は、市町村自治体への設置となっているが、他の領域（医療、司法、労働*、その他公共機関）への手話通訳設置要望が示されている。

* 職業安定所には手話協力員が設置されているが、1 カ月 7 時間のみの設置時間であり、設置時間の拡大が求められている。

表 3-13 手話通訳設置事業はあるか

	人数	%
実施あり	53	62.4
実施なし	12	14.1
わからない	3	3.5
無回答	17	2.0
合計	85	100.0

表 3-14 手話通訳者がいつもいてほしいところ（人）

病院	20
役所（年金事務所、市役所、支所）	19
警察	13
免許センター	2
消費者センター	2
ハローワーク	1
駅	1
携帯ショップ	1
社会福祉協議会	1
銀行	1

(8) 手話通訳制度の課題

手話通訳制度に対する満足度については、表 3-15 にみるように「満足・やや満足」は 11.8%、「普通」11.8%、「やや不満・大いに不満」36.4%となっており、全体として満足度は低い。

手話通訳制度の課題として表 3-15 下の自由記述にみるように、手話通訳者の養成、手話通訳者の設置範囲の拡大、24 時間の派遣体制、地域格差の解消等があげられている。

表 3-15 手話通訳制度への満足度

	人数	%
満足	1	1.2
やや満足	9	10.6
普通	10	11.8
やや不満	20	23.5
大いに不満	11	12.9
無回答	34	40.0
合計	85	100.0

【手話通訳派遣制度の改善の課題】

人材不足（養成）	地域生活支援事業スタッフの有資格化
情報コミュニケーション法の制定	地域格差
広い範囲での設置を進める	会社到手話通訳設置
24 時間派遣	市町村での手話通訳者養成
要約筆記派遣事業の実施	公的施設への手話通訳者設置

②要約筆記奉仕員（者）派遣事業等利用者の回答と今後の事業課題

(1) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の実施状況

在住している市町村に要約筆記奉仕員（者）派遣事業があるかの質問に対して、79 人 97.5%が「ある」と回答した。厚生労働省の発表(平成 22(2010)年 3 月現在)は、48.34%であったので、今回の調査対象者は、「事業がある」市町村在住者に偏りがみられる。表 3-16

次に、どのように派遣制度を知ったのかについては、60 人・73.2%が、「難聴者関係の団体で知った」と回答している。市役所、社会福祉協議会の窓口や案内冊子等で知った者は 28 人・34.1%にとどまる。行政機関での制度・事業周知を充実していく必要がある。

表 3-16 在住している市町村に要約筆記奉仕員（者）派遣制度があるか

	人	%
ある	79	97.5
ない	2	2.5
分からない	0	0.0
無回答	1	1.2
合計	82	100.0

表 3-17 どうやって派遣制度を知ったか (人)

難聴者関係の団体で知った	60
市役所、福祉事務所の窓口	13
要約筆記者、社協などに教えてもらった	12
行政からの案内冊子によって	3
家族・友人に教えてもらった	3

(2) 要約筆記奉仕員（者）派遣の利用状況

要約筆記奉仕員（者）派遣の利用経験について尋ねたところ、73 人・89.0%が利用した経験があると回答した。表 3-18

一方、要約筆記を依頼したことがない者の数は少ないが、利用しない理由についての回答をみると、順に「必要がない」、「手続きが面倒」、「周囲の無理解」のように分類された。表 3-19

表 3-19 下の自由記述をみると、団体での利用はあるが、個人での利用がなされていない状況がみられる。

要約筆記奉仕員（者）派遣事業を利用するために必要なこととしては、「手続きの簡易化」、「要約筆記者・奉仕員の配置（人材確保）」、「周囲の理解」、「守秘義務」等があげられている。表 3-20

要約筆記奉仕員（者）派遣事業の利用手続き方法について、利用者自身が理解しておく必要があるが、そのためには、前項でもみたが行政が事業について説明・周知していくことが重要である。また手続きの簡易化も課題となっている。

表 3-18 要約筆記を依頼したことがあるか (人)

ある	73
ない	8
無回答	1

表 3-19 要約筆記を頼んだことのない理由：重複回答 (人)

必要ないから	5
手続きが面倒だから	2
周囲に難聴や要約筆記の理解がないから	2
申込方法がわからない	1
恥ずかしい、気がねしてしまう	1
技術が不足しているから	1

【利用しない理由：自由記述】

- 今の所必要ない所もあり人工内耳で話せるので必要ない事があります。
- 住んでいる市にはないので県の派遣事業で利用した。住んでいる市内ではなく、隣の 33 万人の市内で開催された講演会等において、派遣を頼んだ。住んでいる市では、そういった、参加したい講演会など少なく（田舎なので）他の利用場面も少ない。というより日常生活の中で「要筆を依頼しよう」と思いつかない。

- 障害者手帳がないので申請できないと言われた。
- 難聴者の会や福祉関係での派遣はあるが、プライベートでは利用ない。
- 現在のところ、個人では個人での利用なし。団体グループの勉強会では利用あり。
- 今後は利用したい

表 3-20 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を利用するために必要なこと（人）

手続きが簡単である	18
要約筆記者・奉仕員の配置	16
周囲の理解	12
守秘義務を守る	11
技術の向上	7
その他	2

【その他：自由記述】

- 病院等に行く時、個人的に特に困る時（聴き取りにくい事）
- 言語障害、身体マヒ等の人との面談、会議
- 町内会の場合、部外者はダメと云う場合有り）カ（お寺で講和等ある時、宗教的なことなのでたのみづらい
- 障害者手帳がなくても利用できる

(3) 要約筆記奉仕員（者）派遣依頼した内容および派遣を認めて欲しい内容

要約筆記奉仕員（者）派遣依頼した内容については、表 3-21 にみるように、多い順から「聴覚障害者団体の会議」、「文化教養」、「医療」、「公的機関」、「地域活動」、「学校関係」、「冠婚葬祭」等となっている。

一方、派遣を認めて欲しい内容としては、「文化教養」、「地域活動」、「医療」、「冠婚葬祭」、「司法」、「聴覚障害者団体の会議」となっている。表 3-22

派遣の範囲については、本調査・市町村調査でも自治体間でばらつきがあることが示されているが、表 3-21、表 3-22 から自治体間のばらつきが示されているといえる。団体派遣、個人派遣の範囲について、必要なところ（内容）に対して、柔軟に派遣がなされるよう、改善が求められている。

表 3-21 要約筆記奉仕員（者）派遣依頼した内容（重複回答）（人）

聴障団体会議	60
文化教養	35
医療	23
公的機関	15
地域活動	15
学校関係	13
冠婚葬祭	12
資格取得	7
就職面接	2
職場の会議朝礼	2
家族、親戚の集まり	2
司法	2
その他	11

【その他：自由記述】

- 難聴者団体の講習会、サークルなど
- 町内の集会、役員会 ● 福祉関係の公開講座
- 聴障者団体の会議ではいつも利用されている。私自身、中失になって日が浅く、要筆利用は最近になってからだから、個人利用はまだ2回。
- 福祉団体の会合 ● 講演会 ● 聴覚障害者の例会
- 仕事上の研修会 ● 公開討論会 ● 盲導犬センターとか養護学校の見学
- 免許更新、障害者団体の会議 ● 種々の講演会

表 3-22 要約筆記派遣を認めてほしい事項：（重複回答）（人）

文化教養	32
地域活動	28
医療	26
冠婚葬祭	17
司法	15
資格取得	14
聴障団体会議	12
公的機関	12
職場の会議朝礼	11
家族、親戚の集まり	6
学校関係	5
その他	9

【その他：自由記述】

- 同窓会、OB会等の宴会。こういう場で孤立しやすい
- 全て（4人） ● 生活に役立つ講演など

- 趣味だといわれるような講座
- 手術時の説明・旅行ガイド
- お寺での説話
- 現在は希望に応じて頂いているので、特にカベを感じていない
- 選挙活動による講演会
- イベントの全て
- 参政権・街頭演説等

(4) 要約筆記奉仕員（者）派遣依頼を断られた経験

要約筆記奉仕員（者）派遣を断られた経験について尋ねたところ、断られたことがあると回答したものが13人・15.8%となった。表3-23

派遣依頼が断られた理由については、「要約筆記者・奉仕員がいない」が一番多く、次いで「内容が派遣対象外」、「場所が派遣対象外」、「派遣制限（時間・回数）の超過」となっている。表3-24

派遣を断られた時の対応としては、「要約筆記者・奉仕員なしで臨んだ」、「派遣を依頼していた場への参加をあきらめた」、「家族・友人に頼んだ」、「ボランティアに頼んだ」という回答であった。表3-25

派遣範囲の課題については、前項で課題を記述したが、場所の制限（市外・県外を認めない）や制限（時間の制限・回数の制限）については、見直しが必要とされる。その場合「制限」しなくてもよい予算の確保も必要である。

表3-23 要約筆記奉仕員（者）派遣依頼を断られたことがあるか

	人	%
ある	13	15.8
ない	63	76.8
無回答	5	6.2
合計	82	100.0

表3-24 要約筆記奉仕員（者）派遣依頼を断られた理由（人）

要約筆記者・奉仕員がいない	8
派遣対象外	6
場所が対象外	4
派遣制限（回数、時間）を超えている	2
その他	3

表3-25 要約筆記奉仕員（者）派遣依頼を断られた時の対応（人）

要約筆記者・奉仕員なしで臨んだ	10
派遣を依頼していた場への参加をあきらめた	7
家族・友人に代わりを頼んだ	7
全難聴、全要研の広域派遣や要約筆記サークルなどのボランティアを頼んだ	6
福祉事務所などに相談した	2
その他	1

(5) 要約筆記奉仕員（者）派遣を利用した満足度・不満足の原因・要約筆記奉仕員（者）への要望

要約筆記奉仕員（者）派遣を利用したときの満足度をみると、「目的は達成された・おおむね満足」と回答した者は69.5%、「普通」15.9%、「あまり役に立たなかった」4.9%であった。満足度は、手話通訳派遣事業（満足・やや満足25.9%）と比べて高くなっている。表3-26

「あまり役に立たなかった」理由としては、「字がめない」、「話について行っていない」、「要約しすぎ」といった指摘があった。表3-27

要約筆記奉仕員（者）に対する課題としては、「読みやすく」、「速く」、「要約しすぎない」という技術的な指摘と、「資格制度の実施」、「研修による技術向上」といった養成・資格・研修に関わる制度のあり方が指摘されていた。表3-27

これらの回答からは、要約筆記奉仕員（者）の技術的課題とこれを解決するための養成・資格・研修制度の創設・充実の課題が提起されている。

表3-26 要約筆記奉仕員（者）派遣を利用した満足度（人）

	人	%
目的は達成された	28	34.1
おおむね満足	29	35.4
普通	13	15.9
あまり役に立たなかった	4	4.9
役に立たなかった	0	0.0
分からない	0	0.0

表3-27 要約筆記があまり役に立たなかった理由（人）

字が読めない	2
話について行っていない	2
要約しすぎ	1
資料を投影するだけで指さしがない	1
（一人通訳）間違えて書いた	1

【自由記述】

- 字がよめないので内容がつかめなかった。
- 情報保障が十分に生かされていない。話についていかず遅れてしまったり、何も書かれていない場面がよく出て来た。
- 要約しすぎてよく意味がわからない。話し言葉の特徴と要約筆記の内容とのずれ、大切なポイントは何か、三原則に添った書き方が守られていない。
- 難聴者同志の会議の時、ある担当者がスピードが異様に遅すぎて会議の進行に全く合っていなかった。会議が渋った。その人の要約部分は会議にならなかった。
- OHCで細かい印刷資料をカメラで照射するだけで、発言中文字指しもなかった。三人は要約 派遣なのに言ったが対応してくれなかった。
- 初めは読めるが続けている間に、くせ字になり、読みにくくなる。
- 役に立たないのが普通と思っている。
- 2時間位の説明会に要約筆記者が1人しかつかなかった為、資料をさがしたり書き

たりで、結局、そこで案内された行事の集合時間・お弁当の有無などまちがえたことがある。

表 3-28 要約筆記奉仕員（者）の課題・要望 （人）

読みやすい筆記	10
早く書く（ついて行っていない）	7
要約しすぎない	5
資格制度（標準化）が必要	4
研修に積極的に参加する（技術の向上）	4
要点をきちっと書く	3
地域差がある	2

【自由記述】

- 対象者にあった筆記
- 夜間の派遣
- 社会参加の道を開く
- 練習法指導者の不足
- パソコン通訳を主流にして欲しい
- 難聴協会に関心を持つ
- 難聴者についての学習が必要
- 要約筆者と難聴者の話し合う場づくり
- 書きかけて消すのは不満
- 難聴者に伝えたいという気持ちが大切
- すべての情報を得ることは期待していない
- 読める字であればよい
- プロとしての自覚をもつ

(6) 要約筆記奉仕員（者）派遣事業の利用のトラブル経験

要約筆記奉仕員（者）派遣事業の利用においてトラブルを経験したかの質問に対して、経験ありと回答したものは9人・11.0%であった。表 3-29

トラブルの解決方法としては、「要約筆者と話し合う」、「派遣担当者と相談」、「市と交渉」、「難聴の友人と相談」、「要約筆記」、「要約筆記実施団体と派遣担当者と相談」と回答があった。

表 3-30

トラブルについては、発生しないように事前に十分な準備や対応をとっておくことが重要である。トラブルが発生してしまった場合、表 3-30 のような対応が考えられるが、トラブルの内容に応じて柔軟に解決のための相談がなされ、解決が図られる必要がある。都道府県調査・市町村調査では、事業の運営委員会を設置しているところは少なかったが、運営委員会によりトラブルの対応、解決策が協議されることが望ましい。

表 3-29 要約筆記事業利用でトラブルがあったか

	人数	%
経験あり	9	11.0
経験無し	66	80.5
無回答	6	7.3
合計	82	100.0

表 3-30 トラブルの解決方法 (人)

要約筆者と直接話し合う	2
派遣担当者と相談	2
市と交渉した	1
難聴の友人と相談	1
要約筆記実施団体と派遣担当者と相談	1

(7) 要約筆記奉仕員（者）養成事業についての要望事項

要約筆記奉仕員（者）養成事業についての要望事項について、自由記述を分類し、表 3-31 にまとめた。多様な要望が存在している。大まかにまとめると「事業の理解・周知」、「行政の責任による予算の確保」、「養成機会の拡充」、「質の高い要約筆者養成」となる。

表 3-31 要約筆記奉仕員（者）養成事業についての要望事項（人）

行政職員は障害について理解してほしい	8	要約筆記派遣事業の優先順位を上げる	1
予算を増やす	5	難聴者同士の勉強がしたい	1
要約筆記の周知・PR	5	専門性を持った要約筆者養成	1
受講生を増やす	4	要約筆者と奉仕員の区別	1
資格制度を作る	4	プロ意識をもつ要約筆者養成	1
要約筆者の育成	3	専門学校等での養成	1
各地で毎年継続した養成講座開催	3	市町村に密着した養成	1
中失者と要約筆者の一体感・交流	3	府県での専門的養成	1
現在の養成に満足、今までどおり	3	学習機会を増やす	1
交通費の助成	2	謝礼を増やす	1
パソコン技術の養成の支援	2	講演会に手話だけでなく要約筆記もつける	1
要約筆記利用の PR をして欲しい	2	難聴協会への入会を勧めて欲しい	1
都道府県で養成すべき	2	仲良く活動したい	1
市町の行事に要約筆記をつける	2	地域でばらばら、統一指導をして欲しい	1
手話通訳と同じように要約筆記養成を実施	2	行政の責任を明確にする	1

(8) コミュニケーション支援事業の満足度・課題

コミュニケーション支援事業の満足度については、「満足・やや満足」が 29.6%、「普通」28.4%、「やや不満・大いに不満」が 30.5%であった。表 3-32

コミュニケーション支援事業で満足している面については、表 3-33 のように「要約筆記派遣事業が利用できること」、「要約筆者が親切」、「団体派遣がある」等となっている。

コミュニケーション支援事業の課題としては、多いものから「派遣範囲が狭い」、「要約筆記がつく行事が少ない」、「要約筆者の技術が未熟」、「要約筆者の数の不足」等となっている。表 3-33

これらを大まかにまとめると、制度面においては、コミュニケーション支援事業（ここでは要約筆記奉仕員（者）養成事業と派遣事業）の予算の確保と実施、要約筆記派遣範囲の拡大と派遣の制限の緩和（行事派遣、団体利用、個人利用）、要約筆記事業の周知、要約筆記

奉仕員（者）の養成と技術レベルの向上、資格制度の導入、といった要求がみられる。要約筆記奉仕員・要約筆記者への要求としては、要約筆記技術の向上、要約筆記者が難聴者への理解を深めること、という要求がみられる。その他のコミュニケーション支援情報保障としては、一般市民の理解、デシベルダウン（厳しい聴覚障害判定基準を緩和する）、広報テレビへの字幕挿入、FAXによる情報提供、という要求がみられる。一方で利用者として、難聴者がもっと要約筆記奉仕員（者）派遣事業を利用していく必要があるとの提案がみられた。

表 3-32 コミュニケーション支援事業の満足度

	人	%
満足	15	18.3
やや満足	9	11.0
普通	23	28.0
やや不満	20	24.4
大いに不満	5	6.1
よくわからない	5	6.1
無回答	4	4.9
合計	82	100.0

表 3-33 コミュニケーション支援事業で満足している面（人）

要約筆記派遣制度があり派遣してもらえた	4
要約筆記者が親切	2
団体派遣がある	2
福祉関係を優先してくれている	1
色々な場所に「かきぼん」筆記用具があり書いてもらえる	1
県外派遣ができた	1
趣味にも要約筆記手話通訳がついた	1
中途失聴者のための手話講座	1
読話講習会	1
要約筆記者派遣事業	1
今の状況でよい	1
断らず派遣してもらえる	1
要約筆記者は日々研鑽している	1
酒席へも派遣ができる	1

表 3-34 コミュニケーション支援事業の改善への課題・要望（人）

派遣範囲が狭い	5	予算が少ない	1
手話通訳と比べ要約筆記が付く行事が少ない	5	資格制度が必要	1
要約筆者の技術が未熟	5	不満を受ける窓口がない	1
要約筆者の不足	3	難聴者が主体という認識不足	1
当たり前但要約筆記が付くように欲しい	3	派遣事業がない	1
要約筆記派遣のPRが不足	2	地域の人は気軽に書いてもらえない	1
一般市民の理解がない	2	難聴者、ろう者同じようにして欲しい	1
いつでもどこでも派遣できるように	2	誰が派遣されてくるのか分からない	1
町の情報を放送でなくファックスして欲しい	2	筆記の紙をもらえた	1
市町村での養成	2	広報テレビは字幕付きにして欲しい	1
デシベルダウンが必要	1	市の問い合わせ先に電話番号だけ	1
弱い立場でコミュニケーションがとれない	1	団体派遣がない	1
字幕付き映画が見たい	1	市にまたがっての派遣が困難	1
地域で派遣、養成して欲しい	1	難聴者が参加できる行事とする	1
要約筆者がいつも同じ人	1	民生委員さんの動きがない	1
難聴者への支援事業が全くない	1	政治面でも利用したい	1
要約筆者は障害理解がない	1	難聴者一人でも要約筆記が欲しい	1
平日活動できる人がない	1	役所の職員が筆談してくれない	1
市によって格差がある	1	難聴者が補聴器ばかりに頼っている	1
要約筆者が4人そろわないと派遣しないという決まりは止めて欲しい	1	難聴者はもっと利用すべき	1

ま と め

1. 今回の調査により、5つの格差が見られた。

①人口規模による格差

小さい自治体は実施率が低い。特に、手話通訳設置事業は、人口5万人以下の市町村では、ほとんど実施されていない。

②人口千人あたりの事業費にみられる格差

人口規模の大きい自治体の事業費は多いが、千人あたりの事業費に換算して比較すると、人口規模の小さい自治体より事業費が低くなる。

③事業費の格差

人口規模が同じ自治体を比較してみると、事業費に数倍から数十倍以上の差が見られる。

④事業の格差

手話通訳者派遣事業の実施率が一番高いが、要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業の実施率は低い。

⑤実施要項（基準）の格差。

派遣範囲、手話通訳者・要約筆記者への報酬、交通費、広域派遣等基準のばらつきが大きい。

格差を是正する施策として、

①コミュニケーション支援事業は、聴覚障害者の社会参加を支える基盤となる事業である。地域生活支援事業として、統合補助金により実施されているため、実施主体の市町村が必要とする予算を国と都道府県が十分に支えていない面がある。このため、事業費の格差が大きくなっている。格差をなくすためには、基盤的事業として義務的経費の事業とする必要がある。

②コミュニケーション支援事業は、手話通訳設置事業、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の3事業から成り立っていると考えるべきである。そして、この3事業を全ての自治体で100%実施する必要がある。

③手話通訳設置事業は、嘱託・契約職員の割合が高すぎる現状がある。設置された手話通訳者は自ら行うコミュニケーション支援業務の他、登録者派遣のコーディネート業務、スーパーバイザー業務、相談支援業務等を担うことから、コミュニケーション支援事業の中核にあたる事業であるといえる。障害者自立支援法が施行されてから、要約筆記者派遣事業のコーディネート業務も担当しているところが増えているので、ろう者だけでなく難聴者・中途失聴者も含め、聴覚障害者のコミュニケーション支援専門員のような役割を果たしているといえる。これを担う職員が嘱託・契約職員であることは、事業運営が脆弱なものにとどまっているということである。

手話通訳者は、基本的には自治体の正職員として採用すべきである。

人口規模の小さな自治体で手話通訳者を正規雇用することが困難な場合は、複数の自治体による広域設置または、聴覚障害者情報提供施設の分室として設置するなどの施策が必要である。

④コミュニケーション支援事業を支える専門的知識・技術を持つ者の養成・研修は都道府県の役割となっているが、必須事業と位置づけられていないため、不十分な状態が明らかになった。必須事業と位置づけて事業の充実を図る必要がある。

2. 手話通訳設置事業の課題と改善への提言

- ①都道府県手話通訳設置事業では、千人あたりの事業費でみると、300万人以上の大きな自治体の事業費は、100万人未満の自治体の十分の一となっている。
→このため、手話通訳設置数、設置場所の適正化が必要である。
- ②市町村手話通訳設置事業では、5万人以上の自治体は60%以上になっているのに対し、5万人以下の自治体の実施率が14%と格差が大きい。
→このため、広域設置や聴覚障害者情報提供施設の分室などの方法で、未実施の自治体の設置を協力に進めていく施策が必要がある。
- ③正規職員と嘱託・契約職員の比率は、ほぼ2：8となり、身分が保障され、安定して聴覚障害者のコミュニケーション支援に従事できる正規職員が少ない。
→このため、正規職員として雇用される施策が必要である。

3. 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の課題と改善への提言

- ①都道府県の派遣事業が市町村の代行業という位置づけのため、手話通訳者派遣事業を実施している都道府県は、回答のあった39都道府県のうち、約43.6%となっている。特に100万～200万人の自治体で少ない。このため、手話通訳と要約筆記の実践技術・対人支援技術において専門性を必要とするニーズ、県全体を対象とする集団的なニーズ、市町村外への広域派遣ニーズへの対応が十分ではない。
→このため、都道府県の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業において、専門性を必要とするニーズ、集団的なニーズ、広域派遣ニーズに対応する役割を持つことを明記し、必須事業とする必要がある。
- ②派遣範囲、手話通訳者への報酬、交通費、報酬算出のための時間数、運営委員会の設置等、実施要項（基準）のばらつきが大きい。
派遣範囲については、職場、教育、家族・地域の他、行事や集会、会議など集団的なニーズへの派遣が制限されることが多い。
報酬、交通費について、手話通訳・要約筆記という仕事に対する評価が専門職としての評価になっていない。
→実施要項の標準となる考え方と最低基準を整理する必要がある。
派遣範囲の制限は、聴覚に障害のある人となない人の格差となる。聞こえる人と同じように社会に参加していくことを視点にする必要がある。
運営委員会が機能していれば、定期的協議を経て、ニーズや課題への対応、質の向上などを図ることが出来るので、運営委員会の設置は不可欠である。
- ③手話通訳者派遣事業は、人口規模の小さな自治体で手話奉仕員として登録した者を派遣している例がみられる。要約筆記者派遣事業については、要約筆記奉仕員養成講習会を一定数出席すれば登録する方法をとる自治体が多いため、技術にバラツキが大きい。
→このため、手話通訳者派遣事業は、都道府県手話通訳者養成事業の修了・登録試験合格者以上の有資格者を派遣とすること。
要約筆記者養成事業は、平成23（2011）年度に予定されている要約筆記者養成カリキュラムの通知により、要約筆記者養成事業が本格的に進められることになる。当面は要約筆記奉

仕員の技術レベルアップを伴う移行期間としつつも、全国的に標準となる技術水準を確保するために、資格制度の導入を図る。

4. 手話通訳者養成・研修事業、要約筆記者養成・研修事業の課題と改善への提言

①手話通訳者養成については、現任研修が未整備となっている。手話通訳士をめざすための養成事業を実施している自治体はわずかである。また、指導者が不足しているとの声が多い。

→このため、手話通訳者現任研修事業、手話通訳養成指導者の養成事業を都道府県で必須事業として実施する必要がある。

②要約筆記者養成については、平成 23（2011）年度に予定されている要約筆記者養成カリキュラムの通知により、都道府県要約筆記者養成事業を本格的に進めていく必要がある。また、要約筆記者奉仕員の技術のレベルアップ研修を含めた現任研修事業を必須事業として実施する必要がある。

5. 事業の在り方に係わる課題と改善への提言

①要約筆記者派遣事業の利用が少ないとの回答がみられる。これは、聴覚障害のレベルが中度・軽度の人たちにも使える制度になっていないこと、行政の知識不足・姿勢の弱さから来ていることも大きい。

→このため、要約筆記者派遣事業は、聴覚障害のレベルが中度・軽度の人たちにも使える事業とし、コミュニケーション支援が必要な人全てを対象として実施する制度へ改善していく必要がある。

また、行政の担当者が、ろう者、難聴者個別の障害特性に対する理解と積極的な姿勢が必要である。

②市町村においてコミュニケーション支援事業を実施していくときの必要な予算を確保していくために、国と都道府県が義務的経費として予算を確保する必要がある。

③地域生活支援事業だけで対応するのではなく、病院等の必要な場所に手話通訳者の有資格者を配置すること、聴覚に障害を持つ子どもが一般学校で学ぶときにノートテイクや手話通訳の保障をすることなど、社会の各分野での支援の在り方も必要である。

④東日本大震災において、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の支援が大きな問題になっている。公務員として勤務している手話通訳有資格者は極めて少ないので、被災地への公的派遣が困難である。正規職員だけでなく、嘱託・契約職員に広げて公的派遣するにしても、やはり手話通訳設置事業の実施率が低いと、十分な公的派遣は難しい。災害にも対応できる情報・コミュニケーション保障の制度設計が必要である。災害時の対応も含めて、都道府県・市町村において正規職員として手話通訳者を雇用する法制備が必要である。

卷末資料

卷末資料

調査票 1：都道府県対象用調査紙

調査票 2：市町村対象用調査紙

調査票 3：コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査
ろうあ者用調査紙

調査票 4：コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査
難聴者・中途失聴者用調査紙

参考資料 1：要約筆記者養成カリキュラム

参考資料 2：県・市町村回答率一覧表

調査票 1：都道府県対象用調査紙

都道府県

地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施における地域間の差異に関する調査

【基本情報】（平成 22 年 3 月 31 日現在）

問 1 都道府県名

()

問 2 人口

() 名

問 3 身体障害者の人口

総 数 () 名

(1) 視覚障害 () 名

(2) 肢体不自由 () 名

(3) 内部障害 () 名

(4) 重複障害 () 名

(5) 聴覚・言語障害 () 名

※聴覚・言語障害の等級内訳

1 級 () 名 2 級 () 名 3 級 () 名

4 級 () 名 5 級 () 名 6 級 () 名

7 級 () 名

【地域生活支援事業の現況】

問 4 地域生活支援事業で実施している事業はどれですか。（複数回答可）

1. 専門性の高い相談支援事業
2. 広域的な支援事業
3. サービス・相談支援者、指導者育成事業
4. その他の事業 ()

問 5 平成 21 年度の地域生活支援事業の決算額はいくらですか。

- (1) 総 額 () 円
- 【内訳】
- (2) 専門性の高い相談支援事業 () 円
- (3) 広域的な支援事業 () 円
- (4) サービス・相談支援者、指導者育成事業 () 円
- (5) その他の事業 () 円

【手話通訳者養成事業の現況】

問 6 手話通訳者養成事業を実施していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

問 7 手話通訳者養成事業を実施している団体はどこですか。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 役所福祉局（部） | 2. 社会福祉協議会 |
| 3. 聴覚障害者情報提供センター | 4. 手話通訳派遣センター |
| 5. 聴覚障害者協会※ | 6. 全国手話通訳問題研究会支部 |
| 7. その他（ ） | |

※「聴覚障害者協会」は手話を使用するろう者の団体・組織を指します。また、「難聴者・中途失聴者協会」は難聴者および中途失聴者による団体・組織を指します。（以下、同様）

問 8 運営方式はどのようにしていますか。

- | |
|--|
| 1. 実施団体のみ |
| 2. 実行委員会
→構成団体を記入して下さい（ ） |
| 3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ） |

問 9 平成 21 年度の手話通訳者養成事業の決算額はいくらですか。

総額（ ）円

問 10 手話通訳者養成事業で実施しているコースはどれですか。（平成 21 年度）

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 手話通訳士養成講座 | 2. 手話通訳者養成講座 |
| 3. 手話奉仕員養成講座 | 4. 手話通訳士・者現任研修 |
| 5. その他（ ） | |

問 11 平成 21 年度の手話通訳者養成事業による講座を受講した者および修了した者は何名ですか。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| 1. 手話通訳士養成講座 | : 定員（ ）名、受講者（ ）名、修了者（ ）名 |
| 2. 手話通訳者養成講座 | : 定員（ ）名、受講者（ ）名、修了者（ ）名 |
| 3. 手話奉仕員養成講座 | : 定員（ ）名、受講者（ ）名、修了者（ ）名 |
| 4. 手話通訳士・者現任研修 | : 参加者（ ）名 |
| 5. その他（ ） | : 定員（ ）名、受講者（ ）名、修了者（ ）名 |

問 12 手話通訳者養成事業を実施していない場合、その理由は何ですか。

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 1. 他の支援事業を優先しているため | 2. 利用者が少ないため |
| 3. 受講者が少ないため | 4. 講師が少ない（いない）ため |
| 5. 手話通訳者養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため | |
| 6. その他（ ） | |

問 13 手話通訳者養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

--

【要約筆記奉仕員（者）養成事業の現況】

問 14 要約筆記奉仕員（者）養成事業を実施していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

問 15 要約筆記奉仕員（者）養成事業を実施している団体はどこですか。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 役所福祉局（部） | 2. 社会福祉協議会 |
| 3. 聴覚障害者情報提供センター | 4. 手話通訳派遣センター |
| 5. 聴覚障害者協会 | 6. 難聴者・中途失聴者協会 |
| 7. 全国手話通訳問題研究会支部 | 8. 全国要約筆記問題研究会支部 |
| 9. その他（ ） | |

問 16 運営方式はどのようにしていますか。

- | |
|--|
| 1. 実施団体のみ |
| 2. 実行委員会
→構成団体を記入して下さい（ ） |
| 3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ） |

問 17 平成 21 年度の要約筆記奉仕員（者）養成事業の決算額はいくらですか。

総額（ ）円

問 18 要約筆記奉仕員（者）養成事業で実施しているコースはどれですか。（平成 21 年度）

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 要約筆記奉仕員基礎コース：実施カリキュラム時間数（ ） | 時間 |
| 2. 要約筆記奉仕員応用コース：実施カリキュラム時間数（ ） | 時間 |
| 3. 要約筆記養成コース：実施カリキュラム時間数（ ） | 時間 |
| 4. その他（ ） | |

問 19 平成 21 年度の要約筆記奉仕員（者）養成事業による講座を受講した者および修了した者は何名ですか。

- | | | | |
|-----------------|----------|----------|---------|
| 1. 要約筆記奉仕員基礎コース | ：定員（ ）名、 | 受講者（ ）名、 | 修了者（ ）名 |
| 2. 要約筆記奉仕員応用コース | ：定員（ ）名、 | 受講者（ ）名、 | 修了者（ ）名 |
| 3. 要約筆記養成コース | ：定員（ ）名、 | 受講者（ ）名、 | 修了者（ ）名 |
| 4. その他（ ） | ：定員（ ）名、 | 受講者（ ）名、 | 修了者（ ）名 |

問 20 要約筆記奉仕員（者）養成事業を実施していない場合、その理由は何ですか。

- | | |
|--|------------------|
| 1. 他の支援事業を優先しているため | 2. 利用者が少ないため |
| 3. 受講者が少ないため | 4. 講師が少ない（いない）ため |
| 5. 要約筆記奉仕員（者）養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため | |
| 6. その他（ ） | |

問 21 要約筆記奉仕員（者）養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

【手話通訳指導者養成事業の現況】

問 22 手話通訳指導者養成事業を実施していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

問 23 手話通訳指導者養成事業を実施している団体はどこですか。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 役所福祉局（部） | 2. 社会福祉協議会 |
| 3. 聴覚障害者情報提供センター | 4. 手話通訳派遣センター |
| 5. 聴覚障害者協会 | 6. 全国手話通訳問題研究会支部 |
| 7. その他（ ） | |

問 24 運営方式はどのようにしていますか。

- | |
|--|
| 1. 実施団体のみ |
| 2. 実行委員会
→構成団体を記入して下さい（ ） |
| 3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ） |

問 25 平成 21 年度の手話通訳指導者養成事業の決算額はいくらですか。

総額（ ）円

問 26 平成 21 年度の手話通訳指導者養成事業による講座を受講した者、および修了した者は何名ですか。

受講者（ ）名
修了者（ ）名

問 27 手話通訳指導者養成事業を実施していない場合、その理由は何ですか。

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 他の支援事業を優先しているため |
| 2. 利用者が少ないため |
| 3. 受講者が少ないため |
| 4. 講師が少ない（いない）ため |
| 5. 手話通訳指導者養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため |
| 6. その他（ ） |

問 28 手話通訳指導者養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

--

【手話通訳者派遣事業の現況】

問 29 都道府県単独による手話通訳者派遣事業を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問 30 問 29 で「2. 実施していない」の場合、以前は実施していましたか。その場合、何年から中止になりましたか。

1. 実施していた → (年)から実施中止 2. 実施したことはない

問 31 手話通訳者派遣事業は直轄して運営していますか。それとも外部団体に委託していますか。

1. 直轄して運営

問 32 問 31 の回答が「2. 外部団体に委託」の場合、どこに委託していますか。

1. 社会福祉協議会
2. 聴覚障害者情報提供センター
3. 手話通訳派遣センター
4. 聴覚障害者協会
5. 難聴者・中途失聴者協会
6. 全国手話通訳問題研究会支部
7. その他 ()

問 33 上記の団体が派遣コーディネーター実務を担当していますか。

1. 担当している →コーディネーターはどんな人が担当していますか。
 (1. 手話通訳ができる職員 2. 要約筆記ができる職員 3. それ以外の職員)
2. 担当していない →次の質問に回答をお願いします。

問 34 問 32 の委託先とは別に、派遣コーディネーターなど実務を担当している団体はどこでしょうか。

1. 社会福祉協議会
2. 聴覚障害者情報提供センター
3. 手話通訳派遣センター
4. ろう者の団体
5. 難聴者・中途失聴者協会
6. 全国手話通訳問題研究会支部
7. 手話サークル
8. その他（ ）

問 35 手話通訳者派遣事業を円滑に推進するための運営委員会を設けていますか。

1. 設置している 2. 設置していない

問 36 問 35 の回答が「1. 設置している」の場合、その運営委員会はどの団体からの委員によって構成されていますか。(複数回答可)

1. 市行政職員
2. 聴覚障害者情報提供センター
3. 手話通訳派遣センター
4. 聴覚障害者協会
5. 難聴者・中途失聴者協会
6. 全国手話通訳問題研究会支部
7. 手話サークル
8. 障害者団体
9. その他（ ）

問 37 平成 21 年度の手話通訳者派遣事業の決算額はいくらですか。

総額 (円)

都道府県

問 38 平成 21 年度の手話通訳者派遣事業の依頼件数と派遣件数、派遣人数、派遣時間数、派遣依頼の内訳をご記入ください。

依頼件数（ 件）／派遣件数（ 件）／派遣人数（ 名）／派遣時間数（ 時間）
依頼内容（依頼が多い内容を数が多い順に５件までご記入ください）

※依頼件数のカウント方法は、実際に依頼あった件数（のちにキャンセルがあった場合でもカウントする）

※派遣時間数は、通訳者に支払う報酬の全額を単価で割った時間を記入してください。

※派遣人数のカウントは、会場や研修会が同じでも、午前と午後それぞれ2名ずつの派遣となる場合は4名にして下さい。

問 39 手話通訳派遣事業ではどれを派遣していますか。

1. 手話通訳者のみ 2. 手話通訳者や手話奉仕員
3. 手話奉仕員のみのみ 4. その他 ()

問 40 以下のそれぞれの条件はどのように定めていますか。(複数回答可)

〔手話通訳者の登録〕

1. 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格したもの
2. 都道府県が行う手話通訳者登録試験に合格したもの
3. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの
4. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格したもの
5. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの
6. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格したもの
7. その他（ ）

〔手話奉仕員の登録〕

8. 都道府県が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの
9. 市区町村が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの
10. その他（ ）

問 41 市区町村手話通訳者派遣事業に登録している手話通訳者数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

手話通訳者（ 名）
手話奉仕員（ 名）

問 42 平日の目中、稼働できる手話通訳者数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

手話通訳者（約 名）
手話奉仕員（約 名）

問 43 手話通訳者派遣事業に登録している手話通訳者への謝礼金額はいくらですか。

手話奉仕員（	時間）あたり（	円）
手話通訳者（	時間）あたり（	円）
手話通訳士（	時間）あたり（	円）

都道府県

問 44 手話通訳者への謝礼を算出するにあたって時間数をカウントする基準はどれですか。(複数回答可)

1. 通訳にかかった時間数のみ
2. 現場に着いてから去るまでの時間数のみ
3. 家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める
4. 報告書作成にかかる時間数も含める
5. 報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める
6. その他 ()

問 45 手話通訳者への謝礼に交通費は含まれていますか。

1. 含まれている
2. 含まれていない(交通費を別に支払う)

問 46 問 45 で「2. 含まれていない」の場合、金額はどうなりますか?

1. 実費 ※限度額がある場合は、金額を記入して下さい (円)
2. 一律 (円)
3. 支給なし
4. その他 ()

問 47 利用するにあたり、制限数を設けていますか。

1. 設けている → 1 カ月につき (回まで)、(時間数まで)、(円まで)
2. 設けていない

問 48 問 47 で「1. 設けている」の場合、その制限数を超えた場合の派遣依頼はどうなりますか。

1. 派遣依頼を断る
2. 超えた分の通訳派遣費を自己負担してもらう
3. その他 ()

問 49 派遣の範囲はどのように定めていますか。(複数回答可)

1. 医療関係
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き
3. 学校へ相談または事業に参加する場合
4. 就職面接
5. 職場での朝礼や会議等
6. 聴覚障害者の会議
7. 冠婚葬祭
8. 家族会議や親戚の集まり
9. 自治会活動など地域活動
10. 教養・文化
11. スクーリング・資格取得のための研修
12. 裁判や警察関係
13. 都道府県知事が必要と認めるもの
14. その他 ()

問 50 県外への派遣を認めていますか。

- | | | |
|-----------|-------------------|---|
| 1. 認めている | 2. 条件付きで認めている（条件： | ） |
| 3. 認めていない | | |

問 51 県外からの派遣依頼を認めていますか。

- | | | |
|-----------|-------------------|---|
| 1. 認めている | 2. 条件付きで認めている（条件： | ） |
| 3. 認めていない | | |

問 52 手話通訳者派遣事業を利用するにあたって利用料（利用者負担）を徴収していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 徴収している | 2. 徴収していない |
|-----------|------------|

問 53 利用料を徴収している場合、その利用料に含まれるのはどれですか。（複数回答可）

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 手話通訳者への謝礼金 | |
| 2. 派遣コーディネーターの業務料 | |
| 3. 手話通訳者の現場への交通費 | |
| 4. 手話通訳者の施設への入場料 | |
| 5. その他（ | ） |

問 54 手話通訳者派遣事業を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 他の支援事業を優先しているため | |
| 2. 利用者が少ないため | |
| 3. 利用したい要望が少ないため | |
| 4. 設備・人材がないため | |
| 5. 手話通訳者派遣事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため | |
| 6. 市町村事業として確立しているため | |
| 7. その他（ | ） |

問 55 手話通訳者派遣事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

--

【要約筆記奉仕員（者）派遣事業の現況】

問 56 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問 57 問 56 で「2. 実施していない」の場合、以前は実施していましたか。その場合、何年から中止になりましたか。

1. 以前は実施していた → (年) から実施中止 2. 実施したことはない

問 58 要約筆記奉仕員（者）派遣事業は直轄して運営していますか。それとも外部団体に委託していますか。

1. 直轄して運営 2. 外部団体に委託

問 59 問 58 で「2. 外部団体に委託」の場合、どこに委託していますか。

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 1. 社会福祉協議会 | 2. 聴覚障害者情報提供センター |
| 3. 手話通訳派遣センター | 4. 聴覚障害者協会 |
| 5. 難聴者・中途失聴者協会 | 6. 全国要約筆記問題研究会支部 |
| 7. その他 () | |

問 60 問 59 の委託先とは別に、派遣コーディネーターなど実務を担当している団体がある場合、それはどこですか。

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| 1. 社会福祉協議会 | 2. 聴覚障害者情報提供センター |
| 3. 手話通訳派遣センター | 4. 聴覚障害者協会 |
| 5. 難聴者や中途失聴者の団体 | 6. 全国要約筆記問題研究会支部 |
| 7. 手話サークル | 8. その他 () |

問 61 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を円滑に推進するための運営委員会を設けていますか。

1. 設置している 2. 設置していない

問 62 問 61 で「1. 設置している」の場合、その運営委員会はどの団体からの委員によって構成されていますか。(複数回答可)

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| 1. 市行政職員 | 2. 聴覚障害者情報提供センター |
| 3. 手話通訳派遣センター | 4. 聴覚障害者協会 |
| 5. 難聴者・中途失聴者協会 | 6. 全国手話通訳問題研究会支部 |
| 7. 全国要約筆記問題研究会支部 | 8. 手話サークル |
| 9. 障害者団体 | 10. その他 () |

問 63 平成 21 年度の要約筆記奉仕員（者）派遣事業の決算額はいくらですか。

総額 (円)

問 64 平成 21 年度の要約筆記奉仕員（者）派遣事業の依頼件数と派遣件数、派遣人数、派遣時間数、派遣依頼の内訳をご記入ください。（平成 21 年度）

依頼件数（ 件）／派遣件数（ 件）／派遣人数（ 人）／派遣時間数（ 時間）
依頼内容（依頼が多い内容を数が多順に５件までご記入ください）

※依頼件数のカウント方法は、実際に依頼あった件数（のちにキャンセルがあった場合でもカウントする）

※派遣時間数は、通訳者に支払う報酬の全額を単価で割った時間を記入してください。

※派遣人数のカウントは、会場や研修会が同じでも、午前と午後それぞれ2名ずつの派遣となる場合は4名にして下さい。

問 65 要約筆記奉仕員（者）の資格はどのように定めていますか。（複数回答可）

1. 都道府県が行う要約筆記奉仕員（者）養成講習会を修了したもの（受託団体が実施したものを含む）
2. 市町村が行う要約筆記奉仕員（者）養成講習会を修了したもの（受託団体が実施したものを含む）
3. 都道府県登録試験に合格したもの。
4. 派遣事業体が行う要約筆記者認定（登録）試験に合格したもの
5. その他（ ）

問 66 要約筆記奉仕員（者）派遣事業に登録している要約奉仕員（者）数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

問 67 平日の日中、稼働できる要約筆記奉仕員（者）数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

(約 名)

問 68 要約筆記奉仕員（者）派遣事業に登録している要約奉仕員（者）への謝礼金額はいくらですか。

(時間) あたり (円)

問 69 要約筆記奉仕員（者）への謝礼を算出するにあたって時間数をカウントする基準はどれですか。

(複数回答可)

1. 要約筆記にかかった時間数のみ
2. 現場に着いてから去るまでの時間数のみ
3. 家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める
4. 報告書作成にかかる時間数も含める
5. 報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める
6. その他 ()

問 70 要約筆記奉仕員（者）への謝礼に交通費は含まれていますか。

1. 含まれている 2. 含まれていない（交通費を別に支払う）

問 71 問 70 で「2. 含まれていない」の場合、金額はどうなりますか。

1. 実費 ※限度額がある場合は、金額を記入して下さい (円)

2. 一律 (円)

3. 支給なし

4. その他 ()

問 72 利用するにあたり、制限数を設けていますか。

1. 設けている → 1 カ月につき (回まで)、(時間数まで)、(円まで)
2. 設けていない

問 73 問 72 で「1. 設けている」に回答した場合、その制限数を超えた場合の派遣依頼はどうなりますか

1. 派遣依頼を断る
2. 超えた分の通訳派遣費を自己負担してもらう
3. その他（ ）

問 74 派遣の範囲はどのように定めていますか。(複数回答可)

1. 医療関係
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き
3. 学校へ相談または事業に参加する場合
4. 就職面接
5. 職場での朝礼や会議等
6. 聴覚障害者の会議
7. 冠婚葬祭
8. 家族会議や親戚の集まり
9. 自治会活動など地域活動
10. 教養・文化クラス
11. スクリーニング・資格取得のための研修
12. 裁判や警察関係
13. 都道府県知事が必要と認めるもの
14. その他（ ）

問 75 県外への派遣を認めていますか。

1. 認めている 2. 条件付きで認めている（条件： ）
3. 認めていない

問 76 県外からの派遣依頼を認めていますか。

1. 認めている 2. 条件付きで認めている（条件： ）
3. 認めていない

問 77 要約筆記者派遣事業を利用するにあたって利用料（利用者負担）を徴収していますか。

1. 徴収している 2. 徴収していない

問 78 利用料を徴収している場合、その利用料に含まれるのはどれですか。(複数回答可)

1. 要約筆記奉仕員（者）への謝礼金
2. 派遣コーディネーターの業務料
3. 要約筆記奉仕員（者）の現場への交通費
4. 要約筆記奉仕員（者）の施設への入場料
6. その他（ ）

問 79 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

1. 他の支援事業を優先しているため
2. 利用者が少ないため
3. 利用したいという要望が少ないため
4. 設備・人材がないため
5. 要約筆記奉仕員（者）派遣事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
6. 市区町村事業として確立しているため
7. その他（ ）

問 80 要約筆記奉仕員（者）派遣事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

【手話通訳設置事業の現況】

問 81 都道府県として手話通訳設置事業を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問 82 設置している手話通訳者数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（ 名）

問 83 手話通訳者を設置している施設はどこですか。（複数回答可）

1. 役所福祉局（部） 2. 役所受付
3. 社会福祉協議会 4. 聴覚障害者協会
5. 聴覚障害者情報提供施設 6. その他（ ）

問 84 設置手話通訳者の身分をどのようにさだめていますか。（複数回答可）

1. 正職員（ 名）
2. 嘱託・契約職員（ 名）
3. パート職員（週 日）（ 名）
4. その他（ ）

問 85 手話通訳設置事業の決算額はいくらですか。

総額（ 円）

問 86 設置手話通訳者を手話通訳者として勤務職場以外に派遣することがありますか。

1. 認めている 2. 条件付きで認めている（条件： ）
3. 認めていない

問 87 手話通訳設置事業を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

1. 他の支援事業を優先しているため
2. 利用者が少ないため
3. 利用したいという要望が少ないため
4. 設備・人材がないため
5. 手話通訳設置事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
6. その他（ ）

問 88 手話通訳設置事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

ご協力ありがとうございました。

調査票2：市町村対象用調査紙

地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施における地域間の差異に関する調査

【基本情報】（平成 22 年 3 月 31 日現在）

問 1 市区町村名

（ 都・道・府・県 ）

問 2 人口

（ 名）

問 3 身体障害者の人口

総 数（ 名）

視覚障害（ 名）

肢体不自由（ 名）

内部障害（ 名）

重複障害（ 名）

聴覚・言語障害（ 名）

※聴覚・言語障害の等級内訳

1 級（ 名） 2 級（ 名） 3 級（ 名）

4 級（ 名） 5 級（ 名） 6 級（ 名）

7 級（ 名）

【地域生活支援事業の現況】

問 4 地域生活支援事業で実施している事業はどれですか。（複数回答可）

1. 相談支援事業
2. コミュニケーション支援事業
3. 日常生活用具給付等事業
4. 移動支援事業
5. 地域活動支援センター機能強化事業
6. その他の事業（ ）

問 5 平成 21 年度の地域生活支援事業の決算額はいくらですか。

総 額（ 円）

【内訳】

相談支援事業（ 円）

コミュニケーション支援事業（ 円）

日常生活用具給付等事業（ 円）

移動支援事業（ 円）

地域活動支援センター機能強化事業（ 円）

その他の事業（ 円）

【コミュニケーション支援事業の現況】

問6 コミュニケーション支援事業を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問7 コミュニケーション支援事業のうち、どの事業を実施していますか。

1. 手話通訳者派遣事業
2. 要約筆記者派遣事業
3. 手話通訳者設置事業
4. その他（

問 8 平成 21 年度のコミュニケーション支援事業の決算額はいくらですか。

総 額 (円)

【内訳】

手話通訳者派遣事業（ 円）

要約筆記者派遣事業（ 四）

手話通訳者設置事業（ 円）

その他 (円)

問9 コミュニケーション支援事業を実施していない場合、その理由は何ですか。

1. 他の支援事業を優先しているため
2. 利用者が少ないため
3. 利用したいという要望が少ないため
4. 設備・人材がないため
5. コミュニケーション支援事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
6. その他（ ）

問 10 コミュニケーション支援事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

***** コミュニケーション支援事業を実施していない場合、以上で終わりです *****

依頼件数（ 件）／派遣件数（ 件）／派遣人数（ 名）／派遣時間数（ 時間）
依頼内容（依頼が多い内容を数が多い順に５件までご記入ください）

※派遣人数のカウントは、会場や研修会が同じでも、午前と午後それぞれ2名ずつの派遣となる場合は4名にして下さい。

1. 手話通訳者のみ 2. 手話通訳者や手話奉仕員
3. 手話奉仕員のみのみ 4. その他 ()

〔手話通訳者の登録〕

1. 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格したもの
2. 都道府県が行う手話通訳者登録試験に合格したもの
3. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの
4. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格したもの
5. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの
6. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格したもの
7. その他（ ）

〔手話奉仕員の登録〕

8. 都道府県が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの
9. 市区町村が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの
10. その他（ ）

手話通訳者（ 名）
手話奉仕員（ 名）

手話通訳者（約 名）
手話奉仕員（約 名）

手話奉仕員（	時間）あたり（	円）
手話通訳者（	時間）あたり（	円）
手話通訳士（	時間）あたり（	円）

問 25 手話通訳者への謝礼を算出するにあたって時間数をカウントする基準はどれですか。(複数回答可)

1. 通訳にかかった時間数のみ
2. 現場に着いてから去るまでの時間数のみ
3. 家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める
4. 報告書作成にかかる時間数も含める
5. 報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める
6. その他 ()

問 26 手話通訳者への謝礼に交通費は含まれていますか。

1. 含まれている
2. 含まれていない(交通費を別に支払う)

問 27 問 26 で「2. 含まれていない」の場合、金額はどうなりますか。

1. 実費 ※限度額がある場合は、金額を記入して下さい (円)
2. 一律 (円)
3. 支給なし
4. その他 ()

問 28 利用するにあたり、制限数を設けていますか。

1. 設けている → 1 カ月につき (回まで)、(時間数まで)、(円まで)
2. 設けていない

問 29 問 28 で「1. 設けている」の場合、その制限数を超えた場合の派遣依頼はどうなりますか。

1. 派遣依頼を断る
2. 超えた分の通訳派遣費を自己負担してもらう
3. その他 ()

問 30 派遣の範囲はどのように定めていますか。(複数回答可)

1. 医療関係
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き
3. 学校へ相談または事業に参加する場合
4. 就職面接
5. 職場での朝礼や会議等
6. 聴覚障害者の会議
7. 冠婚葬祭
8. 家族会議や親戚の集まり
9. 自治会活動など地域活動
10. 教養・文化
11. スクーリング・資格取得のための研修
12. 裁判や警察関係
13. 県知事が必要と認めるもの
14. その他 ()

問 31 県外への派遣を認めていますか。

1. 認めている
2. 条件付きで認めている(条件:)
3. 認めていない

問 32 県外からの派遣依頼を認めていますか。

1. 認めている
2. 条件付きで認めている(条件:)
3. 認めていない

問 33 市外への派遣を認めていますか。

1. 認めている 2. 条件付きで認めている（条件： ）
3. 認めていない

問 34 手話通訳者派遣事業を利用するにあたって利用料（利用者負担）を徴収していますか。

1. 徴収している 2. 徴収していない

問 35 利用料を徴収している場合、その利用料に含まれるのはどれですか。(複数回答可)

1. 手話通訳者への謝礼金
2. 派遣コーディネーターの業務料
3. 手話通訳者の現場への交通費
4. 手話通訳者の施設への入場料
5. その他 ()

問 36 手話通訳者派遣事業を実施していない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

1. 他の支援事業を優先しているため
2. 利用者が少ないため
3. 利用したい要望が少ないため
4. 設備・人材がないため
5. 手話通訳者派遣事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
6. 市区町村事業として確立しているため
7. その他（ ）

問 37 手話通訳者派遣事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

【要約筆記奉仕員（者）派遣事業の現況】

問 38 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問 39 問 38 で「2. 実施していない」の場合、以前は実施していましたか。その場合、何年から中止になりましたか。

1. 以前は実施していた → (年) から実施中止
2. 実施したことはない

問 57 県外からの派遣依頼を認めていますか。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1. 認めている | 2. 条件付きで認めている（条件：_____） |
| 3. 認めていない | |

問 58 市外への派遣を認めていますか。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1. 認めている | 2. 条件付きで認めている（条件：_____） |
| 3. 認めていない | |

問 59 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を利用するにあたって利用料（利用者負担）を徴収していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 徴収している | 2. 徴収していない |
|-----------|------------|

問 60 利用料を徴収している場合、その利用料に含まれるのはどれですか。（複数回答可）

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 要約筆記奉仕員（者）への謝礼金 | 2. 派遣コーディネーターの業務料 |
| 3. 要約筆記奉仕員（者）の現場への交通費 | 4. 要約筆記奉仕員（者）の施設への入場料 |
| 5. その他（_____） | |

問 61 要約筆記奉仕員（者）派遣事業を実施していない場合、その理由は何ですか。（複数回答可）

- | | |
|--|---------------|
| 1. 他の支援事業を優先しているため | 2. 利用者が少ないため |
| 3. 利用したいという要望が少ないため | 4. 設備・人材がないため |
| 5. 要約筆記奉仕員（者）派遣事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため | |
| 6. 市区町村事業として確立しているため | |
| 7. その他（_____） | |

問 62 要約筆記奉仕員（者）派遣事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

--

【手話通訳設置事業の現況】

問 63 手話通訳設置事業を実施していますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 実施している | 2. 実施していない |
|-----------|------------|

問 64 設置している手話通訳者数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（_____名）

問 65 手話通訳者を設置している施設はどこですか。（複数回答可）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 役所福祉局（部） | 2. 役所受付 |
| 3. 社会福祉協議会 | 4. 聴覚障害者協会 |
| 5. 聴覚障害者情報提供施設 | 6. その他（_____） |

問 66 設置手話通訳者の身分をどのようにさだめていますか。(複数回答可)

1. 正職員 (名)
2. 嘱託・契約職員 (名)
3. パート職員 (週 日) (名)
4. その他 ()

問 67 手話通訳設置事業の決算額はいくらですか。

総 額 (円)

※コミュニケーション支援事業のうち、() % を占める。

問 68 設置手話通訳者を手話通訳者として勤務職場以外に派遣することがありますか。

1. 認めている 2. 条件付きで認めている（条件： ）
3. 認めていない

問 69 手話通訳設置事業を実施していない場合、その理由は何ですか。(複数回答可)

1. 他の支援事業を優先しているため
2. 利用者が少ないため
3. 利用したいという要望が少ないため
4. 設備・人材がないため
5. 手話通訳設置事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
6. その他（ ）

問 70 手話通訳設置事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

【手話通訳者養成事業の現況】

問 71 手話通訳者養成事業を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問 72 手話通訳者養成事業を実施している団体はどこですか。

1. 役所福祉局（部）
2. 社会福祉協議会（福祉事務所）
3. 聴覚障害者情報提供センター
4. 手話通訳派遣センター
5. 聴覚障害者協会
6. 全国手話通訳問題研究会支部
7. その他（ ）

問 73 運営方式はどのようにしていますか。

1. 実施団体のみ
2. 実行委員会
→構成団体を記入して下さい（ ）
3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）

問 74 平成 21 年度の手話通訳者養成事業の決算額はいくらですか。また財源はどこですか。

総額（ ）円 財源（ ）

問 75 手話通訳者養成事業で実施しているコースはどれですか。（平成 21 年度）

1. 手話通訳士養成講座
2. 手話通訳者養成講座
3. 手話奉仕員養成講座
4. 手話通訳士・者現任研修
5. その他（ ）

問 76 平成 21 年度の手話通訳者養成事業による講座を受講した者および修了した者は何名ですか。

1. 手話通訳士養成講座 : 定員（ ）名、受講者（ ）名、修了者（ ）名
2. 手話通訳者養成講座 : 定員（ ）名、受講者（ ）名、修了者（ ）名
3. 手話奉仕員養成講座 : 定員（ ）名、受講者（ ）名、修了者（ ）名
4. 手話通訳士・者現任研修 : 参加者（ ）名
5. その他（ ）: 定員（ ）名、受講者（ ）名、修了者（ ）名

問 77 手話通訳者養成事業を実施してない場合、その理由は何ですか。

1. 他の支援事業を優先しているため
2. 利用者が少ないため
3. 受講者が少ないため
4. 講師が少ない（いない）ため
5. 手話通訳者養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
6. その他（ ）

問 78 手話通訳者養成事業に関し、現在抱えている問題・課題は何ですか。

【要約筆記奉仕員（者）養成事業の現況】

問 79 要約筆記奉仕員（者）養成事業を実施していますか。

1. 実施している
2. 実施していない

1. 役所福祉局（部）	2. 社会福祉協議会
3. 聴覚障害者情報提供センター	4. 手話通訳派遣センター
5. 聴覚障害者協会	6. 難聴者・中途失聴者協会
7. 全国手話通訳問題研究会支部	8. 全国要約筆記問題研究会支部
9. その他（	）

1. 実施団体のみ

2. 実行委員会
→構成団体を記入して下さい（ ）

3. 講師は別の団体に依頼している
→依頼先団体を記入して下さい（ ）

総額 (円) 財源 ()

1. 要約筆記奉仕員基礎コース 2. 要約筆記奉仕員応用コース
3. 要約筆記者養成コース 4. その他 ()

1. 要約筆記奉仕員基礎コース	: 定員 (	名)、受講者 (	名)、修了者 (	名)
2. 要約筆記奉仕員応用コース	: 定員 (	名)、受講者 (	名)、修了者 (	名)
3. 要約筆記者養成コース	: 定員 (	名)、受講者 (	名)、修了者 (	名)
4. その他 (	) : 定員 (	名)、受講者 (	名)、修了者 (	名)

1. 他の支援事業を優先しているため
2. 利用者が少ないため
3. 受講者が少ないため
4. 講師が少ない（いない）ため
5. 要約筆記奉仕員（者）養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため
6. その他（ ）

卷末資料 119

ヒアリング調査事項

※事前アンケートの結果をもとに討議を行う。

【手話通訳者派遣事業の現況】

1. 在住している市町村には手話通訳派遣事業がありますか。

ア はい イ いいえ ウ わからない

在住している市町村には手話通訳派遣があると答えた人

⇒どのようにして手話通訳派遣があることを知りましたか。それは個人派遣ですか。それとも団体派遣ですか。

2. 手話通訳派遣をお願いしたことがありますか。

ア はい イ いいえ

手話通訳派遣をお願いしたことがないと答えた人⇒なぜ手話通訳派遣を頼もうとしないのですか。どのような状況だったら、手話通訳派遣を頼もうと思いますか。

3. 上記質問2で「ア はい」と答えた人⇒どのような内容でお願いしましたか。(複数回答可)

ア 医療関係 イ 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き

ウ 学校へ相談または学校の行事 エ 就職面接

才 職場での朝礼や会議等 カ 聴覚障害者の会議 キ 冠婚葬祭

ク 家族会議や親戚の集まり ケ 自治会活動など地域活動

コ 教養・文化クラス サ スクリーニング・資格取得のための研修

シ 裁判や警察関係 ス 買い物

セ その他 ()

手話通訳派遣事業では認められてないが、本当は派遣してほしい内容は何ですか。

4. 手話通訳派遣依頼を断られたことがありますか。

ア はい イ いいえ

手話通訳派遣依頼を断られたのはどのような理由ですか。

手話通訳派遣依頼を断られた場合、結局はどのように対応しましたか。

5. 手話通訳者の通訳技術は平均して十分満足がいくものですが、

ア 満足 イ やや満足 ウ 普通 エ やや不満 オ おおいに不満

- ①手話通訳者の通訳技術に満足いくのはちゃんと内容を通訳しているからですか。

- ②不満なのは、具体的にどのようなことが不満ですか。

③手話通訳者の技術について、何か意見などありますか。

④行政は手話通訳者の養成に対して、どのようにすべきだと思いますか。

6. これまで、手話通訳派遣に関して、派遣先（現場）で何かトラブルはありましたか。

ア はい イ いいえ

これまで、手話通訳派遣に関して起こったトラブルはどのようなものですか。また、トラブルが起こった時、どこへ相談を持っていましたか。

7. 在住している市町村には手話通訳者設置事業がありますか。

ア はい イ いいえ ウ わからない

手話通訳者設置事業で、いつも手話通訳者に待機してほしい所はどこだと思いますか。

8. 自分が暮らしている市町村の「コミュニケーション支援事業」は十分満足がいくものですか。

ア 満足 イ やや満足 ウ 普通 エ やや不満 オ おおいに不満

具体的にどのような面で不満ですか。また、どのように改善すればよいと思いますか。

A. 「エ あまり役に立たなかった」「オ 役に立たなかった」と回答した場合⇒不満なのは、具体的にどのようなことが不満ですか。

例) 内容がつかめなかった、文字が読みにくくて疲れた、その場で意見を言えなかった など

B. 要約筆記者・奉仕員の技術について、なにかご意見がありますか。

C. 行政は要約筆記者・奉仕員の養成に対して、どのようにすべきだと思いますか。

6. これまで、要約筆記者・奉仕員派遣事業に関して、何かトラブルはありましたか。

ア はい イ いいえ

A. そのトラブルはどのようなものですか。トラブルが起こった時、どこへ相談を持っていましたか。

7. 自分が暮らしている市町村のコミュニケーション支援事業は十分満足がいくものですか。

ア 満足 イ やや満足 ウ 普通 エ やや不満 オ おおいに不満
カ よくわからない

A. どのような面で満足、または不満ですか。どのように改善すればよいと思いますか。

ご協力ありがとうございました。

ご記入頂いたアンケート用紙は返信用封筒でご提出をお願い致します。もしくは、以下の連絡先へFAXまたはEメールでご提出くださっても結構です。

【連絡先】

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SKビル 8F

財団法人全日本ろうあ連盟（担当：後藤）

TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

E-mail gotou@jfd.or.jp

都道府県
各 障害保健福祉主管部(局)長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

要約筆記者の養成カリキュラム等について

要約筆記者については、平成１８年８月１日障発第 0801002 号「地域生活支援事業の実施について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき要約筆記者（奉仕員）を派遣する事業及び要約筆記奉仕員の養成を行っているところです。

平成２１年の裁判員制度の発足などにより要約筆記者についても高い専門性をもった人材の確保が求められております。

このため、これまでの要約筆記奉仕員に加えて専門性の高い要約筆記者の養成を新たに行うこととし、要約筆記者の養成講習で使用する「要約筆記者養成カリキュラム」及び養成講習等における留意事項を定めたので、御了知の上、管内市町村及び関係団体への周知について特段の配慮をお願いします。

記

（実施主体）

- 1 要約筆記者の養成は、専門性が高いこと等から手話通訳者の養成と同様、都道府県が行うこととしている。

なお、これまで要約筆記奉仕員の養成を行っている市町村において養成を行うことは差し支えない。

（登録試験）

- 2 要約筆記者の養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者については、要約筆記者としての登録を行うこととなるが、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、登録試験を行わず、養成講習の成績等を参考に要約筆記者としての一定の水準にある者について登録を行うことができることとする。

（登録者名簿の配布）

- 3 要約筆記者として登録した者については、名簿を作成することとし、要約筆記者が住所地以外の市町村での活動や市町村による広域派遣の際の便宜を図るため、管内の市町村に配布されたい。

（要約筆記奉仕員の養成）

- 4 今回の要約筆記者の制度化により、今後、要約筆記者が要約筆記者派遣事業の主な担い手となることから、要約筆記奉仕員の養成講習は行わないこととなる。
なお、要約筆記者に係る養成講習の準備が整うまでの間において、要約筆記奉仕員の養成講習が行われることを妨げるものではない。

（補習講習）

- 5 要約筆記者派遣事業の担い手の主体を要約筆記奉仕員から要約筆記者とするため、現在の要約筆記奉仕員については、補習講習等を行うことにより、要約筆記者へのステップアップを図るようお願いする。
なお、補習講習等を修了した者に対しては、2に準じて取り扱うこととなる。

要約筆記者養成カリキュラム

養成目標	聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する。
------	--

●必修科目

【講義関係】

	時間数	教科名	目的	内容
1	4	聴覚障害の基礎知識	聞こえのしくみと聴覚障害の原因、聴覚補償、聴覚障害者のコミュニケーションを知り、聴覚障害者の現状を理解する	聞こえの仕組みと聴覚障害 聴覚補償 聴覚障害者のコミュニケーション 中途失聴・難聴者の現状と課題
2	4	要約筆記の基礎知識Ⅰ	要約筆記の歴史や事業の位置づけを学び、要約筆記者の役割を理解する	難聴者運動と要約筆記の歴史 要約筆記事業の位置づけ 通訳としての要約筆記
3	4	要約筆記の基礎知識Ⅱ	要約筆記の目的達成のための三原則の考え方を学び、表記の重要性を理解する	要約筆記の目的 要約筆記の三原則 要約筆記の表記
4	4	日本語の基礎知識	要約筆記に必要な日本語の基礎知識を学ぶ	日本語の特徴 日本語の表記 日本語の語彙と用法
5	4	話しことばの基礎知識	話し言葉の特徴について理解し、削除・省略・短縮化など要約筆記に活用する方法を理解する	話しことばと書きことば 話しことばの特徴と活用
6	2	伝達の学習Ⅰ	コミュニケーションにおける伝達の意味を確認し、要約筆記への応用について理解する	コミュニケーションの基礎理論 情報保障の基礎理論
7	2	要約の学習Ⅰ	要約の学習を通じ効果的・効率的な伝達の実現について理解する	要約の定義と意味 情報伝達における要約
8	6	社会福祉の基礎知識Ⅰ	日本の社会福祉の歴史と現状を知り、障害者福祉について理解し、権利擁護としての要約筆記の役割を理解する	日本国憲法と基本的人権の尊重 社会福祉の理念と歴史 障害者福祉の概要と施策の現状 聴覚障害者の福祉施策の現状 障害者権利条約
9	4	チームワークⅠ ※	チームでの要約筆記の技術と考え方を学び、集団に対する情報保障技術について理解する	使用機器及びネットワーク 各担当の役割 交代の意味と方法 チームでの動き方
10	4	ノートテイクⅠ ※	ノートテイクでの要約筆記技術として個人に対する情報保障技術について理解する	ノートテイクの方法 目的に応じた書き方 場面対応 利用者のニーズへの対応
11	4	対人援助Ⅰ	中途失聴・難聴者の心理を踏まえ、要約筆記者が対人援助者として必要な基礎的な理論を学ぶ	中途失聴・難聴者の臨床心理 カウンセリングの基礎理論 対人援助の基礎理論
12	2	要約筆記者のあり方Ⅰ	要約筆記者としての倫理を学び、その専門性を理解する	心構えと倫理 要約筆記者としての専門性
	44	計		

【実技関係】

	時間数	教科名	目的	内容
1	12	要約筆記の実習 ※	要約筆記の基礎的な技術を身につける	基本的な表記 基本的な要約技術
2	2	要約の学習Ⅱ	文章構造を理解し要約の技術を身につける	要約技術実習
3	2	伝達の学習Ⅱ	伝達の基本的な技術を身につける	伝達技術実習
4	6	チームワークⅡ ※	チームでの要約筆記の技術と考え方を学び、集団に対する情報保障技術を身につける	チームワークの技術
5	8	ノートテイクⅡ ※	ノートテイクでの要約筆記技術として場面に応じた情報保障技術を身につける	ノートテイクの技術
	30	計		

74 必修科目計

●選択必修科目（おおむね10時間以上を選択）

【講義関係】

	時間数	教科名	目 的	内 容
1	1	社会福祉の基礎知識Ⅱ	当該自治体の障害者福祉制度を理解する	当該自治体の障害者福祉制度
2	1	対人援助Ⅱ	対人援助についてより深く理解する	観察技術
3	2	要約筆記者のあり方Ⅱ	要約筆記者のあり方をより深く理解する	社会福祉従事者としての専門性
4	4	聴覚障害運動と手話	聴覚障害者運動や手話通訳活動の歴史を理解する	ろう運動史・ろう教育史 手話通訳の理論と実践 聴覚障害者の社会参加の実情 コミュニケーション支援の位置づけ
5	2	二人書きおよび連係入力Ⅰ ※	要約筆記の方法である二人書き、連係入力の特性を理解する	二人書きおよび連係入力の特徴 二人書きおよび連係入力の利点と注意点
	10	計		

【実技関係】

	時間数	教科名	目 的	内 容
1	6	二人書きおよび連係入力Ⅱ ※	二人書きや連係入力の基本技術を身につける	二人書き（手書き） 連係による入力（パソコン）
2	6	演習（模擬要約筆記）※	講義、実技講習の各内容を、模擬的に実践することで、要約筆記の能力を高める	講演会、会議等での全体投影 ノートテイク
3	6	現場実習 ※	講義、実技講習の各内容を集団で実践することで、要約筆記の能力を高める	集団（講演会、会議等）での全体投影
	18	計		

（注）科目名欄に※印のある科目は、手書きとパソコンでクラスを分けて行う。

(参考)

標準的な要約筆記者養成カリキュラム（学ぶ順番に整理したもの）

	教科名	内 容	時間数	
	聴覚障害の基礎知識	聞こえの仕組みと聴覚障害 聴覚補償 聴覚障害者のコミュニケーション 中途失聴・難聴者の現状と課題	4	講義
	要約筆記の基礎知識Ⅰ	難聴者運動と要約筆記の歴史 要約筆記事業の位置づけ 通訳としての要約筆記	4	講義
	日本語の基礎知識	日本語の特徴 日本語の表記 日本語の語彙と用法	4	講義
	要約筆記の基礎知識Ⅱ	要約筆記の目的 要約筆記の三原則 要約筆記の表記	4	講義
	要約筆記の実習	基本的な表記	6	実技
	話しことばの基礎知識	話しことばと書きことば 話しことばの特徴と活用	4	講義
	要約筆記の実習	基本的な要約技術	6	実技
	社会福祉の基礎知識Ⅰ	日本国憲法と基本的人権の尊重 社会福祉の理念と歴史	3	講義
選択必修	聴覚障害運動と手話	ろう運動史・ろう教育史 手話通訳の理論と実践 聴覚障害者の社会参加の実情 コミュニケーション支援の位置づけ	4	講義
	社会福祉の基礎知識Ⅱ	障害者福祉の概要と施策の現状 聴覚障害者の福祉施策の現状 障害者権利条約	3	講義
選択必修	社会福祉の基礎知識Ⅲ	当該自治体の障害者福祉制度	1	講義
	伝達の学習Ⅰ	コミュニケーションの基礎理論 情報保障の基礎理論	2	講義
	伝達の学習Ⅱ	伝達技術実習	2	実技
	要約の学習Ⅰ	要約の定義と意味 情報伝達における要約	2	講義
	要約の学習Ⅱ	要約技術実習	2	実技
	チームワークⅠ	使用機器及びネットワーク 各担当の役割 交代の意味と方法 チームでの動き方	4	講義
	チームワークⅡ	チームワークの技術	6	実技
	ノートテイクⅠ	ノートテイクの方法 目的に応じた書き方 場面対応 利用者のニーズへの対応	4	講義
	ノートテイクⅡ	ノートテイクの技術	8	実技
選択必修	演習（模擬要約筆記）	講演会、会議等での全体投影 ノートテイク	6	実技
選択必修	現場実習	集団（講演会、会議等）での全体投影	6	実技
選択必修	二人書きおよび連係入力Ⅰ	二人書きおよび連係入力の特徴 二人書きおよび連係入力の利点と注意点	2	講義
選択必修	二人書きおよび連係入力Ⅱ	二人書き（手書き） 連係による入力（パソコン）	6	実技
	対人援助Ⅰ	中途失聴・難聴者の臨床心理 カウンセリングの基礎理論 対人援助の基礎理論	4	講義
選択必修	対人援助Ⅱ	観察技術	1	講義
	要約筆記者のあり方Ⅰ	心構えと倫理 要約筆記者としての専門性	2	講義
選択必修	要約筆記者のあり方Ⅱ	社会福祉従事者としての専門性	2	講義

（注） 選択必修は上記の「選択必修」から10時間以上を選択。（必修講義44時間、必修実技30時間、選択必修10時間以上、合計84時間以上）

参考資料2：県・市町村回答率一覧表

		都道府県		市町村		
		回答	回答率	総数	回答数	回答率
1	北海道	○	100%	179	81	45.3%
2	青森県	○	100%	40	25	62.5%
3	岩手県	○	100%	34	21	61.8%
4	宮城県		0%	35	15	42.9%
5	秋田県	○	100%	25	16	64.0%
6	山形県	○	100%	35	21	60.0%
7	福島県	○	100%	59	36	61.0%
8	茨城県		0%	44	23	52.3%
9	栃木県	○	100%	27	20	74.1%
10	群馬県	○	100%	35	30	85.7%
11	埼玉県	○	100%	64	44	68.8%
12	千葉県	○	100%	54	35	64.8%
13	東京都	○	100%	62	36	58.1%
14	神奈川県	○	100%	33	20	60.6%
15	新潟県	○	100%	30	13	43.3%
16	富山県	○	100%	15	11	73.3%
17	石川県	○	100%	19	12	63.2%
18	福井県	○	100%	17	12	70.6%
19	山梨県	○	100%	27	14	51.9%
20	長野県	○	100%	77	36	46.8%
21	岐阜県	○	100%	42	30	71.4%
22	静岡県	○	100%	35	25	71.4%
23	愛知県	○	100%	57	39	68.4%
24	三重県	○	100%	29	20	69.0%
25	滋賀県	○	100%	19	12	63.2%
26	京都府		0%	26	15	57.7%
27	大阪府	○	100%	43	24	55.8%
28	兵庫県		0%	41	23	56.1%
29	奈良県		0%	39	17	43.6%
30	和歌山県	○	100%	30	16	53.3%
31	鳥取県	○	100%	19	10	52.6%
32	島根県		0%	21	10	47.6%
33	岡山県	○	100%	27	12	44.4%
34	広島県	○	100%	23	14	60.9%
35	山口県	○	100%	19	12	63.2%
36	徳島県		0%	24	6	25.0%
37	香川県	○	100%	17	9	52.9%
38	愛媛県	○	100%	20	10	50.0%
39	高知県	○	100%	34	15	44.1%
40	福岡県		0%	60	29	48.3%
41	佐賀県	○	100%	20	9	45.0%
42	長崎県	○	100%	21	15	71.4%
43	熊本県	○	100%	45	19	42.2%
44	大分県	○	100%	18	10	55.6%
45	宮崎県	○	100%	26	12	46.2%
46	鹿児島県	○	100%	43	19	44.2%
47	沖縄県	○	100%	41	18	43.9%
		39	83.0%	1750	971	55.5%

「コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査」委員会

委員 小中英一（全日本ろうあ連盟副理事長：委員長）

松本正志（全日本ろうあ連盟理事）

高岡 正（全国難聴者・中途失聴者団体連合会理事長）

三宅初穂（全国要約筆記問題研究会理事長）

林 智樹（日本手話通訳士協会理事）

小山秀樹（全国手話通訳問題研究会理事）

「コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者に対する調査」報告書

発行責任 財団法人 全日本ろうあ連盟

本部事務所 〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

電話 (03) 3268-8847 / FAX (03) 3267-3445

発行日 平成23(2011)年3月31日発行

本事業は、独立行政法人社会福祉医療機構の、平成22年度補助事業により実施しました。